

2013 年度（平成 25 年度）
自己点検・評価報告書

日本赤十字秋田看護大学

目次

平成 25 年度 自己点検・評価報告書

序章	1
本章	3
【基準 1】 理念・目的	3
1. 現状の説明	3
2. 点検・評価	6
3. 将来に向けた発展方策	6
4. 根拠資料	7
【基準 2】 教育研究組織	7
1. 現状の説明	7
2. 点検・評価	11
3. 将来に向けた発展方策	11
4. 根拠資料	12
【基準 3】 教員・教員組織	12
1. 現状の説明	12
2. 点検・評価	17
3. 将来に向けた発展方策	17
4. 根拠資料	18
【基準 4】 教育内容・方法・成果	18
・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	18
1. 現状の説明	18
2. 点検・評価	23
3. 将来に向けた発展方策	24
4. 根拠資料	25
・教育課程・教育内容	25
1. 現状の説明	25
2. 点検・評価	28
3. 将来に向けた発展方策	28
4. 根拠資料	29

・教育方法	29
1. 現状の説明	29
2. 点検・評価	34
3. 将来に向けた発展方策	35
4. 根拠資料	36
・成果	36
1. 現状の説明	36
2. 点検・評価	38
3. 将来に向けた発展方策	38
4. 根拠資料	39
【基準 5】 学生の受け入れ	39
1. 現状の説明	39
2. 点検・評価	45
3. 将来に向けた発展方策	46
4. 根拠資料	47
【基準 6】 学生支援	47
1. 現状の説明	47
2. 点検・評価	50
3. 将来に向けた発展方策	51
4. 根拠資料	51
【基準 7】 教育研究等環境	52
1. 現状の説明	52
2. 点検・評価	60
3. 将来に向けた発展方策	61
4. 根拠資料	62
【基準 8】 社会連携・社会貢献	62
1. 現状の説明	62
2. 点検・評価	70
3. 将来に向けた発展方策	73
4. 根拠資料	75
【基準 9】 管理運営・財務	75
・管理運営	75
1. 現状の説明	75
2. 点検・評価	78
3. 将来に向けた発展方策	79

4. 根拠資料.....	79
・ 財務.....	80
1. 現状の説明.....	80
2. 点検・評価.....	82
3. 将来に向けた発展方策.....	82
4. 根拠資料.....	83
【基準10】 内部質保証.....	83
1. 現状の説明.....	83
2. 点検・評価.....	84
3. 将来に向けた発展方策.....	84
4. 根拠資料.....	85
終 章.....	86

序 章

日本赤十字秋田看護大学看護学部および大学院看護学研究科（修士課程）は、平成 25 年（2013 年）3 月に、第 1 回卒業生と第 1 回修了生を送り出したところである。そして、今年 4 月からは、学長や学部長、研究科長、その他の教学人事の交代があり、本学における完成年次後の新たなステージへと歩み始めた年である。これまでの教育・運営活動の評価をふまえて、さらに充実・拡大させていくための新たな計画・実施展開が求められている。

新学長として就任時の「大学運営に関する所信」は以下の通りである。

日本赤十字秋田看護大学は、東北地方における唯一の日本赤十字看護大学として平成 21 年（2009 年）に開学している。これには日本赤十字社秋田支部での救護看護婦養成時代からの 110 年以上の歴史を築き上げてこられた諸先輩や関係者の多くの皆様のご尽力と、日本赤十字秋田看護大学に対する大きな期待を寄せられてのことと推察される。私は、これまでの歴史と伝統を受け継いでいくと共に、新しい教育機関として歩んでいる日本赤十字秋田看護大学の「建学の精神：人道 Humanity」および「教育理念」を引き続き具現化できるよう教育研究・管理運営を行なっていこうと考えている。

わが国の社会における科学の進歩や医学の高度化、人口年齢および疾病構造の変化や人々の健康生活に対する価値観の多様化により、看護実践・看護教育において看護の質の向上、看護の専門分化、チーム医療としての看護実践、看護の役割拡大が社会から求められている。また、国内外における災害の発生への対応が求められ、特に赤十字の組織的な救護支援への期待は大きいと感じている。このような社会状況にあって、日本赤十字秋田看護大学は看護学部および大学院、そして日本赤十字秋田短期大学の介護福祉学科を擁していること、さらにその教育目的から得られた成果は、社会に十分に貢献できるものと思われる。この 3 月に第 1 回の看護学部卒業生・大学院修了生を輩出していることから、開学計画当初からの教育・運営活動の評価をふまえて、さらに教育内容を充実・拡大させていくために新たな教育計画・実施を行なっていく必要があると思う。また、高齢者や在宅療養者が増加している現状への対応として、介護福祉学科の充実を図っていく必要があると考える。さらに、教育内容や方法に応じた学習環境の整備や修学資金、社会人学生への学習時間の確保や、教職員の FD/SD 活動も同時に促進していく必要がある。

また、日本赤十字秋田看護大学は、学校法人日本赤十字学園組織の一員であることから、組織を構成する他大学と教育研究における連携を考えていきたいと考えている。看護教育の専門化への対応、教育交流・人事交流、研究プロジェクトの企画・参画を促進していきたい。そして、教育の理念にある「学術の中心」として、日本赤十字社秋田県支部や東北地方の赤十字支部や赤十字病院の看護者・介護者教育研究活動の拠点としての活動を推進していきたいと考えている。

平成 25 年度の運営はこれまでの路線を基盤におきながら展開し、次年度から予定されている学校法人日本赤十字学園の第二次中期計画に合わせて、本学の現状の見直しと計画立案に向けて取り組んできた。教職員からの意見および情報収集を目的として、准教授以

上の教員面談を8月～9月に実施、教職員からの大学運営に関するアンケート調査を12月に行い、それらの結果については、本書にも反映されたものとなっている。また、規程の見直しを学園からの要請と学内における運用上の課題から実施するために、ワーキンググループによる検討を開始した。さらに、前年度からの継続プロジェクトとして、「大学院博士課程開設」プロジェクトと、「講堂設置計画」プロジェクトを展開した。

このように、今年度の自己点検・評価報告書は、教職員が新たな目標に向かい、大きく動き出した実績を記したものであるように思われる。

日本赤十字秋田看護大学
学長 安藤 広子

本 章

【基準1】 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1> 大学全体

日本赤十字秋田看護大学は、赤十字の基本原則である人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性に則り、赤十字の看護を遂行する目的で設置された大学であり、その教育理念は、世界的な人道機関としての赤十字の理念に示されている“人道 (Humanity)”を建学の精神としている。つまり、学部、研究科ともに、“人道”に基づく生命の尊厳と人間性の尊重の上に教育理念は設定されており、国内外の社会の変化に伴う看護ニーズを認識し、保健・医療・福祉システムの一員として看護活動ができ、基礎的な能力を有し、将来、看護教育・研究の発展に資することができる看護専門職を養成することを目指すものである。

本学は明治 29 年 (1896 年) に開設した日本赤十字社秋田支部病院救護看護婦養成所を前身としており、117 年の看護教育の歴史の上で、各々の時代に応じた看護の役割を果たすべく教育が実行されてきた。その結果、卒業生はそれぞれの場での活躍により看護の実践に寄与してきているが、いつの時代にも「生命を守る」という理念が貫かれてきた。これらを基盤とした本学の理念・目的は、看護の実践と看護学を追及することにより社会に貢献することであり、学校教育法第 83 条 (目的) に適合するものである。

また、本学の個性は、赤十字の大学の一つとして存在しており、赤十字の原則である“人道”を基本とした理念・目的を掲げていることである。“人道”とは、本来人の持つ人に対する基本的な考え方であり、医療、看護の中では欠く事の出来ない感性である。本学の教育理念・目的の中では、これを謳い、かつ専門分野の学問への貢献を謳っており、大学の個性と特徴を明確に示している (資料 1-1 授業要綱 p. 3)。

<2> 看護学部

日本赤十字秋田看護大学の学則 (資料 1-2) には、第 2 条に教育研究上の目的として「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を享受研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする」と掲げている。

さらに、教育目的を、「『人道 : Humanity』の理念を基調として活躍できる人材を育成する。また、科学的な看護を実践するために主体的な行動力と感性を備え、社会性豊かな人間形成、さらに優れた問題解決力を持って、国内外を問わず人々の保健医療・福祉・救護の向上に寄与できる看護専門職者を養成すること」と謳っており、建学の精神の達成と学校教育法 83 条 (目的) に基づく大学の使命を明確にしている。(資料 1-1 授業要綱 p. 3)

<3> 看護学研究科

本大学院の教育理念は、「活動のあらゆる状況の中で、その人の生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する働きをする」と謳う“人道”を基本とした赤十字の理念のもとに、あらゆる人々の健康に貢献する事である（資料 1-3 大学院学習要項・便覧 修士課程 2013 本学の概要）。この教育理念に則り、広い視野に立ち、深い学識を教授し、人間性を涵養すると共に、看護学における研究能力並びに高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培い、社会に貢献できる有為な人材を育成することを教育目的とする。

本研究科の教育目的と育成する人材像を表 1-1 に示す。

具体的には、「がんと生活」「健全な次世代」を標榜することにより、関連する学問と相まって学術の理論及び応用を教授研究すると共に、高度な専門性を要する職業を担うための深い学識及び卓越した能力の育成により、地域に貢献する事をめざしており、学校教育法第 99 条、及び大学院設置基準第 3 条に記載されている目的に則っている。

表 1-1 研究科の教育目的と育成する人材像

教育目的	教育目標（育成する人材像）
広い視野に立って、深い学識を教授する	人の生活と健康を考慮し高度な判断のもとに支援できる人
人間性の涵養	人の尊厳を確保する為の倫理観を持ち、「人道」に基づく感性を有する人
看護学における研究能力を培う	高度な医療や医療政策に対応する看護の方法論を評価できる人
高度な専門性を必要とする看護職者としての能力の育成	深い洞察力に裏付けられた高度な専門性を持つ職業人

本研究科の特色は、日本赤十字秋田看護大学の大学院として赤十字の看護の原則に基づき、かつ、秋田県の健康課題として挙げられる「がん」「少子高齢」という地域性を取り上げている点にある。

以上の教育理念、教育目的、育成する人材像は継続して追求・発展されている。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

＜1＞ 大学全体

本学の教育理念および教育目的については、毎年度初めに、看護学部における「授業要綱」（資料 1-1）「学生便覧」（資料 1-4）、看護学研究科の「学習要項・便覧」（資料 1-3）を対象となる学生と全教職員に配布し、また、ホームページに掲載して一般社会にも周知している（資料 1-5）。

平成 25 年版の看護学研究科（看護学専攻）大学院学習要項・便覧（資料 1-3）にも建学の精神、教育理念、教育目的、国際赤十字・赤新月運動の基本原則を最初に掲げ、大学構

成員（教職員および学生）への周知を図っており、ホームページ上にも新しいバージョンを掲載して社会への周知も図っている。

〈2〉 看護学部

学部の理念と目的については、全学生、教職員に毎年配布している「授業要綱」（資料 1-1）の最初に明示している。また、ホームページ上にも掲載している（資料 1-5）。

具体的には、本学の理念・目的は学生の入学時及び学年進行時（奇数セメスター開始時）にその都度、授業要綱・学生便覧を基に、教務委員会所属の教員により説明している。また、特に入学生に対しては、入学時ガイダンスにおいて、学部長（教務委員長）から説明を行っている（資料 1-6）。

教職員に対しては、授業要綱・学生便覧を配布すると共に、新採用教員・職員には入職時オリエンテーションで学部長が具体的に本学の理念・目的を説明する。また、新採用職員は毎年日本赤十字社が実施している「学校法人日本赤十字学園 職員対象赤十字FD・SD研修会」へ参加することとしており、赤十字の理念を学び、本学の教育との関連を考える機会となっている（資料 1-7）。

受験生には、高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等で、大学案内（資料 1-8）、学報“カリヨン”（資料 1-9）、募集要項（資料 1-10）等を用いて本学の理念・目的を説明している。社会一般に対しても、ホームページ、大学案内、学報“カリヨン”等にて公表をしている。また、学生のボランティア活動に関する広報や報道等も大学の理念・目的を伝える機会となっている（資料 1-11）。

〈3〉 看護学研究科

看護学部属する教職員とは大学院設置の際にその趣旨を共有すると共に、新採用職員には入職時オリエンテーションで学長から説明をしている。

看護学部学生には進路説明会において、研究科長が大学院教育の概要を紹介し（資料 1-12）、また看護学研究科新入生には、入学時のガイダンスにおいて、大学院学習要項・便覧を基に本大学院の教育理念、教育目的及び教育目標に関して研究科長より説明を行っている（資料 1-13）。

一般社会に向けては、学生募集に際して、大学案内、大学院案内、大学院募集要項（資料 1-14）を用いて説明を行うと共に、大学ホームページ等により学外に向けて公表している。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

大学開学当初（平成 21 年度）から、学長の下に評価センターを設け、自己点検・自己評価を行い、教育理念・目的の点検を行っている（資料 1-15）。また、平成 23 年度には大学院看護学研究科が開設され、点検・評価に加わった。

〈2〉 看護学部

大学設立年度より年度毎に、自己点検・評価を実施している（資料 1-16）。

〈3〉 看護学研究科

本学全体として評価センターを中心に行っている自己点検・評価に加え、毎月開催される研究科委員会において、理念・目的に関連して提起される課題に関して検討を行っている（資料 1-17）。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

平成 24 年度に看護学部、看護学研究科ともに完成年度を迎えた本学は、学校教育法に則る学士課程及び修士課程として、また赤十字の大学、大学院として、その理念・目的は相応しく、妥当なものであると考えられた。

短大の認証評価が平成 26 年度に行われることに伴い、大学教育の構成員自身が教育の質向上のために P D C A サイクルを展開すべく、評価センターで検討を行ってきた。

② 改善すべき事項

大学・学部・研究科等の理念・目的については教職員、学生に周知徹底させる内部努力を図るとともに、その適切性についての検証を今後も進める。点検・評価に関して、従来まで行われていた自己点検・評価は、どちらかと言えば現状の記載が中心であった。それは、学校教育法第 109 条の基本的な目的、あるいは第 2 期の認証評価により求められている大学教育の構成員自身が教育の質向上のために P D C A サイクルを展開すると定義されている内部質評価には十分かなうものはいがたい。

今後は、大学・学部・研究科等の理念・目的に適切に適うために、Diploma Policy（以下 D P と略）、Admission Policy（A P）、Curriculum Policy（C P）についてもワーキンググループなどを立ち上げるなどして点検・評価及び、作成・検証していく必要がある。さらに、教職員自らが自己点検自己評価をするシステムを構築していくことにより、大学・学部・研究科等の理念・目的に照らした内部質評価の一層の向上が求められる。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

赤十字の理念を基調とした本学の学士および修士教育が更に発展するために、大学・学部・研究科等の理念・目的などに関して全員で意見交換のできる形式の研修会（ワークショップ等）を開催し、更なる教員間の交流による意見交換を可能にし、教職員の意識向上を図る。

前述のように、本年度は D P の原案づくりに向けたたたき台となる「項目一覧表」（資料 1-18）作りが行われた。

自己点検・評価については、内部質保証を重視して、全額組織（学部、研究科の部局を含め）において評価基準を設けて実施した。

② 改善すべき事項

今後は、本学の建学の精神である赤十字の“人道（Humanity）”に基づく生命の尊厳と人間性の尊重に基礎づけられた教育理念・目的に則った大学の Policy をより明確にさせ、教員・職員全員がそれを一層意識化し、共有を図れるようにする。大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について、教育目的に照らして点検をさらに進めていくところが必要

である。

自己点検・評価に関しては、内部質保証を目的とした大学基準協会の基準に則り大学の改善を基本とした評価・点検の作業を平成 24 年度から行い、今後も適切な検証体制を工夫していく。

また、平成 26 年度からは、教職員自らが自己点検・自己評価をするためのシステムを構築し、「自己評価シート」の作成に取り掛かる。

4. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成 25 年
- 1-2 日本赤十字秋田看護大学学則
- 1-3 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成 25 年
- 1-4 日本赤十字秋田看護大学学生便覧 平成 25 年
- 1-5 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ
- 1-6 ガイダンス日程（平成 25 年度 各学年）
- 1-7 学校法人日本赤十字学園 職員対象赤十字 F D ・ S D 研修会
- 1-8 日本赤十字秋田看護大学大学案内 平成 25 年度
- 1-9 学報カリヨン No. 3
- 1-10 看護学部看護学科学生募集要項 平成 25 年度
- 1-11 学生のボランティア活動に関する広報資料
- 1-12 進路説明会資料
- 1-13 看護学研究科入学時ガイダンス日程
- 1-14 大学院看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項 平成 25 年度
- 1-15 評価センター規程
- 1-16 自己点検・評価報告書（平成 21～24 年度）
- 1-17 研究科委員会議事録（平成 25 年度）
- 1-18 D P 原案のための「項目一覧表」

【基準 2】 教育研究組織

1. 現状の説明

- (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

< 1 > 大学全体

日本赤十字秋田看護大学の教育研究組織図を図 2-1 に示した。赤十字の目指す理念に基づく目的達成のために、大学の教育理念・目的に基づき看護学部、看護学研究科ではそれぞれに教育研究組織を設置している。しかし、教員全員が両教育に関与する教員であり、研究科委員会に属する委員会を除き、委員会は看護学部と看護学研究科は共同で実施している。また、日本赤十字看護大学は平成 21 年に、前身である日本赤十字秋田短期大学看護学科から改組した大学であり、現在、日本赤十字秋田短期大学には介護福祉学科が単科で存在している。したがって、同じ校舎で学習する学生達への教育・研究・学園生活に関

しての共通理解を得るため、委員会活動も短期大学と合同で実施しており、各々の教授会の外に大学看護学部、大学院看護学研究科、短期大学での合同教授会を毎月1回開催している。

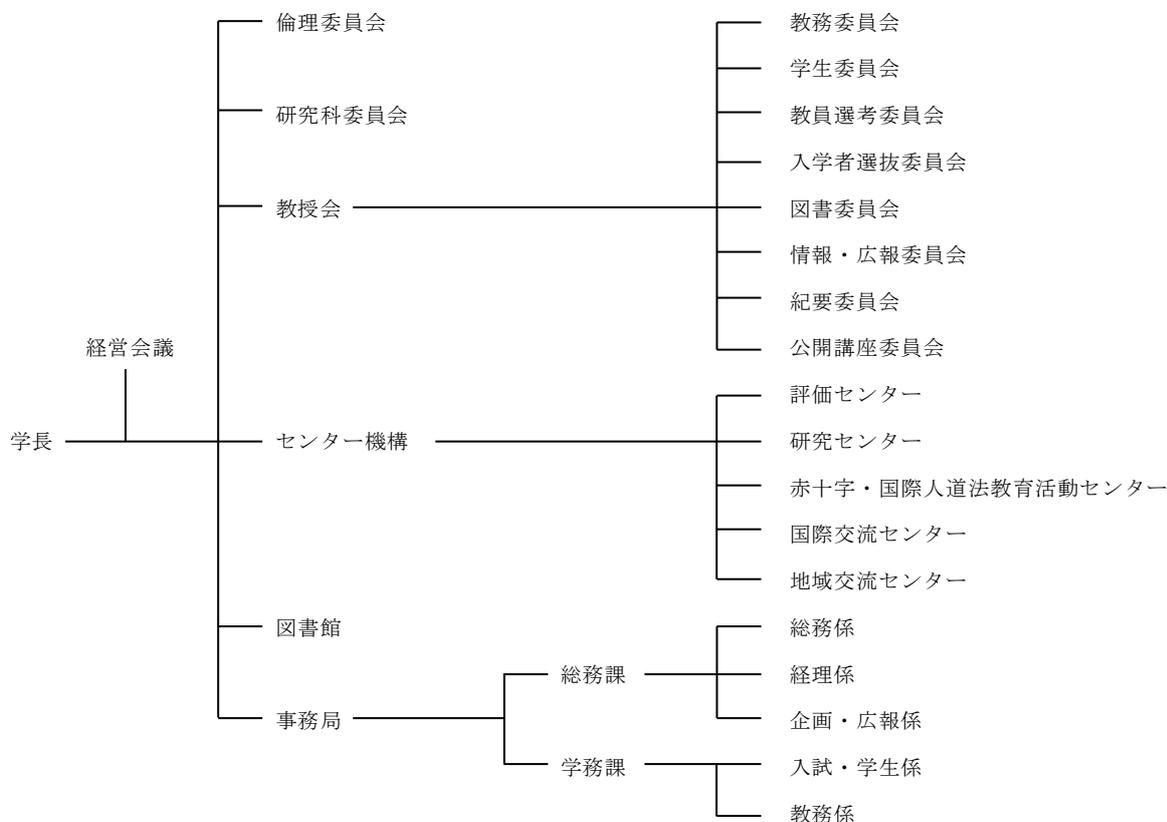


図2-1 教育研究組織

研究教育組織は、図2-1に示すように、学長の下に大学の経営方針・基本計画を担う経営会議を置き、経営会議は大学の経営面に関して学長を補佐している（資料2-1）。学長・経営会議の下に大学の教育・研究を司る機能として、教授会（学部教授会）、研究科委員会（大学院教授会）、学生教育に直接ではないが大学として構成上必要な機能を持つセンター機構、学園内外の人的な問題を扱う倫理委員会、図書館、事務局で構成されている。また、危機管理組織体制に関する規程があり、大学設置基準に則った構成であるとともに、危機管理に関する体制が整えられている（資料2-2）。

本学の教育研究組織は、他大学との比較の上で本学の個別性にも対応している。つまり、センター機構の中に、赤十字・国際人道法センターを設置することで、赤十字の理念の啓発と活動を活発にしている（資料2-3）。さらに国際交流センターは、より広く国際的に知識を広める本学の教育の目的と赤十字の国際性に沿うものである（資料2-4）。

また、本学の個別性の一環であり、また本来大学組織の目指すべき地域への貢献に鑑み、特に高齢社会である秋田県に対応するために、地域交流センターを設けている（資料2-5）。同様に、市民への生涯教育を提供する目的で、公開講座委員会がある（資料2-6）。

これらの教育研究組織に関しては、規程上では大学と短期大学は別々に定められている

が、運用上では合同規程を設けて、一部の委員会、センターを除き、併設する短期大学と合同で活動を行なっている。

日進月歩する研究に関しては、研究センターが情報の提供や研究指導に関わるとともに、研究倫理審査を担当し、さらに、FD/SD を担当する組織として研究会の企画・実施を行っている（資料 2-7）。

また、日本赤十字学園が所轄する他の 5 大学との教育上での繋がりには、学長会議の他に、学部長あるいは研究科長で構成する赤十字学園のカリキュラム委員会があり（資料 2-8）、各々の大学の意見交換が行われるほか、研究的な繋がりには、日本赤十字看護学会の学術集会を通して行われており、看護学と赤十字看護の発展への貢献となっている。日本赤十字看護学会は発足 14 年目を迎え、共通の理念「人道」のもとに集い、学術集会を通じて研究に教育に相互に研鑽する場を設けている。平成 25 年までの学術集会のテーマを表 2-1 に示した。平成 25 年度は、本学日本赤十字秋田看護大学で開催した。

表 2-1 日本赤十字看護学会学術集会

	メインテーマ	会長	開催地	開催年度
1	21 世紀の赤十字の看護	樋口康子	東京都	2000. 5. 27
2	看護教育、21 世紀の叡智を求めて	濱田悦子	東京都	2001. 5. 26-27
3	情報化社会と看護 IT Society & Nursing Practice	松木光子	北海道	2002. 6. 14-15
4	変わりゆく医療と赤十字看護の役割	稲岡文昭	広島県	2003. 6. 6-7
5	国際化時代における赤十字看護・教育のチャレンジ	森美智子	東京都	2004. 6. 4-5
6	21 世紀の赤十字看護の方向性を考える	小島道代	福岡県	2005. 6. 10-11
7	いま、求められる赤十字のヒューマンケアと看護実践	今泉正子	秋田県	2006. 6. 16-17
8	看護活動と地域社会との協働 Nursing Activities : Working with Local Communities	小西美智子	愛知県	2007. 6. 16-17
9	認知症の人と家族の暮らしを支える看護を考える Discussing the Nursing-Support for the life of Elderly with Dementia Family Caregivers	奥野茂代	京都府	2008. 6. 14-15
10	語ろう 看護の夢 Nursing our dream	守田美奈子	東京都	2009. 6. 20-21
11	看護師の品格を考える	石井トク	北海道	2010. 6. 19-20
12	看護の原点をたぐりよせ未来につなぐ英知	岡崎美智子	福岡県	2011. 6. 25-26
13	臨床看護のグランドデザイン	阿保順子	長野県	2012. 6. 16-17
14	これからの災害看護—東日本大震災と赤十字救護活動—	細越幸子	秋田県	2013. 6. 22-23

< 2 > 看護学部

看護学部では規程に従い、学部の教授会を毎月開催し、学長が運営している（資料 2-9）。また、学部長は学生の学習に関わる教務委員会（下部組織として、カリキュラム委員会・臨地実習委員会・教材委員会・PBL テュートリアル教育委員会・国試対策委員会を設置）を統括・運営している（資料 2-10）。

本学の教育目的に謳っている「主体的な行動と感性」を育む教育方策としては、PBL

チュートリアル教育委員会を中心に、全学年を通してPBLチュートリアル教育が行われている（資料 2-11）。

また、主として看護学部学生と短期大学学生の学生生活については、学務部長が学生委員会を統括してその任に当たっている（資料 2-12）。

研究に必須である図書の充実については、図書館長を中心とする図書委員会の活動により必要な図書の選書を募り、図書館の管理・運営にあたっている（資料 2-13）。学務に関しては、事務局の学務課長が統括しているが、教務係長の下に看護学部担当職員がおり、教育環境を整えている（資料 2-14）。

< 3 > 看護学研究科

看護学研究科は、学長が統括する大学組織の中で、大学の学部教授会と並ぶ研究科委員会（大学院の教授会）として、研究科長のもとに研究科の教育研究組織として位置づけられている（資料 2-15）。

研究科委員会には、入学選抜に関する事項を日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程（資料 2-16）に則り実施する入学者選抜委員会と論文審査委員会がある。論文審査委員会は研究指導教授（平成 25 年度 7 名）で構成され、日本赤十字秋田看護大学学位規程（資料 2-17）に従い申請された修士論文の審査に関する業務を行う（資料 2-18）。

研究科の教育研究に関しては、研究科委員会の中で検討、実施をするが、学内委員会活動、センター活動等の学内活動に関しては、大学学部及び短期大学と合同で行っている。

赤十字の理念の下に教育活動を行っている大学の中にあり、研究科はさらなる高度な教育研究を目指しており、そのための適切な組織を構築している。

本研究科は秋田県の抱える健康課題である高齢化、がんによる高い死亡率、高い自殺率、少子化を踏まえ、「がんと生活」「健全な次世代」を謳い、地域の要請に答えるべく平成 23 年度に開学した。開学にあたり、秋田県、秋田県医師会、秋田県看護協会から日本赤十字学園理事長宛の要望書の提出を受けており、がん看護学（CNS 教育）、助産学（国家試験受験資格教育）も開講しており、高度専門看護職の育成をしている（資料 2-19）。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

< 1 > 大学全体

本学は看護学部、看護学研究科共に開設時に計画した教育研究組織の下で、教育、研究を遂行してきた。この間においては、各委員会が教育研究組織の適切性を検証している。

< 2 > 看護学部

各委員会やセンターで検証し、大学組織の構成としての適切性は認められており、規程に則り、各々で活発な活動も行われた。しかし、国際交流センター、地域交流センターなどにおいては、活動は行っているが、それらの活動と学内の教育、研究、社会貢献との関連性と位置づけが必ずしもはっきりしていないことが課題であった。看護学部の教育研究組織の適切性について、さらに検証を進めていきたい。

また、同じ教員が類似した委員会に所属しているなど、会議への重複が見られる点は運営上の課題である。

＜3＞ 看護学研究科

大学院生も学園で生活する学生であるが、学部、短期大学の学生数と比較して著しく少ない人数であるために、配慮されにくい点も見受けられた。

上記のような状況が前年度までに見られたため、研究科独自のカリキュラム委員会、教務委員会の設置についての検討が本年度行われ、次年度には設置される予定である。また、学生委員会に、さらには必要に応じて他の委員会にも、研究科から委員を送り込むことも今後必要と考えられた。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

平成 25 年度は、看護学部、看護学研究科ともに完成年度を経過し、組織のあり方に関して委員会、経営会議で見直し等の検討が行われた。

② 改善すべき事項

各委員会及びセンターの規程を見直したところ、それぞれの目的は文章化されているが、国際交流センターや地域交流センターでは、大学の意図する教育、研究、社会貢献などとの関連性が必ずしも十分に示されていないところがあった。

また、教員数に比べて、委員会、センターの数が多いこと、さらに限られた教員が多くの委員会などを担当する状況が見られた。また、実習の多い学部のカリキュラムの中では、委員会などの会議の日程の調整に困難が存在した。特に学部教務委員会に関しては、委員会の整理をするとともに人選に配慮が必要である。

大学院学生に関しては、大学院教員の多くが学部専任教員でもあり、委員会・センターにおいて大学院学生について配慮する機会が少なかった。

大学院学生の在籍数が平成 25 年度には 31 名と多くなったため、大学院生専用の研究室における机やパソコンなどのアメニティを考えていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

大学を運営する組織として、また、本学としての個別化を進める上でも機能し易い体制を求めて、平成 25 年度には各委員会、センターの規程の見直しを行い、必要な部分については改訂を行い、組織の内容に関する検討を進めてきた。その結果として、組織を見直し、次年度には改変する予定である。

② 改善すべき事項

教員数は限られているので、限られた人材でいかに効率よく組織の活動が回転できるかを配慮し、適材適所の人材配置を考える必要がある。

特に学部教務委員会の下部委員会を整理し、学部長職が直接に統括する必要のない組織について、本年度（平成 25 年度）には各委員会、センターの規程の見直しを行い、数年かけて、組織の構造を検討するスタートを切った。

看護学研究科の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものと考えられるが、今

後は、現在は置かれていない研究科独自のカリキュラム委員会、教務委員会を設置することが課題である。また、がん看護学のCNS教育については、現行の26単位から高度看護実践のための38単位に漸次移行していくことから、本研究科でも、がん看護専門看護師教育課程を改正し、平成27年度の開講を目指して申請を行っていく予定である。

長期履修学生等の増加により大学院の学生数が増えることによる業務の増加を考慮し、看護学研究科に教務委員会を組織する。また、大学院教育の学内での認知の向上を図るためにも、研究科の代表として院生の立場での提案を行える研究科の教員を決定し、各委員会・センターに参加させる検討を平成25年度に行い、研究科委員会を経て平成26年度より実施する。

研究科の教務委員会は前述のように平成26年度に設置される予定である。また、各委員会・センターには研究科に属する委員が参加する予定である。

4. 根拠資料

- 2-1 日本赤十字秋田看護大学経営会議規程表
- 2-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制規程
- 2-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字・国際人道法教育活動センター規程
- 2-4 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程
- 2-5 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程
- 2-6 日本赤十字秋田看護大学公開講座委員会規程
- 2-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター規程
- 2-8 平成25年度日本赤十字学園法人本部会議予定
- 2-9 日本赤十字秋田看護大学教授会規程
- 2-10 各委員会規程
- 2-11 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成25年（既出1-1）
- 2-12 日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程
- 2-13 日本赤十字秋田看護大学図書委員会規程
- 2-14 学務課人員配置
- 2-15 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科委員会規程
- 2-16 日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程
- 2-17 日本赤十字秋田看護大学学位規程
- 2-18 日本赤十字秋田看護大学大学院学位論文審査委員会規程
- 2-19 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成25年（既出1-3）

【基準3】 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1> 大学全体

普遍的な“人道”の考えをもって看護教育に携わることが出来る人材を基本的な理念と

して、職位により大学教育に相応しい学歴、職歴、教育研究上の業績、社会活動の実績の有無等を重ねて教員像として描いている。また、教員組織の基本単位は学科目であるが、関連する看護学の科目を合わせて、教員の配置を考えている。

〈2〉 看護学部

大学看護学部では、学則第2条（教育研究上の目的）を果たす能力・資質等を備えた教員を必要としている。

表3-1 平成25年度看護学部看護学科教員配置

分野	領域	専任教員数	計	助手	
基礎分野	教養教育科目	教授1、准教授2、講師2、助教1	6	0	
専門基礎分野	専門基礎科目	教授3	3	0	
専門分野	基礎看護学領域	基礎看護学	教授2、准教授1、講師2、助教1	6	0
	臨床看護学領域	成人看護学	教授2、准教授1、講師2、助教1	6	0
		老年看護学	教授1、准教授1、講師1、助教1	4	0
		小児看護学	教授1、准教授2	3	1
		母性看護学	教授2、准教授1、講師2、助教1	6	0
	広域看護学領域	精神看護学	教授1、講師1、助教1	3	0
		公衆衛生看護学	教授2、講師2	4	1

教員組織の編制は、原則として学科目制と考えられるが、科目は看護専門科目毎に纏まっている。また、各看護学の中で教授、准教授、講師あるいは助教を配置することが原則となっており、教育に関する責任の所在は教授にある。教養科目と看護基礎科目では、教員数のみが定められているが、それぞれに責任者として教授が配置されている。しかし、いずれも明文化はされていない。講座制に比較し、研究による専門性の縛りはない体制である。

〈3〉 看護学研究科

本研究科にとって本年度は完成年度後1年目であり、原則として、開設時あるいは中途任用の教員は、文部科学省の設置審査に伴う教員審査を通過した人材である。従って、大学院設置基準第9条に該当する教員、あるいはその条項に準ずる資格を有する人材を配置している。

教員の配置は表3-2に示す。学校教育法第92条の教員組織を以て構成しており、研究指導に関しては各領域の研究指導教員が責任を持ち、授業に関しては領域毎のシラバスに記載されている科目で要求される内容に従い、非常勤教員を含め、関連する内容に関して専門性の高い教員を配置している。また、領域全体に関しては、研究指導教員が最終的な責任を負っている。

表3-2 平成25年度大学院研究科教員配置

分野		領域	研究指導教員	研究補助教員	講義担当教員	非常勤教員
専門科目	基盤看護学分野	感染制御学	教授1		教授1	2
		食看護学	教授1		教授1 准教授1	3
	がん看護学分野	がん看護学	教授1	教授1	教授1 准教授3	5
	健康生活支援看護学分野	小児看護学	教授1 准教授1	教授1	教授1 准教授1	3
		成人老年看護学	教授1	教授1	教授3 准教授2	
		地域看護学	教授2		教授1	3
	助産学分野	助産学	教授2	教授1	教授1 准教授1 講師2 助教1	3
共通科目	看護研究法	/			教授1	3
	看護管理・政策論					3
	看護理論					2
	看護教育論				教授3	
	看護倫理					2
	コンサルテーション論					1
	異文化看護論				教授1	
	英文購読				准教授1	
	臨床診断学				教授1	
	病態生理学				教授1	
	臨床薬理学					1

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

＜1＞ 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに授業概要に沿って教員配置を行い、特に専門分野に関しては、関連分野の業績と教育歴を基に科目担当するに相応しい教員を選考している（資料3-1）。

＜2＞ 看護学部

大学開設時に文部科学省に申請した編制方針に則り、カリキュラムの構成、担当者の専門性を考慮した組織となっている（表3-1）。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みは、日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程に記載されている。教員選考基準では、当該分野の専門性が貫かれていることが必要になる（資料3-2）。

＜3＞ 看護学研究科

前述の表3-2に示されるように、研究科の教育課程に基づき、該当する授業科目に沿っ

て教員を配置している。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1> 大学全体

本学では、教員の募集に関しては完成年度以降、原則公募で行う。応募には昇格を考慮される学内教員も含め、候補者とし、採用に関しての資格を審査することが、日本赤十字秋田看護大学教員選考規程に規定されている（資料 3-3）。

募集は、研究者人材データベース（JREC-IN）を使用しての公募、教員からの外部者の推薦、そして学内教員の昇格に関しては、自薦及び他薦とし、全て経営会議の発議により教授会で教員選考委員会を立ち上げて審査を行うこととなっている。また、本学の教員として採用・昇任をする場合の手順を決めている（資料 3-3）。さらに、日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程では、選考に当たっての必要な基準を定めており、第 2 条（判定の基準）では、人格、学歴、職歴、教育研究上の業績及び社会活動の実績等に基づいておこなうことが、記されている（資料 3-3）。

<2> 看護学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きは日本赤十字秋田看護大学教員選考規程（資料 3-3）及び日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程（資料 3-2）により明確化されている。

<3> 看護学研究科

昨年度の完成年度までに関しては中途採用人事に関しても、文部科学省設置審議会の教員審査に合格した教員であり、適切に行われてきた。しかし、完成年度を過ぎた本年度以降では、教員の科目適合性を審査し教育の質を担保するための規程などを学内で整備しつつあり、その規程に沿って選考が行われている（資料 3-2）。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1> 大学全体

教員の資質向上のための方策としては、経営会議において教育研究環境の確保、研究費の配分額などを検討・決定されるが、具体的には、学長が直轄する研究センターが直接に研究費の分配およびFDを担当しており、毎月第3木曜日の15:00より定例のFD/SD研修会を開催し、教員と職員の資質の向上に努めている。看護学部と看護学研究科が短期大学と合同で実施している。

平成 25 年度の研究センター運営委員会では、「FD/SD 研修」、「研究費の配分」について検討および活動を行ってきた。

平成 25 年度のFD/SD研修会が毎月1回、計11回（8月を除く）行われ、資料 3-4-1 のような月別活動が行われた。出席率の平均は看護学部 67%、介護福祉学科 76%、事務局 39%であり、とくに事務局の出席率が平均でも悪く、極端に悪い月もあった。また、Reaction Paper の回収も本年度も行われ、（資料 3-4-2）のような結果であった。

内容的には、FDは大きく次の4つに分けられた。

① 3つのポリシー策定

3つのポリシー策定の2年目としてDPについて重点的に行うこととなり、DP検討のワーキンググループを立ち上げて検討を行った。その結果をまとめるために平成26年2月のFD/SD研修でワークショップを行い、DPの骨子が作成され、年度末にワーキンググループリーダーよりDPのまとめ、結果報告が行われた。

② 講習会・講演会の開催

講習会として、6月にRefWorks講習会、7月に赤十字の基礎知識、11月にEXCEL講習会が行われた。また、講演会として10月度（11月1日）に西村ユミ首都大学東京大学院教授による質的研究手法の講演会が行われた。

③ 新任教員の研究活動の紹介

平成25年度に着任した7人の新任教員の研究活動の紹介を12月と1月に行った。

③ その他

平成25年度全国赤十字看護部長・副校長会議報告（4月）、各委員会・センター平成25年度活動方針・計画（5月）、研修報告（7月）、科研費獲得対策（9月）についての報告、発表があった。

また、SDとして、年度末の平成26年3月に、「大学職員能力開発プログラム参加報告」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究費申請関連の報告」が行われた。

学長裁量研究費の配分について本委員会で検討を行い、学長の承認を受けた後、申請のあった9名中6名に配分された。

平成25年度のFD/SD研修会では、講習会・講演会については、今年度は断片的になってしまったので、より計画的に行うことが必要と考えられた。「RefWorksの使い方」についてはあまり利用がないので、利用者を増やすことを視野に入れて開催したが、あまり効果が上がったとは言えないようである（資料3-5）。また、研究方法で質的研究方法のほかに量的研究法なども行った方がいいとも考えられたが、今後の課題といえる。「科研費獲得に向けて」は、今年度は9月に行ったが、もう少し早く、例えば夏休み前にした方が準備が早くできると思われた。さらに、従来は行われてこなかった大学院のFDを開催することも今後の課題といえる。

なお、来年度は、学部のFD/SDはFD/SD委員会で、大学院のFD/SDは研究科教務委員会と協力しながら行われる予定である。

<2> 看護学部

大学全体のFD/SD研修会に加えて、年度末に実施する教員の自己申告による自己点検・自己評価である勤務評価を行っている。この結果を基にして、各領域の教授により面接が行われ、また、研究業績（特に論文）等に関する成果が見られない教員については学部長が面接を行った。

看護学部では、学生による授業評価を各科目で行っている。その結果は学生のコメントを添付して教務委員会から教員個人に返却しているが、全開講科目の評価も併せて添付しており、担当科目の全体の中での位置づけを認識できる（資料3-6）。

<3> 看護学研究科

現状では、大学院独自のFDは実施しておらず、看護学部と共同で実施している。しかし、大学院生の指導のできる教員を育成する事が急務であると考えられる。そのため、次年度以降、大学院中心のFDを行っていく検討がされている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

研究センターの企画するFD/SD研修会では、教員間の交流とともに、教育の在り方を考える機会となり、教員の資質の向上に貢献している。

本年度も資料3-4-1のようにFD/SDを実施し、効果を上げている（資料3-4-2）。

② 改善すべき事項

教員組織の編制方針に関しては、准教授以下の人数配置は、実習単位数に応じた配置がされているが、科目によっては実習単位数が必ずしも教員の実働とは平衡しておらず、教員の負担が大きい結果を生んでいる科目が存在する（資料3-7）。

現行の日本赤十字秋田看護大学教員選考規程（資料3-3）について、第3条（選考の請求）において、学長又は学部長が必要と認めた時には、教授会に選考を請求すると規定されているが、第5条（選考の方法）では、学長が選考を行うと記載されているなど一部不明瞭な規定があるため、委員の選考方法と人選に関しての見直しが必要である。

看護学研究科の教員任用に関しては規程ができておらず、看護学部の任用規程を準用している。研究科については、昨年度までは文部科学省の設置審査議会の教員審査を受けた教員が研究・教育に係わっていた為に、教員の資質と教員組織に関しての問題は無かったと考えられる。しかし、開設年度における教員の年齢が相対的に高いことを考慮すると、次世代の教員が必要である。完成年度以降の教員の採用、昇任に関連しては、教育課程のレベルを担保することにより、初めて研究科の持続性が可能である。その為には、大学院としての教員採用、昇任の規程を明確にする必要があり、その方向で規程の改定を準備中である。

教員の積極的な教育研究活動を期待し、年度初めに個人研究の計画書の提出と年度末にはその成果の提出を義務づけている（資料3-8）。今後は自己点検・評価の中に各個人自らの教育研究活動の評価を加えることが課題である。

現在、看護学研究科独自のFDは行っていないが、授業内容・方法に関連して、修士課程の教育としての質を担保する為に、FD研修の実施を考慮する事が必要であり、次年度から看護学研究科独自のFDを行っていくことが計画されている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

FD/SD研修会での成果を基に、平成25年度には本学の理念・目的の見直しとDP作成のためのワーキンググループを組織し、このワーキンググループの積極的な活動によりDPのたたき台が提案され、平成26年2月にワークショップを開催し、DPの原案を作成した。

② 改善すべき事項

平成25年度には完成年度を経るので、教員の適正配置、看護学部教員の科目適合度と完成年度までの4年間の業績などの見直しを行ない、大学、大学院開講以後の教員の評価

を行った。

また、平成 25 年度には、教員の採用、昇任に関しての規定の見直しを行った。妥当な規程として理解できるように改善する。

教員採用、昇任に関しての規程は、本年度見直しが行われ、改善された。

看護学研究科においては、平成 26 年度からの実施を目指して、開設 2 年間の教員と教員組織の見直しを行うとともに、本年度行われた規程の改訂の一環として、大学院看護学研究科教員の任用規程を整備した。

さらに、より高い教育効果を得、より良い学生の教育を目指して、看護学研究科教員の為のFDを開催する事が研究科委員会で決定し、平成 26 年度から実施する予定である。

4. 根拠資料

- 3-1 専任教員の教育・研究業績
- 3-2 日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程
- 3-3 日本赤十字秋田看護大学教員選考規程
- 3-4-1 平成 25 年度 FD/SD 研修会の実績
- 3-4-2 平成 25 年度 FD/SD 研修会アンケート結果
- 3-5 RefWorks 利用状況
- 3-6 平成 25 年度 授業評価結果
- 3-7 平成 25 年度 授業担当者
- 3-8 個人研究計画書・研究実績報告書 平成 25 年度

【基準 4】 教育内容・方法・成果

・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 大学全体

学校教育法第 104 条（学位）第 1 項に基づく学位の授与に関する学位規程（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項に準拠し、日本赤十字秋田看護大学では、日本赤十字秋田看護大学学位規程を設け、その第 3 条 1 項に学位授与の要件を明示している（資料 4(1)-1）。

<2> 看護学部

学校教育法第 104 条の学位授与規程に基づき、日本赤十字秋田看護大学学位規程を設け、学位授与要件を学則第 36 条に定め、教育目標を達成するために編成した教育課程に沿って修得すべき単位を明示している（資料 4(1)-2）。

1) 教育目標は以下の通りである（資料 4(1)-3 授業要綱 p. 4）。

- A. 生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を養う
- B. 看護の専門的知識と技術を修得し、科学的な根拠に基づいた適切な判断と解決ができる能力を養う
- C. 他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる資質を

養う

- D. 看護を体系的にとらえ、看護の諸現象を科学的に探求できる姿勢を養う
- E. 自己成長を目指すとともに生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力を養う
- F. 看護を国際的視野でとらえ、広く社会に貢献できる能力を養う

2) 学位授与方針

本学に4年以上在学し、卒業認定に必要な単位（基礎分野 21 単位、専門基礎分野 24 単位、専門分野 81 単位）を取得することとする。卒業認定に必要な単位は、126 単位以上とする。卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行い本学を卒業した者に対して学長が学士（看護学）の学位を授与することとなっている。

なお、学位授与方針に関連して、完成年度以後の学則上のGPAによる卒業認定基準の追加を念頭に、大学設立以来、成績に関してGPAの運用を履修内規、学生便覧などに基づき行ってきた。これまでのGPAを加えた成績管理など、学内でのGPAについての理解も学内教職員、学生ともに浸透している。この度、現在の卒業基準である、在学期間と卒業認定に必要な取得単位数に加え、平成25年度よりGPAの基準を設けることを学則上に明記することにより、GPAの運用についてさらなる明確化を図ることとした。これに伴い、成績の評価についても評語「S」を追加した（資料4(1)-2）。

〈3〉 看護学研究科

学校教育法第104条の（学位）の規程に基づき、日本赤十字秋田看護大学では、日本赤十字秋田看護大学学位規程を設け、その第3条2項に修士の学位に関する学位授与の要件を明示している（資料4(1)-1）。修了要件および履修方法に関しては、日本赤十字秋田看護大学大学院学則に定めてあり、大学院学習要項・便覧において学生に周知している（資料4(1)-4）。

修了要件は以下の通りである。

希望する分野よりいずれかを選択し、共通科目から10単位以上と、領域における特別研究6単位および研究計画書作成2単位を含む専門科目20単位以上の、合計30単位以上を履修した上で、必要な研究指導を受け、修士論文を作成、修士論文の審査および試験に合格する（資料4(1)-5）。

各専門領域の科目及び共通科目に設定している授業は、平成17年の中央教育審議会の答申にあるコースワークであり、学生はこれらの履修により、大学院学生としての基礎的素養を身につけ、目標とする分野における研究を構築する要素とし、その結果が修士論文の作成に反映されると考える。また、これにより、大学院設置基準第11条に示されている基礎的要素が涵養されるものと考えられ、本大学院看護学研究科の目指す教育目標に一致する。なお、学生の修得すべき学習成果は、各科目の授業目標に明示されている。

学位論文の作成に関する指導およびその計画に関しては、大学院学習要項・便覧に記載し、特別研究（課題研究）のスケジュール、特別研究および課題研究計画書の書式、履修時期などを詳細に記載し（資料4(1)-5）学生の理解を深めると共に、口頭での説明を行っている。

また、次年度から、9月修了が可能になることが本年度決定された（資料4(1)-6）。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

看護学部、看護学研究科ともにその教育目的に基づく教育課程を編成し、授業要項、時間割を作成の上、授業要綱、学修要項等で学生、教員に周知している。

〈2〉 看護学部

教育目標に沿った教育課程の実施方針（資料4(1)-7）を明示し、教育を実施している。

教育目標を教育課程に具現化するにあたり、カリキュラム編成の基本となる主要概念を「人間」、「環境」、「健康」、「赤十字」、「看護」としている（資料4(1)-3 授業要綱 p.5）。これらの主要概念を構成する理論・学習内容に沿った授業科目を置き、カリキュラムの根拠性を明らかにし系統的な学習が出来ることを意図している。これらの教育目標を達成するための授業科目は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」であり、本学の教育方法の特色として、PBL テュートリアル教育方法・OSCE を取り入れ実施している。

看護学部では、 Semester制を謳っており、履修の流れは、1・2 Semester（1年次）における履修中心を、人間の本質を追究する「基礎分野」と、人間と健康生活を理解し働きかけることができる基本となる知を高める「専門基礎分野」とし、3・4 Semester（2年次）、5・6 Semester（3年次）において「専門基礎分野」と、これらを応用することにより人々の健康生活に働きかける知と技を高める「専門分野」を中心に構成し、7・8 Semester（4年次）で「専門分野」中心として、漸次専門分野の履修へと導いている。

本学が特徴としている教育内容のPBL テュートリアル教育や、赤十字の基本原則に基づくボランティア活動、災害救護訓練などは、4年間を通して行われている。

教育課程表には、授業課程にそって、科目区分、履修学年、単位数、時間数、必修・選択の別を明示し、1年次から4年次にかけてどの年次に配当されているか卒業要件単位数を含めて明確に示してある。

〈3〉 看護学研究科

教育目標は表1-1に記載されている。具体的には、「がんと生活」「健全な次世代」を標榜する教育研究上の必要性から、教育研究組織は、共通科目（10科目）と4専攻分野（基盤看護学分野、がん看護学分野、健康生活支援看護学分野、助産学分野）で構成されている。

学位授与方針に明記されている修了要件の中には、コースワークとしての共通科目の履修と専門領域以外の研究に関連する科目の履修の必要性が示されており、教育目標に示す人材像の育成を目指している。また、教育目標に関しては、大学院開設時の申請書類、及び大学院案内で公表している。

つまり、「がんと生活」の中心となる分野はがん看護学専攻であるが、それを生活面から支える生活支援看護学専攻の分野があり、また、「健全な次世代」を創造する助産学に関しても学問的には生活支援看護学専攻分野に支えられる。さらにそれら臨床看護学を主とする専攻に関連して基礎的なエビデンスを提供するのが、基盤看護学専攻分野である。また、それらの専攻の中で開講する科目は、相互に研究のための幅広い視野と学識を教授するコースワークとしても位置づけられている。

各分野の教育課程の概要は、学習要項・便覧などに記載しているが、教育目標との関連は以下に示す通りである。

1 基盤看護学分野

教育概要は、人の日常生活の基盤である健康の保持・増進を考慮し、健康を外から脅かす感染を予防する感染制御学と、個人の内の要因である「食べる事」に関する食看護学で構成している。何れも看護を科学的な実証性を持って研鑽する事により、看護実践においてエビデンスを担保できる人材を育成する。

2 がん看護学分野

がん看護実践を元に、がん患者とがんサバイバーの日常生活を考慮した質の高いケアを創造できる人材の育成を目的とする。がん患者の生活の現状分析からケア方法論の開発を創造する修士課程とともに、更に看護実践を積み重ね、がん看護に関する総合的な、かつ高度な実践能力を育成する専門看護師（CNS）教育課程に対応したカリキュラムを開講している。

3 健康生活支援看護学分野

発達段階と生活の場の両側面から対象を考慮した領域を設定し、小児看護学領域、成人老年看護学領域、地域看護学領域で構成している。小児看護学領域では、病児或いは病後の児が日常生活を安寧に送る事を支援できる人材の育成を目的としており、成人老年看護学領域では、高齢や慢性疾患（がん等）を伴う対象に対する身体的、社会的支援の方法を創造できる人材の育成を目指している。また、地域看護学領域では、社会システムとして地域の健康問題にアプローチし、方法論を創造できる人材の育成を図っている。いずれもこの分野では生活者としての人を重点的に考えられる人材を目標にしている。

4 助産学分野

助産師免許所有者には「健全な世代」をテーマに臨床現場での助産或いは育児、家族関係などの研究を行い、助産師として高度な助産ケアのあり方を思考する人材の育成をする。また、助産師国家試験受験資格取得をめざす者は、助産師教育課程を含め、助産学分野での人材育成に沿った教育が行われる。

以上に関連しては、基本的には大学院学則に科目、配当年次、必修／選択別の単位数を記載している（資料4(1)-5）ほか、学習要項・便覧では科目責任者および科目担当者を明記し周知を図っている（資料4(1)-4）。

なお、健康生活支援看護学分野地域看護学領域では従来の3つの特論を2つの特論に再編成し、助産学分野ではカリキュラムの変更という改善をおのおの行い、平成26年度から変更予定である。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

＜1＞ 大学全体

本学の学部及び研究科の教育目標、学位授与方針等に関しては、授業要綱及び学習要項により学内の教員、学生に周知されている。また、社会に対しては、日本赤十字秋田看護大学ホームページに看護学部、看護学研究科各々の教育の目的・理念とともにカリキュラ

ム及びシラバスが掲載されている。また、本年度が2回目となる看護学研究科の学位審査の日程、具体的な手順、或いは平成26年度に入学する科目等履修生の採用に関する具体的事項に関しては、研究科委員会の議題として審議、決定された（資料4(1)-6）。

〈2〉 看護学部

教職員に対しては、年度毎に学生便覧・授業要綱を配布し、関連する資料は全体会として教員会議にて報告し一義的な周知を図っている。また、FD研修会を通じ認識を深め、統一した方向性で学生への教授ができるよう行っている。

学生に対しては、学生便覧・授業要綱を全学年に配布し、学年別に学習ガイダンス・履修登録に関する説明を実施し、学生からの質問にも対応している。

受験生とその保護者を含むに社会一般に対しては、オープンキャンパスや入試説明会及び秋田県内の高等学校を対象とした学校説明会等にて資料を配付し、またホームページにて公開している（資料4(1)-8）。

〈3〉 看護学研究科

教育目標、学位授与方針は以下の方法で周知されている。

大学院学習要項・便覧は、大学院関係者だけではなく全教員に配布されている。また看護学研究科で行われる外来講師（非常勤講師、特別講師）の授業に関しては、学内に掲示して全教員と学部生にも周知しており、大学院学生以外にも毎回教員の聴講がある。

社会への公表に関しては、

- ① 日本赤十字秋田看護大学のホームページを通じて、本大学院の理念、目的、履修案内、カリキュラム一覧、修了要件などが社会に公開されている。
- ② 大学案内の中に大学院の頁を作成、オープンキャンパスに来校の高校生を中心とする学生、或いは学校訪問の時に高校に配布している。
- ③ その他、学生募集活動を通じて社会に教育目標などを公表している。

（4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

本学では、学部、研究科ともに、平成24年度は文部科学省の規定による完成年度であり、基本的には学則の変更に関する教育課程の変更はできない状況であり、保健師教育課程の変更或いは全国的に行われた従来までの養護教諭資格取得の条件の確認のように行政のレベルでの必要性に従った。

平成25年度カリキュラムにおいては、看護学部における平成25年度入学生からの保健師課程選択制の導入に合わせたカリキュラムの変更を行い、看護学研究科では、共通科目として「コンサルテーション論」を選択科目として追加した。

〈2〉 看護学部

平成23年1月6日付文部科学省通知による平成23年4月からの保健師教育課程の改正に伴い、本学では、平成24年度からは一部科目の変更と実習期間の変更を行ったが、既に

行っている学生募集等の関係および秋田県における高齢者割合とそのため地域性を考慮した地域ケアの必要性に鑑み、学生全員の保健師課程必修との申請を行った。

しかし、平成 23 年 11 月に本学 1 回生が地域看護実習（保健所・市町村・学校・産業）を行った後に、保健所・市町村の実習責任者から実習生数の削減が要望された。

保健所・市町村実習責任者らと協議の上、完成年度の入学生までは従来通りに全員の学生を受け入れることの承諾を得たうえで、平成 25 年度入学生からは実習生の人数削減を行うこととした。

公衆衛生看護学実習（従来の地域看護学実習）の履修可能な人数に関しては、現在、秋田県や市町村などと協議を重ね、最大限の実習受け入れ先を確保すべく努力している。その結果から保健師教育課程履修者の人数は、50 名程度とした。

また、平成 25 年度より以下の理由で 3 年次編入学制度を廃止した。

本学設立時の計画では、本学の前身である日本赤十字秋田短期大看護学科の卒業生が、保健師免許取得あるいは大学院への進学のために編入学を志願することも視野に入れた開講であった。しかし、募集初年度である平成 23 年度に、短大看護学科の最終年卒業生のうちの 6 名が受験したのみで、本学短大既卒の社会人からの応募は、平成 23, 24 年度ともに皆無であった。

さらに、保健師免許取得に関しては修業年限 1 年間の保健師学校を選択することが可能であること、また、学士の学位取得に関しては、平成 11 年の学校教育法施行規則等の改正により大学院への入学資格が緩和されたため、一定の条件での短期大学、高等専門学校などの卒業生やその他の教育施設修了者への大学院の門戸が開かれていること等を考慮すると、3 年次編入学制度への応募が望めないことが予想されるに至った。

〈3〉 看護学研究科

平成 25 年度は完成年度後 1 年目であり、教育目標などに関して大きく検証・修正する事は無かった。また、本年度が 2 回目となる学位審査の日程、具体的な手順、或いは平成 26 年度に入学する科目等履修生の採用に関する具体的事項に関しては、研究科委員会の議題として審議、決定された。

平成 25 年度には、教育目標などは大きな変更はなかったが、前年度の初めての学位審査の結果などを参考にして、よりよい学位審査の在り方を行うべく検討した。具体的には、学位（修士）申請書に研究指導教授の署名捺印欄を加える、学位論文審査（最終試験）実施要項（研究指導教員用、大学院生用）、研究計画書提出要項の作成などである。

2. 点検・評価

① 効果の上がった事項

現行の教育目標と学位授与の方針は明示されており、教職員・学生・社会に向け公表されている。また、カリキュラムの構築は教育目標の達成を目指したものであり、その意味において整合性はあると評価される。しかし、教育目標が学生便覧・学生募集要項・大学案内に明示されていなかったため、今年度は、教務委員会・情報広報委員会の連携を持ち整合性をもたせた。入学者選抜委員会とも連携を持ち平成 27 年度学生募集要項には明示されるよう図った。

学部学生の履修計画は実習前に修得する授業科目が比較的多く、第2・3・4 Semesterに集中する傾向である。今年度カリキュラム委員会では、単位数・時間数等の見直しを行った。今後も引き続き検討が必要である。

また、冬季実習については、感染症・交通事故などを考慮し、平成26年度は実習開始時期を9月から12月に1～4クールを終わらせるよう実習配置を考慮した。

② 改善を要する事項

設定されている教育目標と教育課程の基本となる主要概念の関連に関しては、整合性を担保する意味で、FD/SDの機能を使い、DP、AP、CPとの関連を検討する必要があると考えられた。つまり、看護学部、看護学研究科ともに学位授与に関連して評価可能な教育目標の設定が必要である。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成、実施方針の適切性に関しては、看護学部教授会或いは看護学研究科委員会で検討されることはあったが、完成年度に至るまで定期的な検証は行われていなかった。

4年間の学士課程、あるいは2年間の修士課程の創設以後の経過を省みると、本学の教育の中で学生が大学の理念・目的の下で、教育目標、学位授与方針等を達成したと評価するための具体的な項目が示されていないことが、教職員のFaculty Development/Staff Development（以下FD/SD）研修会で指摘された。大学の理念を看護師養成の人材育成にどのように反映するかを、具体的なDiploma Policy（以下DP）として謳い、記載する必要がある。

前年度に指摘されたDPを策定していくために「DP策定のためのワーキンググループ」を立ち上げて検討を重ね、平成26年2月のFD/SD研修会においてDPのワークショップを開催した。全教職員でワーキンググループ提示の案を検討し、修正を加え、資料4(1)-11の最終案を提示した。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がった事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、実践と繋がるカリキュラム委員会から具体的に提案されやすいと考え、教務委員会とカリキュラム委員会の連携を図れるような教員の構成とした（資料4(1)-9）。

② 改善すべき事項

現在DPの検討を研究センターのFD/SDの機能を用いて検討中であり、研修会で教員全体の意向をもって検討する体制にあるが、次にはAP、CPを検討する中で基本的な教育目標を検討し、3つのPolicyの間に齟齬のないようにする必要がある。

ディプロマポリシーに向けた学修の流れを明確化する。

本年度は前述のように、ワーキンググループによってDPについての検討を行い、最終的にFDの中でワークショップを行って案を作成した。次年度以降はAP、CPについての検討を行っていく予定である。

大学の中で、恒常的に教育課程の編成・実施方針等について検討するための組織が必要であり、大学の教育研究組織と組織の規程の見直しを早急に行う。

今年度、学園本部より平成 24 年度学園本部監査による留意事項への取り組み状況についての確認作業が実施され、規程の変更指示があったことより、平成 26 年度 4 月改訂を目指し検討がなされた。大学運営の見直しに検討には、学長・研究科長・学部長と教授・准教授との面接結果および教職員へのアンケート結果も反映された。

学部教育においては、赤十字救護活動の推進者として災害看護学を 1 年次から開講し各学年を通し学習する内容とし、地域社会のニーズに対応するカリキュラムとして充実を図る。

平成 25 年度から保健師課程を選択制とし、時間割を配置した（資料 4(1)-10）。選択にむけて入学時ガイダンスでの周知を図る。

平成 25 年度入学生（1 年次生）に対し、4 月ガイダンスにおいて保健師教育課程選択制と卒業要件、科目履修の仕方について説明を行った。2 回目（5 月）には、保健師課程選抜制に関わる履修者選抜について資料を配付し説明した。具体的内容は、選抜時期・対象学生・手続き・選抜方法・履修料金・履修辞退の届け出である。父母への説明、学生支援アドバイザーへも周知を図った。平成 26 年度には入学式後保護者への説明会時にも保健師の選択制について説明する予定である。

平成 26 年度学生便覧には、保健師教育課程選抜方法および保健師免許取得時に養護教諭二種免許を申請する場合に必要な科目について明記することとした。

学生に対し教育目標を入学時ガイダンスや各セメスターの開始時のガイダンスにおいて周知してきたが、それぞれの年次における目標をアドバイザー責任者・アドバイザー等を通して入念な指導を行っていく必要がある。

看護学研究科委員会では、平成 26 年度から教務委員会、カリキュラム委員会の立ち上げを行い、恒常的に教育課程を検討する組織として活動していく予定である。

4. 根拠資料

- 4(1)-1 日本赤十字秋田看護大学学位規程（既出 2-17）
- 4(1)-2 日本赤十字秋田看護大学学則（既出 1-2）
- 4(1)-3 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成 25 年（既出 1-1）
- 4(1)-4 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成 25 年（既出 1-3）
- 4(1)-5 日本赤十字秋田看護大学大学院学則
- 4(1)-6 研究科委員会議事録（平成 25 年度）（既出 1-17）
- 4(1)-7 教育課程の実施方針
- 4(1)-8 ホームページ看護学部看護学科 http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=253
- 4(1)-9 平成 25 年度 大学・大学院・短期大学経営会議関連・教授会関連委員会
- 4(1)-10 平成 25 年度 時間割表
- 4(1)-11 DP 原案のための「項目一覧表」（既出 1-18）

・教育課程・教育内容

1. 現状の説明

（1）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的

に編成しているか。

<1> 大学全体

日本赤十字秋田看護大学看護学部、看護学研究科は、共に各々の教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的な編成で、授業科目を配置・開設している。

<2> 看護学部

看護学部では、セメスター制を取り入れており、学期との対応を以下のようにしている。

第1セメスター：第1学年前期	第2セメスター：第1学年後期
第3セメスター：第2学年前期	第4セメスター：第2学年後期
第5セメスター：第3学年前期	第6セメスター：第3学年後期
第7セメスター：第4学年前期	第8セメスター：第4学年後期

教育課程の編成は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の3構造からなる。

基礎分野は、看護専門職者として、知識や技術が実践に活用されるための幅広い教養と総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための動機付けとなる教養科目から構成される。

専門基礎分野は、変化する社会における高度医療を理解して対応することができ、看護の対象とその人を取り巻く環境との相互作用や健康について理解できるように学際領域の基礎的知識を学ぶこととして構成する。

専門分野は、基礎分野・専門基礎分野での学びを実践・統合し、看護をあらゆる角度から研究的に探求する4領域（基礎看護学領域・臨床看護学領域・広域看護学領域及び展開看護学領域）である。

これらを全8セメスターで体系的に学ぶことができるように教育課程を編成した。基礎分野の多くは、1～4セメスターに配置し、専門基礎分野は3～6セメスターに配置した。さらに専門分野は5～8セメスターに配置し、開設のねらいが達成できるように計画した。また、全学年を通しPBLテュートリアル教育を実施している。

実習科目は、理論と実践を結びつけ、科学的根拠を持って看護を実践するため、病院、保健施設、行政機関などで、保健・医療・福祉の連携をとった内容を実習する。2セメスターでは、「基礎看護学実習Ⅰ」の開始前にフィジカルアセスメントの観察および診察技術・態度の習得状況の確認と向上の機会としOSCE（客観的臨床能力試験）を全教員が実施している。6セメスターから7セメスターには、各領域の実習を配置している。7セメスターには、各領域実習終了後に、看護の継続やチーム医療における看護の在り方などに視点をおいた統合実習を行い、7～8セメスターでは自らの課題をさらに追求し深めまとめていく卒業研究がある。8セメスターでは統合看護技術においてOSCEを全教員が関わり実施している（資料4(2)-1）。

<3> 看護学研究科

授業科目の開講状況は、教育課程の方針に基づき、「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 大学院学習要項・便覧 修士課程2013」に提示されている。

つまり、基本的には、コースワークの中でも座学を1年前期に開講、1年後期には演習を開講し、2年には研究を中心としたカリキュラムを作成している。

しかし、履修単位数の関係で、がん看護学分野（CNS教育）と助産学分野（助産師国家試験受験教育）に関しては、履修時期が必ずしも基本的な設定とは一致していない。平成25年度の開講状況は、ほぼ順調に進行した。

なお、研究を総合的に考える為に必要とされるコースワークを1年次に履修しながら研究計画書を作成、2年次には研究を実施するという段階的な履修経過が実行され、予定した学習の順次性は保たれていた。また、大学院設置基準第14条にある、学生に対する授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画については、年度始めに配布する学習要項・便覧と授業時間割に記載し、周知を図っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1> 大学全体

看護学部では、看護学の基礎を学ぶことにより、学生たちが看護実践を行うに足る能力を育成することを目標とした教育内容を設定し、また、研究科では、更に専門性に特化して研究の出来る人材の育成と、それにより臨床現場での看護の向上を図るための授業の内容を提供している。

<2> 看護学部

1) 学士課程教育に相応した教育内容の提供

学士課程教育における看護学教育の特徴を以下に述べる。

第一は「国家試験取得（看護師・助産師・保健師）に繋がる専門教育である」、第二は「看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程である」、第三は「発展する医療・福祉・看護の社会にあって創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程である」、第四は「人間関係形成過程を伴う看護実践を学ぶことである」、第五は「人間としての教養教育であることを前提としている。

上記の看護学教育の特徴を踏まえた上での、本学の理念、教育目的・目標に対する教育内容であるが、本学の教育内容は、これらの視点においても十分に必要な内容を提供していると考えられる。

2) 初年次教育

1年次生には、入学式後オリエンテーション合宿を2日間実施し、2年次生や教員との交流を通して、大学生活に関するオリエンテーションを行うと同時に、ディベートを取り入れ、ルールに基づく知的・理論的思考能力の啓発を試みるなど大学における主体性を培う試みをしている。これらは、本学のPBLテュートリアル教育への先駆けともなっている（資料4(2)-2）。

また、1セメスターでは、教養ゼミナールにおいて一般教養領域の教員が少人数の学生を担当し、ゼミナール形式で自らの研究実践することを通し、文献検索、プレゼンテーション、討議、レポート作成などの大学における基本的な学修方法を身につけることを目的として実施している（資料4(2)-1）。

〈3〉 看護学研究科

学問の進展を把握し実践的な場において要求される看護に必要な知識と技術を教授する目的で、可能な限り教員自身が持つ最新の情報を基にシラバスを構成し、また、優れた専門性を持つ外来講師（非常勤講師、特別講師）を導入して、授業を実施している。また、関連するテーマについて、学生の持つ経験や思考を題材にして検討を行う等、一方向の座学だけではなく、学生中心の授業になるような工夫を行っている。

平成 26 年度からは、従来非常勤講師の講義時間が多かった「看護研究法」を内部の教員が主体となって行うこと、文献検索の時間を十分取ることなどの改善が行うこととした。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

学士及び修士の学位授与に関する手続きは、学生や教職員及び社会にも明示されており、規程に則り行われた。

看護学部ではその教育目標に沿って教育課程が作成され、授業科目は教育目標に基づき概ね適切に開講され、学生から上がった科目の開講時期の要望に関しても一部修正を行う検討を行っている。

研究科においても、修士教育課程の目標に基づき、コースワークとしての科目を含め、授業科目は適切に開講され、実際に研究の実施と修士論文作成に至った。

② 改善すべき事項

看護学研究科での授業内容・方法に関しては、今まで評価する方策を計画していなかった。平成 25 年度には、大学院生および修了生の評価が必要との観点から、大学院WGで検討を行い、平成 25 年度末に大学院 1 年生、2 年生に対するアンケート調査を実施した（資料 4(2)-3）。なお、修了生に対するアンケートは平成 26 年度に行う予定である。これらのアンケート調査結果の分析についても平成 26 年度に行い、今後の授業改善に資する予定である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果のあがった事項

初年次教育の重要性については、年々高まっていることから、初年次生に対する授業・演習の授業評価と学生評価を綿密に行い、方法の工夫と開発を継続し教育力の強化に努めた（資料 4(2)-4）。

看護学研究科においては、基本的な編成方針を維持すると同時に、平成 25 年度には教育内容などに関する評価を学生、修了生から求める方法を検討し、在学生（1 年生、2 年生）に対して前述のようなアンケート調査を実施した。

② 改善すべき事項

課程修了については、修得しておくべき学習成果、その達成のための卒業要件・修了要件を明確にし、そのために選択すべき授業科目を明示、一覧表として授業要綱、学生便覧に掲載している。今年度は、学生自身の学習進度の目安として導入した G P A を卒業基準として学習要綱に示した。平成 25 年度からは学則に入れ、卒業要件に加える。

赤十字学園共同大学院（博士後期課程）に関するワーキンググループが立ち上がり、本学

はオブザーバー参加することとなった。本学は共同大学院（博士後期課程）へは現状では未参加であるが、何らかの形で参入することが望ましいと考えられる。

4. 根拠資料

4(2)-1 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成 25 年（既出 1-1）

4(2)-2 オリエンテーション合宿資料

4(2)-3 院生修了生アンケート

4(2)-4 平成 25 年度 授業評価結果（既出 3-6）

・教育方法

1. 現状の説明

（1）教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉 大学全体

看護学部および看護学研究科の教育目標を達成するために、講義、演習、実習の授業形態を組み合わせて行っている。また、1 単位は 45 時間の学修を必要とする授業内容を持つことを原則としている。

講義・演習 : 15 時間から 30 時間の授業時間を持って 1 単位とする。

実験・実習・実技 : 30 時間から 45 時間の授業時間を持って 1 単位とする。

〈2〉 看護学部

授業要綱には、日本赤十字秋田看護大学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標が掲載されている。さらに、授業科目及び単位数、教育課程一覧、全教育課程・科目のシラバスが基礎分野より順次掲載されている。

履修科目の登録は、各年度始めに行っている。年度後期の選択科目に関しては、履修確認（変更・追加）を開始時期の始めに一定期間を設けて行っている。

看護系の大学では、必修科目が多いため科目選択に限りはあるが、学生には以下を伝えている。

イ. 履修科目の選択に当たっては、卒業、資格取得、将来の進路を考慮すること。

ロ. 履修する授業科目は原則として、それぞれの年次に開講されている授業科目の中から選択し、上級年次開講の授業科目を履修することはできない。

ハ. 一度単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。ただし、担当者の承認を得ることにより聴講は可能であること。

ニ. 後期選択科目に関し、履修確認（変更・追加）を後期の始めに一定期間を設けて行うこと。

学生には、セメスター毎に履修した科目に関して成績判定を行い、単位の修得状況を知っている。成績判定は、担当科目の教員による判定後、教授会の審議を経て承認されることにより決定する。判定後は、本人への通達と同時に担当アドバイザーに報告されるが、成績評価は、学生に対して一方的に通達するのではなく、判定後に学生から異議を申し出る機会を持っている。

本年度9月から、学部の実習に対して、一部の实習施設において学生のワクチン接種状況の報告が義務づけられた。これに伴い、本学では従来は任意であった学生のワクチン接種を必須義務とすることに決定した。

本学の教育の特徴として、PBLテュートリアル教育を取り入れ、入学から卒業まで一貫した学習により、多様な価値観を理解し、問題解決能力を育成する教育で主体性の豊かな学生が育つことを目標としている。小グループの学生が臨場感あふれる臨床事例などに取り組み、自己学習と討論によって主体的に問題解決を行う自己開発型の学習となっており、目標に適した教育方法となっている。

学生から卒業研究テーマと担当教員の希望調査を実施し、調査を基に卒業研究担当教員3名で学生を振り分けた。指導教員が担当する学生の人数は4名から6名で、研究計画書の作成から論文・抄録作成、発表と一連の研究プロセスを学んだ。研究対象が学内の学生以外の研究テーマについては倫理審査の承認を得て実施。研究方法は調査研究、質的研究、文献研究であったが、倫理審査の承認を得る必要の無い文献研究が多かった。締め切り日に全員提出でき、抄録を冊子にして配布。指導教員が座長となりポスターセッションで発表会を12月に2日間実施。ポスターの掲示場所は2階の実習室の廊下で実施。約40名のポスターを同時に貼り、1日目は午前・午後で張り替えたが2日目は張り替えなしでできた。発表はスムーズに行われた。発表期間中は、他の授業と重複しており他の学生の発表を聞ける環境が十分でなかった。また、3年次生以下の学生が参加しやすいよう時間調整が必要である。指導教員から全員単位認定された。

〈3〉 看護学研究科

授業形態は、原則として各専門科目の特論は講義15時間1単位、演習は30時間1単位、実習、実験では45時間1単位として設定し、前期は4月から9月まで、後期は10月から3月としている。しかし、修士論文の作成との関連、本県の冬場の天候などを考慮し、後期は9月より開始した。

社会人学生の便宜を図り、大学院設置基準第14条の特例を利用しており、授業は昼夜開講としている。また、入学時のガイダンスで学生に周知の上で、土、日曜日に開講する場合もある。授業時間を以下に示す。

	月曜日から金曜日	土曜日
時限	授業時間	授業時間
1時限	9:00~10:30	9:00~10:30
2時限	10:40~12:10	10:40~12:10
3時限	13:00~14:30	13:00~14:30
4時限	14:40~16:10	14:40~16:10
5時限	16:20~17:50	
6時限	18:00~19:30	
7時限	19:40~21:10	

授業の形態の多くは、系統的な講義などの後に関連する分野の学生からの発言やプレゼンテーション、討論の時間をつくり、主体的な学習の機会を設けている。

特別研究の指導は、主として研究指導教員が行っているが、助産師教育を行う分野では、研究指導教員の指導の下に看護学研究科教員が実習の中で研究データを収集する指導を行い、修士論文の作成に向けている。

なお、特別研究に関する指導経過であるが、学習要項・便覧に記載したように、1年次後期に研究指導教員が指導して研究計画書を作成し、年度末には学内に公開で研究計画書発表会を開催し、他分野あるいは看護学部教員からアドバイスを得て最終的な計画書を完成した。さらに2年次始めには、日本赤十字秋田看護大学・短期大学研究センター倫理審査委員会の承認を得て研究が開始され、研究終了後の後期には修士論文の作成にかかり、研究指導教員との密な連絡・指導の下に論文が完成し、1月には修士論文が提出された。研究指導の適切性に関しては、現在指導教官が一人で指導を行っているが、異なる視点から適切な助言を受けることにより、さらに研究の質の向上を図れることから、理想的には複数での指導体制が望ましいと考えられるが、平成25年度も一人の指導教官体制で指導が行われたため今後の検討課題として残った。

なお、従来は、慣例として研究倫理審査の申請は研究計画書発表会の後に可能としていたが、本年度以降、研究指導教員の承認が得られれば、いつでも研究倫理審査の申請を可能とすることとした。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1> 大学全体

看護学部は学習要綱に、看護学研究科では学習要綱・便覧の中で各教科目のシラバスを作成して学生の学習に役立てている。

<2> 看護学部

全学生にシラバスが冊子として配布されている。記載項目は、授業科目名、担当教員、開講時期、単位数・時間、授業形態、授業概要、到達目標、授業計画、授業内容、授業方法・学習課題、成績評価方法・評価基準、テキスト、参考文献、履修条件、学習相談・助言体制、備考(学生への要望・メッセージ)等である。各科目の担当教員が決定した後に、シラバス記入要領を添付し担当教員に依頼している。到達目標については、具体的に記述すること、授業計画は各回の授業に対応して記入すること、成績評価方法については試験・レポートなどの割合を明示することなど各教員に要請し、これによって標準化されたシラバス内容とするようにしている。担当教員が作成したシラバス原案をカリキュラム委員会でチェックし、不備等担当教員が再作成し、最終的に教務委員会がチェックした。また、実際に行われた授業内容・方法が提示したシラバスと整合性がとれていたかについては、授業科目について実施する授業評価の設問項目として「シラバスに沿って授業が行われたか」を問い確認している。

授業評価結果(講義・演習)前期は、平均4.54であった。学年別では、1年次生4.59、2年次生4.51、3年次生4.57、4年次生4.24(専門分野のみ)という結果であった。後

期は、平均 4.46 であった。1 年次生 4.32、2 年次生 4.56、3 年次生 4.79、4 年次生 4.41 という結果であった（資料 4(3)-1）。

〈3〉 看護学研究科

現状のシラバスでは、授業科目に関する授業目標は記載しているが、個々の授業での到達目標を記載していない。授業の到達目標を提示する事により、より授業内容が明確に学生に伝わり、学修目的の達成に近づける。また、授業内容・方法に関して学生からの客観的な評価を受け、改善の可能性が増加すると考えられる。

本年度は、大学院学生（1 年生、2 年生）を対象にして、授業に対するアンケート調査を初めて年度末に実施した（資料 4(3)-2）。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

成績の評価に関しては、看護学部、看護学研究科ともに成績評価基準に基づき行われ、単位の認定は、看護学部教授会及び研究科委員会により行われている。

〈2〉 看護学部

成績評価方法、評価基準は、シラバス上に明記し、学生に説明している。また、単位認定については、教務委員会による審査、教授会の議を経ることとなっており、厳格に行っている。

成績評価基準は、日本赤十字秋田看護大学学則第 32 条、成績の評価の項目で説明している。また、履修方法及び試験については、日本赤十字秋田看護大学履修内規として定めている（資料 4(3)-3）。

評価基準は、「日本赤十字秋田看護大学大学院 学修要項・便覧 修士課程 2013 年度」の中に以下の様に記載されている。

各科目の成績評価は、試験またはレポートなどにより行う。

また、成績の評価に関しては、以下のように示される。

評語	点数	合否判定
S	100～90 点	合格
A	89～80 点	合格
B	79～70 点	合格
C	69～60 点	合格
D	59 点以下	不合格

学生が入学前の既修得単位については、教務委員会が該当科目担当教員に意見を求め、審査し、教授会の議を経て単位の認定を行っている。

看護学部では、学生の勉強意欲向上を期して、GPA 制度を導入し、2.0 を学習到達目標とした。平成 25 年度入学生より卒業要件としている（資料 4(3)-4）。

〈3〉 看護学研究科

成績評価と単位認定に関しては、大学院学習要項・便覧に以下について記載し、入学時に学生に説明をしている。

成績評価を受ける事ができない事項は以下である。

- a 履修登録をしていない場合。
- b 講義・演習科目において、当該科目の出席時間が規定の授業時間数の3分の2に満たない場合。
- c 授業料を納入していない場合。

成績評価は担当する教員により、試験、レポート等の形式で行われ、科目毎の成績評価方法がシラバスに記載されている。授業を担当する非常勤講師からも評価を受け、担当者が多い場合には時間数から重みをつけて平均をだし、総合の評価としている。なお、共通科目で本学教員が担当しない科目では、研究科長が調整に当たっている。

単位制度の趣旨としては、本来1時間の教室内での講義に対して教室外での自学自習を合わせて、週に1回、15週行う事を1単位と考えられているが、社会人学生の勤務への便宜を図り、本学では、がん看護学（CNS教育）と助産学（助産師国家試験受験資格教育）を除き、原則木、金、土曜日を開講日としているため、専門科目特論などでは、1回4時間連続の授業を組んでいる科目もある。

単位認定は各担当者の成績評価を受けて、科目別に履修者の成績一覧が研究科委員会に提出されるが、それについて問題点があるときには検討が行われた後に、単位が認定される。

なお、日本赤十字秋田看護大学大学院学則第22条における入学前の既修得単位認定に関する規程では、該当する科目に関して研究科委員会で審議を行い、10単位を上限に認める事になっているが、平成25年度には該当者はいなかった。

（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

＜1＞ 大学全体

教育成果の一つとしてあげられるものは看護学部卒業生の看護師および保健師国家試験の合格率と看護学研究科修了生の助産師国家試験の合格率である。

今年度の国家試験合格率とそれに対して行われた教育に鑑み、確実な看護教育体制の構築に結びつけられていると判断できる。

看護学部、看護学研究科ともに開設後の年数が浅いため、長期的な教育成果の評価については取り組み始めたばかりである。

＜2＞ 看護学部

学生による授業評価は全ての授業科目で行っている。評価は匿名で行われ非常勤講師あるいはオムニバス（オムニバスものについては講師毎に実施）ものも含め全科目で実施される。評価結果は集計され自由記述部分の記述とともに教員にフィードバックされる。また、学生へは授業評価を学内公開している。今年度より、教員は評価結果から見られた学生の傾向・要望等について自己点検し改善案を教務委員長に提出することとした（回収率67.6%）。提出された案の多くは学生の意見を参考に授業の改善策を回答している。

平成 25 年度、第一期生の卒業生及びその就職先に教育成果を含むアンケート調査をおこなった。回収率はそれぞれ 73%と 33%であった。卒業生に対して、本学で学んだことや経験が現在の仕事・職場で役立っているかどうか尋ねた質問への回答は、「役立っている」と「少し役立っている」を合わせると 86%であった。就職先からの評価もおおむね高く、本学卒業生の職務を遂行する能力や意識の水準について、「高いと感じる」「どちらかといえば高いと感じる」と答えた施設はあわせて 71%であり、今後も本学卒業生を採用したいと思うと答えた施設は 97%であった（資料 4(3)-5）。

〈3〉 看護学研究科

平成 24 年度においては、教育効果に関する客観的な評価の体制はできていなかったため、ワーキンググループを設けて教育効果の評価方法について検討を行い、大学院生による授業評価を開始した（資料 4(3)-2）。FDについては、大学の学部、短期大学と合同の FD/SD 研修会の機会を利用して研修を行った。また、平成 25 年度に看護学研究科修士課程の共通科目「異文化看護論」が遠隔教育の単位互換科目に選ばれ、平成 26 年度に試行が、平成 27 年度から正式な運用が行われる予定である。

2. 点検・評価

① 効果の上がっている事項

看護学部においては、シラバスの記載事項に関して、今年度カリキュラム委員会・教務委員会でダブルチェックを行い改善が見られた。

学習指導に関して、学生便覧の履修案内を学生がわかりやすいよう改善した。特に、平成 25 年度入学生より保健師教育課程が選択制となったこともあり、学内選抜の方法や養護教諭二種免許を申請に必要な科目履修の仕方を詳しく記載した。国家試験受験についても便覧に載せることとした。また、今年度より、履修登録は Web 履修登録とし手続きのスリム化を図った。

看護学研究科では、規程に基づいて成績の評価・単位認定は行われたが、その基本となる各教員の成績評価がまちまちであり、教員による成績の偏りが大きいという平成 24 年度の課題に対して、平成 25 年度には、おおよその評価の基準を設定し、さらにレポート、プレゼンテーションについても基準を決めた。さらにシラバスの授業到達目標については平成 26 年度版には授業毎の目標を記載することとした。

② 改善を要する事項

看護学部においては、平成 24 年度の課題であった、記載内容の統一について改善できていなかった。評価基準についても、担当教員によっては基準を提示していないものが見受けられた。

現行の看護学研究科の授業を客観的に評価し、改善を図るために大学院教育に関する FD/SD 研修会が必要であり、平成 26 年度からの実施を検討している。

修士論文作成ための研究指導に関して、異なる視点からの指導を得られることにより、学生と当該研究にとって望ましいと考えられる複数制での指導の導入については、引き続き検討しているところである。

本年度は学生のワクチン接種状況が不良のため、臨地実習委員会が中心となって実習担

当者やアドバイザーへ該当学生に対する指導や確認を依頼した。次年度以降は、春のガイダンスの時点から、学生へワクチン接種と実習可否との関係を説明する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果の上がっている事項

規程に基づいた適正な成績評価と単位認定を継続するために、より基本的な成績評価の在り方をFD/SDなどで学習し、看護学部、看護学研究科共に教員間での共通認識を得る。そのための研修会の実施を平成26年度にFD委員会が企画する予定である。

平成26年度より赤十字六大学間の遠隔授業による単位互換の試みが、行われる予定になっており、試行授業として、本学から看護学研究科修士課程の共通科目の「異文化看護論」が選ばれた。

② 改善を要する事項

国家試験対策については、学生自らが委員のメンバーとなり学習領域の決定や方策の決定に参加する自立性の高い組織を構築して自己学習力の向上につなげていく。

昨年度より授業評価を学内公開としているが、今後、具体的な授業の改善についてはFDを企画・実施し、教育課程や教育内容・教育方法の改善に努める必要がある。教員の授業改善調査票に関しては、今年度初めてであり、今後は回収率の改善に向け取り組む必要がある。担当教員からのフィードバックだけではなく科目としての改善策もあわせて報告する。また、授業評価項目の見直し評価の在り方も含め検討していく必要がある。

看護学部、看護学研究科共に、履修科目の上限の設定に関して現行のカリキュラムの在り方や学生の状況から考え、その必要性について平成26年度までには検討する。

同時に、シラバスの記載事項に関しても、教員間の共通認識を得るために研修をする。

大学院修士課程における授業、教育方法等を評価する方策の一つとして、本看護学研究科で学習したこと、或いは学習している事に対する修了生や学生の目的達成度、満足度などを調べると共に、授業に関する意見を求める質問紙による調査を平成25年度に大学院ワーキンググループにより検討を行い、年度末に実施した。

同じく平成25年度には、研究科委員会に於いて履修科目の上限の設定に関する検討を行い、また、シラバスには可能な限り各授業単位での到達目標を明示する事、レポート、プレゼンテーションなど、試験以外の評価方法で行う成績評価に関する評価基準に関する検討を行ってきた。

将来的な構想として、より充実した研究指導を行うために、看護学研究科特別研究における研究指導者の複数体制化など体制に関する検討を平成26年度までに行う。

さらに、平成25年度以後には現行の看護学部のFD/SDに加えて、大学院教育に関する大学院のFD/SD研修会を計画、実行に移す。

履修科目の上限の設定については、事実上設定しなくても問題ないことが判明した。また、大学院生や修了生の満足度や授業に対する意見については、前述のようにアンケート用紙を作成し平成25年度末に実施したものを、今後も改善、継続していく。

指導教員の複数化については、引き続きの検討事項である。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 平成 25 年度 授業評価結果 (既出 3-6)
- 4(3)-2 院生修了生アンケート (既出 4(2)-3)
- 4(3)-3 日本赤十字秋田看護大学履修内規
- 4(3)-4 日本赤十字秋田看護大学学則 (既出 1-2)
- 4(3)-5 卒業生向けアンケート、卒業生就職先向けアンケート結果

・成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 大学全体

教育目標に沿った教育効果を判定するためには、現在研究センターが行っている FD/SD 研修でスタートしている評価可能な DP の作成が必要である。看護学部、看護学研究科の双方で、教務委員会を中心に作成を進める。一方、卒業生、修了生の自己評価、あるいは卒・修了生の勤務先などからの社会的な評価も、成果を判定する方策となる。また、専門職の育成という視点で見れば、国家試験の合格率から判断して一定の成果はあがっている。

<2> 看護学部

学生の学業成績を測る基準としてグレードポイントアベレージ (G P A) を活用している。平成 25 年度入学生より卒業基準として本格的な導入とした。また、学生自身による達成度評価として卒業時満足度調査を行った。調査結果として、大学の学生食堂、駐車場などの環境面での満足度が低い反面、教育目標についての達成度はおおむね高く評価されているなどの結果が得られた (資料 4(4)-1)。

就職に関しては、国家試験に合格したものは、看護師、保健師として 100%就職し医療の担い手の輩出に成果を上げている。

<3> 看護学研究科

本学の教育目標に沿った成果が得られたことの検証は、育成した学生の今後に懸かってくると考えられるが、現状では評価システムができていない。学生自らが評価する短期的な自己評価と共に、修了生に関する長期的な教育成果も追求する必要がある。また、現状では、修了生に対する自己評価、勤務先の評価に関しての評価体制が整っていないが、研究科委員会が主体となり平成 26 年度に実施する予定である。

教育目標に沿った成果の一つとして、平成 25 年度は 7 名が修士の学位を得た。

(2) 学位授与 (卒業・修了認定) は適切に行われているか。

<1> 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに、規程に従って適切に行われている。

<2> 看護学部

看護学部では、学則第 37 条に準拠し、以下の手続きを経て、卒業認定、学士（看護学）の学位が授与される（資料 4(4)-2）。

第 1 項 学長は、卒業の要件を満たした者について、教授会の議を経て卒業を認定する。

第 2 項 学長は、前項で卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

第 3 項 学長は、卒業証書を授与された者に対して学士（看護学）の学位を授与する。

以上、規程に基づき適切に行われている。

卒業判定に関しては、成績と単位取得の確認を教務委員会で行った後に、教授会の審議をもって学位の授与を決定している。

〈3〉 看護学研究科

学位授与の基準は、日本赤十字秋田看護大学学位規程第 3 条に基づき定められており、関連する条項等を示す（資料 4(4)-3）。

（学位授与の要件）

第 3 条 2 修士の学位は、本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

なお、修了要件は、大学院設置基準第 16 条に基づく日本赤十字看護大学大学院学則第 27 条により以下に定められている。

（課程修了の審査）

第 27 条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた学生については在学期間を 1 年以上に短縮する事ができる。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められる時は特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代える事ができる。

そして、課程修了は以下により認定される。

（課程修了の認定）

第 28 条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

なお、修士論文の審査は日本赤十字秋田看護大学大学院論文審査委員会が、その規程に基づき実施するものであり、論文審査に当たっては、日本赤十字秋田看護大学大学院修士課程論文審査規程（資料 4(4)-4）に基づき、規程中の（別紙 2）修士論文又は課題研究論文の審査基準を運用し、客観性を重んじている。

平成 26 年 3 月には第 2 期生の内、長期履修申請者を除く 7 名が大学院設置基準第 16 条に該当、修了して修士（看護学）の学位を授与された。

なお、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策としては以下の様な条項が論文審査規程に存在する。

つまり、第 3 条（審査担当教員）では、修士論文及び課題研究論文の審査は、教員 3 名

で行い、主査を、当該研究の研究計画書及び論文の作成指導に関わらない当該研究に関連する領域の教員とし、副査を2名とし、当該研究の研究指導、研究計画書及び論文の作成指導に係わらない教員とする等、論文を客観的に評価する方策を決めている。

また、第5条（論文の審査方法）では本大学院において行う修士論文の妥当性の確認と合否の決定の方法を規定している。

初年度の学位審査においては、主査に関しては、規程通りの運用を行ったが、副査に関しては、今後の論文指導に役立てる意味から、専門的な立場からの発言に限るという条件をつけて、副査2名の内の1名として研究指導教員が臨席した。

しかし、2度目の学位審査である平成25年度には、主査、副査ともに規程通りの運用を行った。

2. 点検・評価

①効果の上がった事項

教育目標に沿った成果が上がっているかについての客観的評価が必要であり、本年度卒業生に対して教育目標に対する自己評価を実施した。その結果として、第1回生を迎えた現場の評価からも本学の教育成果の評価があった。看護学部に関して、専門職業人育成の評価として国家試験の合格率を評価の指標とするならば、平成25年度卒業生について看護師国家試験合格率（97.1%）であり、看護師国家試験結果は評価できる結果であった（資料4(4)-5）。

また、看護学研究科においては、平成25年度も、助産師国家試験受験者が1人いたが、合格した。

②改善すべき事項

看護学部に関して、平成25年度卒業生についての保健師国家試験合格率は77.8%であり、改善の余地があった（資料4(4)-5）。

看護学研究科における学生の到達度に関する評価は、担当教員による成績の評価を以って行われるが、評価基準に関する教員による偏りが見られた。また、学生自身や修了生が教育成果をどのように評価しているか、さらには修了後の社会活動の中で本学での教育成果がどのように評価されているか等も、今後の教育方針に活かされるべきであるが、従来は調査などは行われてこなかった。学生・修了生からの本学教育に関する評価が必要であるとの観点から大学院ワーキンググループで本年度検討を行った。

学生到達度に対する教員の評価の偏りを是正するための一つの方法として、大学院の評価をするにあたっての一般的な評価材料であるレポート、プレゼンテーションにおける基準を設けた。また、大学院生、修了生の評価については前述のように平成25年度末にアンケート調査を実施し、平成26年に結果分析を行うこととなっている。さらに、社会活動の中での本学での教育の効果についても平成26年度以降に修了生あるいは就職先に対して行っていくことが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果の上がっている事項

国家試験に関連しては通常の教育科目の中で、学生たちが基本的な知識、技術を獲得で

き、看護師、保健師、助産師としての minimum requirements を達成できた。教育方法と水準に関して、今後も FD/SD 研修会などを利用して教員間でさらなる教育方法の向上をはかっていく。

②改善すべき事項

平成 25 年度には DP のたたき台となる案が作成され、平成 26 年度に教務委員会を中心として完成する予定である。また、AP、CP についても平成 26 年度以降改善していく必要がある。

看護学研究科における成績の評価に関しては、平成 25 年度には教員による評価の偏りの是正に関して大学院 WG で検討を行い、客観的な評価基準の案を作成した。

また、学生、修了生と社会に向けての本大学院教育の成果に関する評価を求めることは来年度以降の課題である。

前述したように研究科における成績の評価については、レポートとプレゼンテーションで評価することがほとんどであるため、それらについての評価基準を作成した（資料 4(4)-6）。

修士の学位授与に関する平成 24 年度実施状況の振り返りを行い、より客観性と厳格性を重視して具体的な実施を行う日程調整及び現行規程の妥当性の両面から検討を行い、本学大学院看護学研究科に即した体制を構築し、平成 25 年度修了時に対処する。

平成 25 年度は 24 年度に比べ、指導教員を副査に入れないようにして客観性を保つように改善した。さらに、平成 26 年度は年度初めに 1 年間の学年暦を確定し、修士論文作成の日程を決め、計画的に修士論文が作成できるようにした。

4. 根拠資料

4(4)-1 満足度アンケート結果

4(4)-2 日本赤十字秋田看護大学学則（既出 1-2）

4(4)-3 日本赤十字秋田看護大学学位規程（既出 2-17）

4(4)-4 日本赤十字秋田看護大学大学院修士課程論文審査規程

4(4)-5 日本赤十字秋田看護大学平成 25 年度国家試験結果

4(4)-6 看護学研究科成績評価基準

【基準 5】 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

大学、大学院ともに、アドミッションポリシーを定め、ホームページ、学校案内、学生募集などで明示している。

<2> 看護学部

「人道の理念：Humanity」の理念を基調として、心身ともに健康で将来看護職者として活躍したいと考えている人材を迎えることを目標として、本学が「求める学生像」を明示している。

「求める学生像」は以下の6項目である。

1. 赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
2. 生命の尊厳を理解し、人間としての権利を尊重し行動できる人
3. 社会や生命の倫理に関心があり、看護を学ぶ意欲を有する人
4. 豊かな感性と誠実な人間性を持つ人
5. 積極的に他者との交流ができ、相手を尊重した責任ある行為・行動ができる人
6. 物事について深い関心を持って追求する姿勢を持ち自己研鑽を重ねられる人

以上のように求める学生像を明示し、高校生はもとより高等学校の進路指導等教員、進路説明会・オープンキャンパス・大学祭に来場した社会人をも対象にして広く広報活動をしている。

本学に入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容や水準については、明示していないが、高等学校教員並びに高校生に対して、入学まで高等学校卒業程度の学力を持続するための学習及び読書等を行うよう要望をしている。

障がいのある学生の受け入れについての方針は次の3点である。

1. 大学の目的から、看護大学で学びたいと希望し、学校教育法第90条に該当する者でも受験し入学ができること
2. 看護職の免許取得については、「保健師助産師看護師法第9条」により決定されること
3. 障がいのある学生が入学した時には、円滑な学生生活ができるように机・椅子等に配慮をする

尚、本学の建物の構造は、床面に段差がなく、上下階への移動はエレベーターの利用で可能であり、車いす用のトイレは各階に設置されている。

〈3〉 看護学研究科

日本赤十字秋田看護大学大学院看護学修士課程学習要項・便覧（資料5-1）及び学生募集要項（資料5-2）に、アドミッションポリシー（求める学生像）として以下を明示している。

1. 人の尊厳を確保する倫理観を持ち、人の生活と健康に対し全人的な視点から問題提起のできる人
2. 人の持つ健康問題に真摯に取り組み、研究を推進できる人
3. より卓越した専門的な知識と技能を持ち、さらなる看護と看護学の実践或いは研究に対し向上心の旺盛な人
4. 地球規模での健康問題を視野に入れ、他職種と協働した思考のできる人

本課程に入学する為に修得しておくべき事項に関しては、特に記載をしていないが、学校教育法第102条（大学院の入学資格）により、大学卒業者のもつ知識レベル、特に看護学に関するレベルを基本としている。受験者の出願資格については学生募集要項に明記している（資料5-2）。

APについては、上記のものがすでに存在しているが、CPとともに、次年度以降さらに教職員間で検討を加えていく予定である。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉 大学全体

恒常的には、ホームページなどを通して、看護学部、看護学研究科に関する周知を図っており、入学試験に関しては、各々で募集要項を作成している。入学者選抜に当たっては、日本赤十字秋田看護大学教授会規程（資料 5-3）第8条7項に基づく日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会（資料 5-4）、及び同じく大学院看護学研究科委員会規程（資料 5-5）に基づく日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会（資料 5-6）が其々の委員会規程に準拠し、入学者の選抜に関する業務を公正を期して行っている。

〈2〉 看護学部

本学に関する情報は大学案内やホームページ等において、恒常的に周知を図っている。また、本学の教育理念・教育目的・教育目標・本学が求める学生像に関する情報を学生募集要項に記載するとともに以下の方法で提供している。

- ① 本学主催の高等学校進路指導教員を対象とした「学生募集説明会」を実施
- ② 業者主催の進路説明会に参加
- ③ 8月から9月にかけて高等学校を訪問し、進路指導担当教員に本学の教育目的・目標、教育の特徴、教育課程などについて説明
- ④ オープンキャンパスを年2回開催し、模擬授業・看護の演習を通して学習内容や教育課程を紹介する
- ⑤ オープンキャンパスと大学祭に教員による入試に関する個別相談、事務職員による奨学金等の相談、在学生による相談の各コーナーを同時に設置した
- ⑥ 高大連携事業の一環として「高校生のための看護学入門」を開設し、看護に関する授業を提供
- ⑦ 本学のホームページやいろいろな媒体への広告の掲載
- ⑧ 高等学校へ学校案内等の送付
- ⑨ 学校訪問で本学に来学した中学生・高校生には本学の説明、見学と模擬授業の機会を設定している。また、希望により出前授業を実施する。

秋田県の大学間連携で行っている「大学コンソーシアムあきた」の事業の一環である高大連携授業では「高校生のための看護学入門」の授業を前期・後期の年2回オムニバス形式で実施している。内容は、看護の各専門領域（基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、精神看護学、地域看護学）の看護を紹介することで、看護のこころ・ケアについて理解と関心を深めることをねらいとしている。また、県内の高校からの依頼やオープンキャンパスでは教員の模擬授業も実施している。

以上のように、秋田県内・県外において幅広く広報活動を行い、受験生だけでなく一般の方々

の理解を得るようにしている。学生募集概要は、ホームページ及び大学案内に公表し、広い対象に学生募集活動を行っている。

表 5 - 1 学生募集活動の実施回数

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進路説明会	県内	3	4	6	6	2	4	2	10	2	6	4	1
	県外	3	7	10	5			1	7	3	2	3	6
出前授業					1			2	1	2			
本学見学・模擬授業				1	1	1	2	3	4	1	1		
備考		8月に県内高校訪問											

教職員による学生募集活動の結果は、平成 26 年度一般入学試験の応募者数に、秋田県内出身者 121 名、県外出身者 119 名という結果として顕れた。

入学者選抜方法については、本学の教育理念、教育目的・目標、アドミッションポリシーに沿って入学試験を実施している。看護学部に入学者選抜委員会（資料 5-4）を組織し、入学者選抜に関する基本的な事項や実施等を行い、入学試験を公正に実施している。

入学者の選抜には、公募制推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、赤十字特別推薦入学試験、社会人・学士等入学試験、一般入学試験を行った。一般入学試験における大学入試センター試験科目は、高等学校の普通科・実業科の別なく、卒業者、卒業見込者であれば誰でもが受験できるように科目を設定している（資料 5-7）。

〈3〉 看護学研究科

学生の募集、入学試験に関する日程の調整、募集活動、入学試験の実施に関しては研究科委員会に属する入学者選抜委員会が、規程に基づき実施している。

平成 26 年度の入学者選抜は、平成 25 年度と同様に、資料（平成 26 年度 大学院入学者選抜 スケジュール）に示すように実施された。

学生の募集は、Ⅰ期Ⅱ期を含めて秋田県南、県央、県北合わせて 10 回の大学院説明会（資料 5-8）の他に、県内外の大学、病院への訪問とパンフレット及び学生募集要項の送付を行った。

入学者選抜の妥当性に関しては以下に示す。

出願資格については、学校教育法第 102 条、及び学校教育法施行規則第 155 条で謳われている修士課程・博士課程（前期）に該当する資格を募集要項に記載している。また、がん看護学分野（CNS 教育）と助産学分野（助産師国家試験受験教育）に関しては、看護師資格を要求している。

資格審査の項目を定めており、学士の学位を持たない者が本学大学院に入学を希望する場合には、大学を卒業したと同等以上の学力があると認めた 22 歳に達する者であり、受験希望者に関しては、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号に該当する人材として、事前に個別出願資格審査申請書の提出を求め、入学者選抜委員会での審査を行った上で、出

願の可否を決定している。

学生募集は、一般選抜、社会人特別選抜、赤十字特別選抜で行い、選抜方法は、筆記試験（外国語、小論文、専門科目）、面接及び書類審査を総合して合格者を決定している。ただし、社会人特別選抜及び赤十字特別推薦選抜では、外国語（英語）の試験を免除している。

可否の判定は、以下の筆記試験、面接試験の資料を以って行なわれた。

筆記試験では、専門科目 200 点、小論文 100 点の配点である。専門科目では専攻する専門科目（100 点）とそれ以外の科目 1 問（100 点）を選択し、小論文と合わせ 300 点満点とした。また、面接結果は 3 名の面接官（何れも研究指導教員）各々の可否で表示し、筆記試験の結果と共に研究科委員会に提出された。最終的には、面接の結果を加味した上で、筆記試験の上位 12 名を平成 26 年度合格者として公表した（その後 2 名の辞退者があり、10 名が入学）。なお、小論文と専門科目の採点にあたっては、採点者が受験者を特定できないように、受験番号をカバーするなどの措置をしている。入学者の選抜に関しては、規程に基づいて適正に行われたが、入学者が修士課程の学生として適正であったか否かに関しては、入学時の成績と入学後の成績との関連性を検討するなど、多方面から今後検討する必要がある。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉 大学全体

平成 25 年度は大学設置 5 年目であり、入学定員については、3 年次編入学制度を廃止した最初の年度となった。設置 3 年目の大学院とともに、設立時の入学定員を充足すべく募集活動を行ってきた。看護学部と大学院それぞれの入学者と在籍者の状況については次に述べる。

〈2〉 看護学部

平成 25 年度は、入学生は 115 名であり、学部在学者は下記の通りであり、収容定員に基づき適正に管理されている。

	在籍者数	在学割合
1 学年	115 名	1.15
2 学年	109 名	1.09
3 学年	108 名	1.08
4 学年	111 名	1.01（母数は編入学定員 10 加算）
合 計	443 名	1.08

1 学年の定員は 100 名であるが、第 4 学年についてのみ、編入生 10 名を含む 110 名である。本年度編入学生は、4 年次生のみ 4 名である。

表5-2 看護学部受験者・合格者・入学者数の推移

入学年度	入学試験区分	受験者数	合格者数	入学者数	計
平成23年度	推薦入学	44	44	44	121
	社会人・学士入学	12	10	10	
	一般入学	127	114	58	
	編入学	9	9	9	
平成24年度	推薦入学	58	55	55	113
	社会人・学士入学	7	5	5	
	一般入学	200	108	49	
	編入学	4	4	4	
平成25年度	推薦入学	66	56	56	115
	社会人・学士入学	12	5	4	
	一般入学	162	99	55	
平成26年度	推薦入学	64	55	54	107
	社会人・学士入学	16	5	5	
	一般入学	204	90	48	

<3> 看護学研究科

入学定員12名定員に対して13名の入学者があった。経年的に見た受験者数と選抜方法による入学生の内訳は、表5-3に示した。

平成25年4月の学生数は、1学年13名、2学年18名であり、在籍数は31名となっており、定員を超えている。また、平成25年度に実施した入学者選抜において平成26年度入学予定者数は10名である。今後、長期履修生を含めた在籍数の管理を考慮しなければならない。なお、長期履修者は、特別研究遂行のために在籍しているが、今後は学生全体の学習環境を配慮する事が考えられる。

表5-3 大学院研究科修士課程受験・合格・入学状況

年度	試験区分	受験者数	合格者数	入学者数
23	一般入試	2	1	1
	社会人特別選抜	11	11	11
	赤十字推薦選抜	0	-	-
24	一般入試	1	1	1
	社会人特別選抜	12	11	11
	赤十字推薦選抜	0	-	-

25	一般入試	3	2	2
	社会人特別選抜	12	11	11
	赤十字推薦選抜	0	-	-
26	一般入試	1	1	1（予定）
	社会人特別選抜	9	9	8（予定）
	赤十字推薦選抜	2	2	1（予定）

平成 25 年度末現在

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

＜１＞ 大学全体

看護学部及び看護学研究科の入学者選抜委員会（資料 5-4、資料 5-6）において、毎年選抜試験に関する最初の会議では、募集要項の作成に先立ち前年度の選抜試験の見直しがおこなわれ、受け入れ方針及び方法の適切性を検討し、変更事項に関しては教授会或いは研究科委員会において審議事項される。

＜２＞ 看護学部

入学者選抜に係る日程の調整並びに方法の見直し、募集要項の作成及び入学試験に係る事項は、入学者選抜委員会が担当し、教授会の議を経て実施される。

入学試験の公正性・適切性を確保するために、学内においては、試験毎に教授会の議を経て実施に移す体制をとり、合否判定は教授会で行う。

＜３＞ 看護学研究科

毎年度、入学試験業務の開始に際し、入学者選抜委員会が入学選抜に関連する日程の調整、方法の詳細などの見直しを行ってから大学院生募集要項が作成され、研究科委員会の審議を経た後に入学選抜は開始される。

２．点検・評価

＜１＞ 効果の上がっている事項

入学者選抜試験に関しては、看護学部、看護学研究科共に、実施方法等に関する点検が毎年実施されており、公平性に関する問題はなかった。

（学部）

①秋田県出身者が 8 割を占める。その半数は指定校制を含む推薦入学試験による入学生である。

表 5 - 4

学生の出身地（県内・県外の別）

平成 25 年 5 月現在

学年 性別	1 学年		計	2 学年		計	3 学年		計	4 学年		計
	男子	女子		男子	女子		男子	女子		男子	女子	
県内出身者	9	71	80	9	63	72	16	65	81	10	74	84
県外出身者	4	31	35	8	29	37	0	28	28	1	20	21
編入生										1	3	4
計	13	102	115	17	92	109	16	93	109	12	97	109

- ② 一般入学試験は大学入試センター試験を利用し、5教科5科目としている。受験科目は、受験生の卒業する高等学校、または卒業した高等学校の普通科・実業科の別を問わずに選択できるよう、各教科について幅広い科目の選択が可能となるよう設定しており、看護職を目指す多くの高校生の受験を可能にしている。
- ③ 一般入学試験の倍率が4倍を継続していること並びに県外の受験生が増加していることは、入学試験に係る広報活動の成果であると考えられる。
- ④ 入学者の選抜方法については、推薦入学試験には応用力試験を行い、一般入学試験では大学入試センター試験を利用している。
入学後の学習成果と入学区分の関連について、在学生のGPAとの関連はみられない。また、卒業基準としている「GPA 2.0」未満の学生については、学年進行とともに2.0以上に推移しており、ここでも入学区分による差は見られない（資料5-9）。
- ⑤ 入学前教育について問うた在学生のアンケートによると、入学前に習得しておいた方が良いと思う科目に「生物」と「化学」が挙げられた（資料5-10）。受験生に対する入学前教育について、具体的に明示するための検討を続ける。

（研究科）

看護学研究科では、学士の学位を保有しない受験者にも、受験資格に関する規定を設けて資格審査を行うことにより、現在臨床看護に携わっている人に実践の中での改善すべき研究を行う機会を提供しており、看護の質の向上に貢献している。

< 2 > 改善を要する事項

看護学研究科において、臨床を基盤とした学生たちには英文読解に関して困難性が多く、社会人特別選抜からは英語の試験を外している。しかし看護学研究科で学習をするためには、外国文献の購読は必須であり、平成26年度から、英語を選択科目の1つにいれるべく検討中である。

また、専門科目の採点結果については、前年度において出題者による偏りが多い結果になっていたため、出題者が模範解答と採点基準を作成し、極力偏りが出ないように努めた（資料5-11）。

3. 将来に向けた発展方策

< 1 > 効果の上がっている事項

（学部）

学生定員の充足状況については、平成21年の開学以来、受験倍率は2倍強を維持し、

入学定員も開学以来充足しており良好である。

現在、各学年の7、8割の学生が秋田県の出身者である。秋田県の15～19歳人口の推移をみると、平成21年に51,266名、平成22年は50,352名、平成23年には48,416名と漸次、減少の傾向にある。しかし、平成26年度入学試験応募者を出身県別でみると、秋田県出身者が121名、秋田県外出身者が119名であった。

入学試験における学力判定については、推薦入学試験に応用力試験を、一般入学試験には大学入試センター試験を継続し、学力及び資質の高い学生を得る努力をしていく。

< 2 > 改善を要する事項

看護学研究科では、入学試験専門科目の出題と採点結果の出題者による偏りについては、平成26年度入試と同様、入試の出題者が模範解答と採点基準を作成し、偏りが出ないように努める。さらに科目間で極端に差が見られた場合には、将来的には調整することも視野に入れる。

4. 根拠資料

- 5-1 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学修士課程学習要項・便覧（既出1-3）
- 5-2 大学院看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項 平成25年度（既出1-14）
- 5-3 日本赤十字秋田看護大学教授会規程（既出2-9）
- 5-4 日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会規程
- 5-5 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科委員会規程
- 5-6 日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程（既出2-16）
- 5-7 日本赤十字秋田看護大学看護学部看護学科学生募集要項 平成25年度（既出1-10）
- 5-8 平成26年度大学院生募集活動スケジュール
- 5-9 入試成績とGPA関連データ
- 5-10 在学生アンケート
- 5-11 大学院看護学研究科入学試験問題専門科目出題者による模範解答と採点基準

【基準6】 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

< 1 > 大学全体

大学として、学生の学習活動を支援する方針は、学生が主体的に学ぶことができる学習環境を整えることである。看護学部では、その支援の中心に学生委員会の活動が位置付けられている。中でも、アドバイザー制度は日常的に学生を支える支援の柱となっている。学生が、在学中に抱える修学、健康及び生活上の諸問題、将来の目標等に対する迷いや悩み等を共に考え、学生が自主的に解決する事を4年間に亘って継続的に支援する制度である。

看護学研究科でもその方針に変わりはなく、2年間で各領域の研究指導者が中心になり

学生の支援についての役目を担っている。

＜ 2 ＞看護学部

学生委員会の設置目的は「日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程」（資料 6-1）第 1 条において、「本学の学生の学生生活向上のために、学生生活全般に関する事項を協議（審議）し、決定事項の実施を管理運営する」と明記されている。学生委員会は併設する日本赤十字秋田短期大学と合同で運営されている。毎月 1 回の定例会議を開催し、短期大学・大学合同で学生支援について協議を行い、連携し取り組んでいる。

委員会の審議事項として、学生行事に関する事項、学生の健康管理に関する事項、学生の就職および進学に関する事項、課外活動（学生自治会、カリヨン祭およびクラブ活動等）に関する事項、学生相談（学生支援アドバイザー制度およびカウンセラー制度など）に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、その他学生生活に関する事項が定められている（資料 6-1）。尚、学生の健康管理に関しては「日本赤十字秋田看護大学健康管理規程」を定めている（資料 6-2）。

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援は学生委員会が中心となり、学生支援に関する具体的な活動計画を年度毎に策定し、教授会の承認を得て、事務局と連携し学生支援にあたっている。

＜ 3 ＞看護学研究科

学生が少人数であることと、直接研究に関わる関係から、研究指導教員が学生支援に関わることが多い。社会人学生が殆どであり、授業が夕方から夜になるため、アメニティなど学生の学園生活に必要な事項を外すことはできない。この点に関しては、学生委員会の委員に大学院研究科委員会からの委員を入れることなどで対応する予定である。

（2）学生への修学支援は適切に行われているか。

1）留年者および休・退学者の状況把握と対処の適正

学生が抱える修学、健康および生活上の諸問題、将来の目標等に対する迷いや悩みなどを共に考え、学生が自律的に解決するのを支援するために、学生支援アドバイザー制度を設けている（資料 6-3）。この学生支援アドバイザー（以下、アドバイザーという）は原則として教員が、ひとり当たり 15 名程度の同一学年の学生を担当し、全担当学生と年 1 回以上の面談を行っている。必要時、記録を保存している。欠席、遅刻の目立つ学生、成績不振者、留年者、休学・退学者に対しては、アドバイザーを中心とした学生の個別性に応じた修学支援が行われている。また、各学年にはアドバイザー責任者を 1 名配置し、各アドバイザーや学生の相談を受け、問題解決に向けた助言や指導を実施している。

平成 25 年度の退学者は 4 年次 1 名であった。退学理由は「進路変更」であった。休学者は 3 年次生 2 名、4 年次生 1 名、いずれも、「病気療養など」であった。また、看護学研究科においては、中途退学者はなかった（資料 6-4）。

2）障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

開学以来、障がいのある学生が入学していない。しかし、学内エレベーターを 2 機設置し、

車椅子対応のトイレを2号館の各階に設置している。また、1号館1階正面玄関前に車椅子利用者用駐車スペース1台を整備している。

3) 奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学では、日本学生支援機構奨学金制度に加え、学生生活の安定のために大学独自の同窓会奨学金貸与制度（資料6-5）、日本赤十字社医療施設の創設する奨学金制度（資料6-6 大学案内P.34）日本赤十字秋田看護大学特待生制度（資料6-7）を設置し、学生便覧に掲載し、学生に周知、利用を促している。また、随時、説明会や奨学金に関する専用の掲示板を設置し、広く学生に周知している。

奨学金の受給に関わる相談や取扱に関わる相談窓口（学務課）については学生便覧に掲載し、学生に情報を提供している（資料6-8 学生便覧P.27）。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

(1) 健康管理規程

学校健康法に基づき、学生の健康の保持増進を図ることを目的として、「健康管理規程」を設けている（資料6-2）。学生の健康管理に関する業務は学務部長が担当し、校医及び教職員、看護職者及びカウンセラーが実施することとしている。また、併設する日本赤十字秋田短期大学と合同の施設組織で協議し、環境衛生及び学生の心身の健康保持・増進、安全管理については、必要に応じて計画的に実施している（資料6-9）。

本学は保健室に2名の看護職を配置し、①健康診断、②救急処置、③健康相談及び指導、④精神衛生相談、⑤各種予防接種その他の伝染病予防、⑥健康管理カードの記録及び健康診断表の保管を行っている（資料6-2）。

(2) 定期健康診断

定期健康診断は毎年4月に全学生を対象に実施している。定期健康診断においては感染症抗体価検査（麻疹、風疹、水痘、ムンプス）を実施し、抗体のない学生には予防接種の勧奨に努めている（資料6-10）。実施後、結果表・問診票をもとに、健康上問題のある学生に対して、校医と保健室所属の看護職者がアドバイスを実施している。また、必要があれば校医の紹介状を持参し精密検査を医療機関で受診することを推奨している（資料6-11）。

(3) その他

4月に「新入生オリエンテーション合宿」を学友会と連携し行っている。これは、新入生が本学の学生生活に適應できるための支援であり、上級生が企画・運営をおこない、教職員がサポートしている。これは、学生の上級生としての自覚を促すことにも繋がっている。参加した新入生のアンケートから、「友達ができた」、「学生同士交流ができた」などの意見多く寄せられていることから、大学生活への適應につながる学生間の関係形成に役立っていると考えられることから、評価は良好である（資料6-12）。

2) ハラスメント防止のための措置

個人情報保護に関する実務ガイドライン（資料 6-13）、学校法人日本赤十字学園プライバシーポリシー（資料 6-14）、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程（資料 6-15）を定めている。また、ハラスメントの相談に関わる教員を決め、ガイダンスで学生に説明している。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生委員会を中心に学務課と連携し、進路選択に関するガイダンスを各学年に年 1 回以上実施している。看護職の資格取得、大学院等への進学に関する内容である。

3 年次には具体的な就職活動のマナーや履歴書の記載方法などに関して説明会を開催している（資料 6-16）。また、進路選択に関わる指導は学生支援アドバイザーが実施し、掲示板に随時に就職・進学に関する情報を掲載し学生に情報を伝達している。加えて、学生委員会が主体となり、学内で合同病院説明会を 4 月、5 月、7 月、3 月の 4 回実施している。参加した学生から、「就職先を検討する上でとても視野が広がった」、「具体的な説明が聞けてとよかった」とする意見が寄せられた。これらのことから好評を得ている（資料 6-17）。

2) キャリア支援に関する組織体制の整備

在学中のキャリア支援として保健師活動の場と就職活動、助産師の活動について 1 年次、3 年次にガイダンスを実施している（資料 6-18）。

2. 点検・評価

< 1 > 効果があがっている事項

① 修学支援に関する実施状況

修学支援はアドバイザーが中心となり実施できた。

セメスター毎にアドバイザーが個人面談を実施している。記録は必要時おこない、教員間で情報の共有をはかり指導できる体制を整えている。また、毎年 4 月と 3 月にアドバイザー会議を行い、学生の支援の方法について検討し、その後、アドバイザーが修学支援を実施している。平成 25 年度の退学者は 1 名、休学者は 3 名であったことから、修学支援は適切に適切に行われていた。

② 生活支援は、新入生オリエンテーション合宿や学友会行事などを通し、継続的に実施した。新入生に対しては、入学直後に学友会を中心とする上級生と教職員が連携し、新入生が本学の学生生活に適應できるための支援として、「赤十字についての紹介」、「アドバイズセミナー」、「グループディスカッション」、「レクレーション」等を行っている。また、サークル活動、スポーツ大会やカリヨン祭（大学祭）の活動は同級生や上級生と交流を深める機会となっている。このことは上級生の自覚を促すことに繋がっている。

また、交通安全については、冬道の運転指導を上北手地域住民の協力のもと実施している。

③ 進路支援に関する実施状況

今回、学内での合同就職説明会を4回もうけた。しかし、参加する学生が少ない時期もあったため、実施時期を検討し説明会を実施する。

<2>改善を要する事項

卒業後のキャリア支援に向けた在学中の取り組みは、就職支援に重点をおき支援を行ってきたため、卒業後のキャリア支援に関する情報提供（大学進学、専門・認定看護師等）は、4月のガイダンスのみであり、十分とは言えない。

3. 将来に向けた発展方策

<1>効果があがっている事項

①修学支援

学年進行に伴う生活支援はアドバイザーを中心とし今後も継続していく。

②進路支援

「保健師」、「助産師」、「大学院」、「認定看護師」、「専門看護師」に関する情報提供などの進路ガイダンスを学年に応じて計画的に行う。また、学内外の合同就職説明会、就職活動に関するマナーなどの説明会も実施し、学生が進路選択ができるように支援を行う。

<2>改善を要する事項

卒業後のキャリア支援に向けた在学中の取り組みについて、平成26年度看護学部学生委員会で、実施開始時期や内容について検討する。

看護学研究科では、平成26年度には研究科の代表としての教員を学生委員会に配置し、上記の学生支援活動が大学全体として機能し、学生に周知、利用されるように計画する。

4. 根拠資料

- 6-1 日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程（既出 2-12）
- 6-2 日本赤十字秋田看護大学健康管理規程
- 6-3 学生支援アドバイザー制度
- 6-4 日本赤十字秋田看護大学退学・休学数
- 6-5 同窓会奨学金貸与制度
- 6-6 日本赤十字秋田看護大学大学案内 平成25年度（既出 1-8）
- 6-7 日本赤十字秋田看護大学特待生制度規程
- 6-8 日本赤十字秋田看護大学学生便覧（既出 1-4）
- 6-9 カウンセラーの勤務状況と利用状況断
- 6-10 保健室の利用状況
- 6-11 定期健康診後の指導状況
- 6-12 平成25年度新入生オリエンテーション合宿アンケート
- 6-13 個人情報保護に関する実務ガイドライン
- 6-14 学校法人日本赤十字学園プライバシーポリシー
- 6-15 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
- 6-16 進路指導資料〈業者資料〉
- 6-17 進路ガイダンスアンケート結果

【基準 7】 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備については、社会の情報化・国際化の進展とともに、高度化・専門化する医療に対応できる質の高い看護教育を行い、本学の教育理念である赤十字の“人道(Humanity)”に基づく「生命を守る」という理念、目的及び教育目標の達成を図るために必要な施設・設備等を整備してきた。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

① 大学の教育研究目的を実現するための校地・校舎・施設・設備等諸条件の整備状況とその適切性

日本赤十字学園及び本学の策定する中期計画に則り、教育研究活動の水準向上のために施設・設備の整備を行った。平成 25 年度の教育研究施設数は、講義室 12 室、演習室 20 室、実験実習室 1 室、情報処理教室 1 室、教員研究室 34 室となっている。

校舎は秋田市郊外の田園地帯に立地しており、緑も豊富で教育環境には恵まれている。秋田赤十字病院とは隣接しており、看護教育における学生の病院実習や病院看護師と本学教員の相互交流も頻繁に行われてきており、立地・設備環境の適切性がある。

② キャンパス・アメニティの形成状況

学生のくつろぎの場所として、1 階には玄関を入ってすぐ 3 階まで吹き抜けの広い学生ロビーを配置して開放感を与え、ミーティングテーブルと椅子を置いて学習等ができるようにしている。2 階及び 3 階にも休憩コーナーを設けている。

学生食堂は、一度に 200 人が入れる座席数を備えている。半円形のガラス張りで、グラウンドの芝の緑、その奥に広がる田園の風景は癒しの風景と言える。

学生には 300 円の定食のほか 150 円の一品料理等安価で提供している。

体育館では、バスケットボール 1 面、バレーボール及びバドミントンは 2 面同時に使用が可能となっている。授業のほかサークル活動でも使用されている。

グラウンドは 1 周 200m のトラックを設けており、授業のほか、野球、サッカー等のサークル活動や学友会のスポーツフェスティバルにも使用されている。

車両通学は登録制で、使用を許可された学生の 150 台分が収容できる駐車場を備えている（資料 7-1）。学生駐輪場は 200 台を提供している。

③ 校地・校舎・施設・設備等の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況

本学の建物の維持管理における財務諸規程、施設設備等の管理に関する諸規程は以下の通りである。

○学校法人日本赤十字学園 経理規程（資料 7-2）

- 学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則（資料 7-3）
- 学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程（資料 7-4）
- 学校法人日本赤十字学園 資金運用規程（資料 7-5）

これらの諸規程を遵守し、施設設備の維持管理を適切に行っている。また、これと同様に施設設備の維持管理、建築物・建築設備・火気使用設備器具等の実施検査等も定期的に行っているほか、消防署の査察も年 1 回行われ、安全確認がされている。

また、火災・地震等に対し、大学で「危機管理マニュアル」（資料 7-6）を整備し、教職員全員に配付するとともに、学生に対しては避難訓練、災害訓練を通じて緊急時の避難態勢を周知させている。

更に、コンピュータシステムのセキュリティについても、ウイルス対策ソフトによる PC 管理を行っている。

省エネルギー等地球環境保全対策としては、校舎内の冷暖房の温度設定、クールビズ期間の設定、空室の消灯、コピー・印刷機の工夫、ゴミの分別収集等、学内において学生、教職員に掲示で周知させ、全学において環境保全に対する配慮を行っている。

④ 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

1 号館 1 階体育館付近及び 2 号館 1 階の 2 箇所障害者用トイレを設置しているほか、玄関前に障害者用駐車場を設置している。

また、図書館には車いす対応の閲覧机 1 台を備えている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本図書館は、日本赤十字秋田看護大学の教育・研究理念及び目標の達成に向けて、学術情報の基盤機能を担う施設であり、学術情報の収集、整理、保存を図り、学内外の利用者に迅速かつ的確な学術情報サービスを提供することを使命としている。

① 資料の購入・管理

本図書館の資料は、年 2 回の選書の機会を設け、教員から学生の学修に供する図書の購入希望リストの提出、図書委員会での了承を経て購入している。大学分では、本大学の建学の精神である「人道」と医療・看護に関する書籍・文献等は選書の機会以外にも日常的に収集に努めているが、専門分野外や参考図書類は図書館職員が取りまとめ購入している。

② 蔵書構成

この結果、現在の蔵書の構成は、短期大学所蔵では福祉を含む社会科学分野が 49.6%、自然科学分野が 13.9%である。大学所蔵では、看護分野が 20.9%、医学を含む自然科学分野が 37.6%である。全体では、本大学・短期大学の専門分野である社会科学分野 24.9%、自然科学分野 31.6%、看護分野が 16.9%となっており、他分野についての構成比は一桁台であるが、偏りなくひととおりの分野を所蔵している。

蔵書数は表 7-1 のとおりである。平成 25 年度の学生 1 人あたりの冊数は 60.3 冊である。

購入雑誌は、国内雑誌 91 タイトル、外国雑誌 39 タイトル（うち 12 タイトルが電子

ジャーナル可) である。

視聴覚資料は、実技系の学科であるため授業等で利用することも多く、年々増加している。(平成 22 年度の減少は、除籍による。)

表 7-1 蔵書数

	蔵書数(含む製本)	視聴覚
平成 21 年度(2009)	30,120	1,667
平成 22 年度(2010)	30,518	1,565
平成 23 年度(2011)	32,023	1,697
平成 24 年度(2012)	33,185	1,898
平成 25 年度(2013)	34,412	2,022

③学術情報サービス

蔵書については WebOPAC により、学内外での検索が可能であり、また NACSIS-CAT/ILL (国立情報学研究所目録所在情報サービス)にも登録しているため、主要な図書は CiNii Books でも検索できるようになっている。

学術雑誌は、購入と寄贈により受け入れ、図書館システムのデータベースで管理している。特に購入雑誌(国内雑誌)では、各号の特集タイトルも入力し、検索によって得たい情報にアクセスしやすくなっている。

医学系を中心とした日本語データベースは 4 種類、外国語データベースは 2 種類契約している。これらはアクセス数の制限はあるものの、IP 認証により学内のどこからでも検索が可能となっている。図書館ホームページにはデータベースのページを設け、各データベースのアイコンを用意し、アクセスしやすいように便宜を図っている。なおオンラインデータベースの一層の充実を目指し平成 25 年 8 月には、将来的な導入を考慮して、全教職員に参加を呼びかけて 1 ヶ月間のメディカルオンラインの試行を行った。

本学教員の研究成果物である紀要論文については、NACSIS の学術コンテンツ登録システムに参加し、既発行分全てを CiNii から全文を読むことができるようになっている。

④施設・設備と運用サービス

本図書館は、校舎の一角にあり、2フロア延べ床面積 835.02 m²、閲覧席は 118 席、AV ルーム、視聴覚ブース、検索コーナー、ブラウジングコーナーを設けている。AV ルームでは、ワイヤレスヘッドフォン対応の 8 人用 2 台と 3 人用 1 台の視聴覚設備を備え、3 グループが同時に視聴可能である。視聴覚ブースはヘッドフォンを使用する個人視聴用で 6 席ある。

検索コーナーには、OPAC 専用パソコン 1 台とインターネット検索用 3 台がある。加えて 3 階フロア、2 階フロアともに無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学内貸出用ノートパソコンを利用して学生が席を立つことなくインターネットで情報を収集できる。また、娯楽用雑誌を配置し、長時間の学修の休憩に利用されている。

開館時間は、授業期間中平日は 9:00 から 21:30 (21:00 から 21:30 は学内者のみ)、

土曜日は 10:00 から 17:00、日曜日は 10:00 から 15:00（学内者のみ）である。

また、図書館の利用が少ない学生にも気軽に足を運んでもらうための動機づけとして、年 1 回、図書館フェアを開催している。期間中一定の利用回数に達した場合に抽選があり、赤十字グッズ等を提供している。

本図書館の利用状況は表 7-2 に示すとおりである。

表 7-2 本図書館入館者数と 1 日あたり貸出冊数

	入館者	開館日数	貸出冊数/日	同左-看護系大学*	備考
平成 21 年度(2009)	35,277	253	38.0	—	(大)定員 100
平成 22 年度(2010)	44,294	270	45.7	—	// 200
平成 23 年度(2011)	48,154	267	55.97	54.19	// 310
平成 24 年度(2012)	63,037	269	53.30	49.15	// 420
平成 25 年度(2013)	50,438	299	45.29	(未調査)	// 410

*本図書館の各数値には、日本赤十字秋田短期大学分も含まれるが、日本赤十字秋田看護大学としては、開学 2 年目まではカリキュラムや学生数の観点から他大学との比較を避けた。看護系大学の数値は、「日本看護図書館協会 2012 年会員実態調査報告」(2013 年 3 月、日本看護図書館協会、PP. 6-8) から、医学図書館等と共用し、学内サービス対象者数が 1000 を超える大学図書館を省いたものの平均を算出した。(以下、同様。)

⑤職員の配置

平成 8 年の短期大学開学以来平成 20 年度まで、司書資格を有する職員 2 名で時間差勤務により対応してきた。大学開学の平成 21 年度から開館時間を延長及び土曜開館も開始したためアルバイト等を雇用し、平成 24 年度からは週 10 時間の臨時職員と夜間開館シフトで学生アルバイト 2 名を雇用している。

時間外開館のカウンター業務については、アルバイトで賄うことができる。しかし、これまでの開館時間の漸次的な延長の実態、更に短大と共用の図書館であり、大学院も開学、今年度は認定看護師教育課程が開設されるなど、図書館に課せられた役割・機能の拡大もあり、職員 2 名と週 10 時間の臨時職員をもってする配置の現状は、職員にとって厳しい業務量となってきた。

表 7-3 からわかるように、2011 年時点でサービス対象者数は、他看護系大学の平均値とほぼ同じであり、開館時間、1 日あたり貸出冊数は平均をやや上回る結果となっている。しかし、職員数では、約 1 名分少ない人員で運用している。これは上記の現状における実感を裏付けるものである。

表 7-3 看護系大学の図書館の実績平均値と本図書館との比較（平成 23 年度実績）

	サービス対象者数	職員数	入館者/日	平日開館時間	土曜開館時間	貸出冊数/日
看護系大学	604.49	3.75	204.34	11.53	5.91	54.19
本図書館	605	2.8	180	12	7	55.97

⑥他機関との情報の相互提供

前述のとおり、WebOPACの公開、またNACSIS-CAT/ILLに参加しているため、本図書館の資料の所蔵状況は学外からでも容易に検索することができる。また各種データベースにより、学術論文全文をインターネット上で取得できるようになってきているが、入手できない場合でも、ILLにより他大学への文献複写依頼が容易である。

同時に、大学等他機関からの文献複写依頼、相互貸借依頼の受付もしており、なるべく申込当日に発送するように努めている。

⑦地域への貢献

本図書館は蔵書が豊富とはいえず、内容も前述のとおり社会科学分野、自然科学分野、看護分野で約4分の3を占めていることから、保健医療福祉関係者に限って、学外者も利用できるようになっている。申請があれば図書館利用カードを発行し、貸出も行っている。このように地域に開かれた運営にも努めている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①学部学生の教育研究環境

学生の教育研究等の支援環境の整備に関しては、キャンパス・アメニティの形成・支援の体制とも連関する。学生が、講義室・ゼミ室等を使用する場合には、学務課に書類を提出し許可を得ることになっている。実際には、学生が授業時間の合間や放課後に自学自習を行うために、空いている講義室、ゼミ室、或いは開放場所にある机等を随時使用している。また、実習室は、技術の修得のために、平日及び土曜日（長期休業中も含め）は空いている場合、自由に使用することができる。

②大学院学生の教育研究環境

看護学研究科で、大学院設置基準に基づく教育研究に機械、器具等の必要な分野は、助産学分野（特に助産師国家試験受験教育）と基盤看護学分野・感染制御学領域である。助産学分野では、従来までは看護学部の母性・小児看護学実習室を共用で使用している。しかし、大学院学生数が平成23年度は1名であったが、平成24年度には3名と増加している状況から、占有できる実習室を作った。一方、感染制御学領域に関しては、約30名が収容できる看護学部の実験室が完成したが器材などが整っていない状況である。

大学院生の研究室は机、パソコンを配備し、原則一人1台のパソコンのインターネット使用環境を整備してきた。さらに教育研究環境の整備として、ロッカーやメールボックスを全員に配置している。

しかし、平成25年度には大学院生数が増えたことにより、パソコンを一人1台は使えなくなり、共用となっている。また、平成25年度より統計解析ソフトSPSSを2セット、インストールし、大学院生が使えるように整備した。

大学校舎内の施設利用に関しては、セキュリティの関係から指導に関わる教員がいる間を除いては、21:30までとしている。また、図書館の利用については、大学院の授業が21:10に終了するが、平日は21:00までとなっていたために、年度半ばから21:30迄の開館とな

った。

① 教員の教育研究環境

教員の研究環境については研究費、研究場所、研究時間が課題となる。

教員の研究費に関しては、当該年度の個人研究費に関する経営会議の決定を経てから、研究センターが教員に個人研究費として配分している。年度当初に各教員は年間の研究計画書を作成し、提出した段階で研究費の使用が可能になる。また年度末には立案した研究に関する報告書を提出する事となっている。配分される研究費は職位別になっており、教授（特任教授を含む）60万円、准教授50万円、講師40万円、助教40万円、助手20万円である。職位別の個人研究費消化率は表7-4に示す様に平均81.28%であった。

表7-4 平成25年度 職位別研究費消化率

職位	人数	消化率
教授（特任教授を除く）	5	86.39%
特任教授	11	51.38%
准教授	8	85.20%
講師	12	89.70%
助教	6	96.42%
助手	2	72.74%
平均		81.28%

これら研究費の使用状況を経費項目別にみると、表7-5に示す様に、消耗品費が38.09%で最も多く、次いで旅費交通費が34.88%、諸会費21.29%と、この3項目で9割以上を占める。

なお、平成26年度より特任教授に関しては、研究費60万円、教育関連費20万円のどちらかを選べるようにした。

表7-5 平成25年度 個人研究費経費項目別支出割合

経費項目	金額	支出割合
消耗品費	6,208,750	38.09%
旅費交通費	5,685,770	34.88%
通信運搬費	352,258	2.16%
印刷製本費	140,139	0.86%
諸会費	3,470,064	21.29%
渉外費	18,378	0.11%

報酬手数料	33,411	0.20%
業務委託費	392,962	2.41%
合計	16,301,732	100.00%

外部研究費の獲得状況は表 7-6 に示すように、獲得数が低調であった。しかしながら、翌年度の科学研究費の申請について、平成 24 年度は 4 件だったのに対し、平成 25 年度は 13 件を数えたことは、教員の研究費獲得の意欲を示しており、特筆に値する。

表 7-6 平成 25 年度外部研究費受け入れ状況

所属省庁団体等	研究領域（科目名等）	継続・新規の区分	単独・共同別		
			単独	共・主	共・従
日本学術振興会	基盤研究 A（海外）	継続			1
	基盤研究 A	継続			1
	基盤研究 B	継続	1		
	基盤研究 C	継続		3	
	基盤研究 C	新規			2
日本赤十字学園	教育・研究及び奨学金基金にかかわる教育・研究事業	新規	1		
		新規		1	
	赤十字と看護・介護に関する研究	新規			1

研究室は、原則として教授、准教授は個室使用、講師は二人部屋、助教、助手は 3-4 人が共通部屋の条件で配置している。これによる研究上の不利に関しての問題は出ていないが、教育指導に関しては、学生との面接が個室以外の教員の場合には研究室が使用できなかったため、平成 25 年度より新たに面接室を設けた。

研究専念時間については実習期間にはとりにくい傾向があるが、現状の把握を行い研究活動との関連も検討する必要がある。

特に土、日曜日に大学院の授業を行う教員に関する休日の扱いについての決まりが無い。職員に関しては、就業規則で振替休日の制度があることから、教員に関して労働基準法との関連を事務的に見直す必要がある。

研究費に関しては既に示したが、特に秋田の立地条件から、教員が教育あるいは研究の目的で、学会や研修への参加する場合、他の地方に比べて費用と時間がかかる状況である。それを補う意味で個人研究費は他に比較して潤沢になっている。

しかし、本学では学科目制をとっており、教育に必要な費用が科目についていないために、年度初めに委員会の予算に計上されない物品を個人研究費で賄う場合もある。もう一つの問題は、研究指導体制に関連するが、研究でつながる講座制とは異なり、自由に個人研究を行うことができるという利点もあるが、学内で研究指導者を得られにくいという問題もある。

研究成果の公表、発信については、個人研究費による学会発表のほか、併設短期大学と

共同で、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」を年1回刊行している。刊行業務は紀要委員会が担当し、投稿規定、執筆要領を設け、投稿論文の採否にあたっては査読委員によるレフリー制によって、適切な運営が行われている。

平成25年の本学教員の研究業績は、表7-7に示すように学会発表を含めて、合計87となっている。

表7-7 平成25年度 教員研究業績

内訳	単著(単独)	共著(共同)筆頭	共著(共同)	合計
著書	0	1	3	4
原著	3	4	1	8
その他の学術論文	5	2	0	7
報告書	0	5	1	6
その他の論文等	3	0	0	3
学会発表	16	23	20	59
合計	27	35	25	87

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

社会におけるコンプライアンス意識の向上に対応し、公的な研究教育機関であり、とりわけ看護学研究を専門研究とする看護学部及び大学院研究科においては、研究倫理を遵守することは必須の社会的な使命である。

本学における研究倫理に関する学内規定、基準、指針等の整備状況は次の通りである。

- (1) ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択，2004年世界医師会修正）
- (2) 臨床研究に関する倫理指針
（平成15年7月30日厚生労働省告示，平成20年7月31日全部改正）
- (3) 看護研究のための倫理指針（2003年国際看護師協会出版，日本看護協会訳）
- (4) 疫学研究に関する倫理指針
（文部科学省・厚生労働省、平成20年12月1日一部改正）
- (5) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月日本学術会議）

研究倫理に関する学内審査機関は、研究センター倫理審査委員会が設置され、公正適切な審査・運営管理が実施されている。平成25年度の研究倫理審査状況について述べる。

平成25年度の研究センター倫理審査委員会は、原則として第1木曜日に開催され、1年間で45件の申請があった（表1）。審査結果別に見ると、「承認」34（75.6%）、「条件付き承認」9（20%）、「変更の勧告」1（2.2%）、非該当0、取り下げ1（2.2%）となっていた。また、申請者別では、看護学部教員19（42.2%）、大学院生12（26.6%）、学部生11（24.4%）、介護福祉学科教員3（6.7%）となっていた。月別の申請件数は表2のようになり、5月が15件（33.3%）で最も多く、次いで4月8件（17.8%）、6月6件（13.3%）となっており、年度初めに集中していた。この時期に多いのは、学部生の卒業論文と大学院生

の修士論文のための申請によるものと考えられた（資料 7-7）。

なお、平成 26 年度からは規程が改正されることになっている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

図書館、学術情報サービス

蔵書は基本的には教員からの購入希望リストにより整備しているため、学生の学修に直接役立つ専門分野中心の資料構成となっている。表 7-8 に見られるように、全蔵書数では同規模図書館と比較すると多少不足のようにも考えられるが、構成から考えると、学修・教育用資料については、概ね充足しており、学生の図書館利用も活発と言える。論文情報についても、全文データベースの契約により、十分とは言えないまでも徐々に充実している。

また昨年度まで 7 人 1 グループ、3 人 1 グループにしか対応できなかった視聴覚設備を、利用頻度の低かったリフレッシュルームの撤去により、今年度 8 人 2 グループ、3 人 1 グループが視聴可能となるように改善し、学生の利用に供している。

開館時間についても、平成 23 年度(2011)の大学院開設に合わせて 21 時まで延長としたが、大学院授業が 21:10 終了であること、日曜日の授業もあることを受けて、今年度から学内者に限り平日 21:30 まで延長、日曜 10:00-15:00 開館を実施した。その時間帯の入館者は少ないものの、時間、曜日を気にせずに利用できる体制となっていると思われる。

施設面では、近年の高等教育の現場で実践されているアクティブラーニングの場としてラーニングコモンズを設置する図書館が増加している。本大学・短期大学では、図書館から廊下続きに多くの演習室やゼミ室があるだけでなく、ラウンジやホール等学生が利用できるスペースがコンパクトに揃っており、ラーニングコモンズの図書館内未設置を補っていると考えるよくだろう。これは小規模校のメリットと言える。本図書館ではレファレンスブックについても 1 泊 2 日で貸出可能としているため、学生はそれらや学内貸出用のノートパソコンを図書館から持ち出し、個人或はグループで、教室やラウンジ、ホール等の適当な場でレポートの作成や DVD の視聴、更には無線 LAN の届く範囲ではインターネット検索等を行っている。このように学内施設設備および図書館サービスを活用して、ラーニングコモンズの機能の一部を担っている。

表 7-8 サービス対象が本学と同程度の図書館の比較（2011 年度実績）

大学名	サービス対象者 (学内)	全蔵書 (単行書・製本)	1 日平均 入館者数	1 日平均 貸出冊数
神戸市立看護大学	703	110,563	269	117.61
鹿児島純心女子大学	754	132,553	130	52.25
東京医療保健大学（世田谷）	745	47,779	163	15.97
日本赤十字豊田看護大学	711	44,248	234	39.33
広島文化学園大学（呉 阿賀）	712	42,699	202	27.35
本学*	735	33,185	234	53.3

* 本学の数値は、大学完成年度の 2012 年度実績とした。

研究倫理審査については、研究センター倫理審査委員会規程に則って行われた。表 2 のように、夏休みの 8 月以外では、平成 26 年 3 月度のみが申請がなく、その他の月においては、適切に委員会を開催した。

秋田大学吉岡名誉教授は平成 25 年度も継続して委員となり、的確な審査が行われた。

②改善すべき事項

図書館、学術情報サービスについては、ある程度地域には貢献していると考えてよいが、現在は保健医療福祉関係者の利用に限定しているため、社会への還元という大学の使命からは、更に一般市民に対しても開放する方向を探っていく。

表 7-3 で見たように、看護系大学の平均職員数、また同じ法人の他大学と比較しても（日本赤十字看護大学 6、日本赤十字九州国際看護大学 5.6、日本赤十字豊田看護大学 4.4、日本赤十字広島看護大学 3.5）明らかに職員数が不足している。更なるサービスの充実のためにはマンパワーの充実は欠かせない。

研究倫理審査は、年度初めの 4、5、6 月に申請が集中する傾向があるため、申請件数が極端に多い場合には、審査委員会を複数回開催するなどの対策が必要と考えられる。また、的確な結果をできるだけ早く申請者に伝えることや、倫理審査の申請に関する研修会などを開くことも今後検討していく必要があると考えられた。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

蔵書については、学修に必要な図書の整備を進めていく。また、資料が少なくても情報を入手しやすくするための日本語全文データベースを導入する。学生にとってより高い利便性のある図書館というだけでなく、研究支援の観点から、大学の理念・目的に基づく本学の特色を生かした資料収集方針を検討する。

②改善すべき事項

教育研究等環境、支援について

1) 平成 26 年度には看護学研究科の在籍数が増加することはすでに見込まれており、学生たちのアメニティを確保する意味でも、平成 25 年度中には大学院生の研究室に関する検討を行い、方針を明確にする。これに関しては、従来の大学院生室のほかにゼミ室の 1 つを院生用として供与することになっている。

2) 教員の個人研究費の取り扱いに関しては、大学の方針を早急に検討する。

特任教授の場合、研究費を通常に使うグループとあまり使わないグループが存在するため、年度初めの研究計画と年度末の研究報告書の提出を義務づける「研究費群（60 万円）」と研究計画、研究報告書を義務付けない「教育関連経費群（20 万円）」に分け、余剰となった研究費を有効に使うことが平成 26 年度から施行されることになった。

3) 教員の研究の推進に関しては、研究センターの次年度以後の課題であり、研究指導の

体制、研究法に関する研修等の具体的な検討を早期に行う。

- 4) 研究環境との関連に関しては、特に研究時間との関係について、教員の意見等の聴取が必要であり、今後の大学の課題となる。

図書館、学術情報サービスについては、保健医療福祉関係者に限らない、一般市民への図書館の開放を視野に入れ、ルールづくりを進めていく。

現在のサービスレベルを下げることなく時代の要求に合わせた図書館サービスを充実させるため、また職員交代などがあっても途切れのないサービスを提供するために、学生により近い世代の職員の増員を要求していく。

また大学および短大で全学的にアクティブラーニングを進めていく必要があるが、その際の図書館の役割として、学生の学年進行に合わせた情報リテラシー教育が求められると考える。図書館主体でカリキュラム外で行うには、学生のモチベーションを引き出すのが難しく、やはり教員との協働でカリキュラムに関連させた機会を確保することが適切と思われる。

4. 根拠資料

- 7-1 学生駐輪場
- 7-2 学校法人日本赤十字学園 経理規程
- 7-3 学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則
- 7-4 学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程（資料）
- 7-5 学校法人日本赤十字学園 資金運用規程
- 7-6 危機管理マニュアル
- 7-7 平成 25 年度 研究倫理審査委員会申請・結果一覧

【基準 8】 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

赤十字の基本原則は「人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性」であり、特に人道的任務を基調として日本赤十字秋田看護大学では教育を行っている。従って、社会との連携・協力は、これら人道的任務を達成する要素であり、本学の教育の一環であるとともに、本来大学の持つべき責務として社会との連携・協力が行われている。

本学としての社会連携・協力の取り組みは、日本赤十字秋田短期大学と合同で、国際交流センター、地域交流センター、赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会などが、それぞれの規定に基づき企画を行っている。また、地域への施設の開放などに関しては、大学事務局が窓口になっている。

<情報・広報委員会>

情報・広報委員会の規程で、大学の情報をホームページや「大学案内パンフレット」、「学報カリオン」、オープンキャンパスなどを通じて、地域社会や受験生に発信し、本学の理解

を深めると共に、情報ネットワークシステムの構築管理にも当たるとされている。委員会は、その任務を遂行すべく審議し実行していく事が定められている。

〈国際交流センター〉

「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程」(資料 8-1)では、「国際交流に関する事業を実施し、教育及び研究の国際化を図ることに目的を置く」としており、国外の他大学や教育機関、或いは、他国の赤十字機関との交流活動の企画・実施を通し、社会連携を行うことをめざしている。

本学では、教育及び研究分野での連携・協力に関わる国際的な関係強化を企図し、平成 20 年 7 月より台北医学大学(台湾・台北市)(資料 8-2)と、平成 21 年 4 月よりモナッシュ大学(オーストラリア・ヴィクトリア州メルボルン市)(資料 8-3)とそれぞれ提携協定を締結しており、国際交流センターは、その関係強化に向けた活動を継続して行っている。同時に、国際交流センター長の指揮の下、スタディーツアーの企画立案、国際交流関係資料の収集、本学図書館内に本学の国際交流活動や留学に関する情報発信スペースの開設・運営等の活動を継続すると共に、本年度は県内外の他大学と共同で国際交流の機会を設ける試みについても企画立案に着手した。さらに、赤十字学園が運営する他の国内赤十字看護大学と連携してスタディーツアー等を共催する可能性について、本年度より検討を開始した(資料 8-4)。

〈公開講座委員会〉

日本赤十字秋田看護大学公開講座委員会規程第 2 条において、「公開講座は、日本赤十字秋田看護大学の教育研究機能を開放し、一般市民に生涯学習の機会を提供し、文化の向上に資する」と明記、方針を確立している(資料 8-5)。年度当初に活動計画の方針を策定し、今年度は「3.11 東日本大震災」から 3 年目に当たるために、一般市民を対象に防災及び看護・救護の観点からの啓発講座を企画した。(資料 8-6)

〈赤十字・国際人道法教育活動センター〉

「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字国際人道法教育活動センター規程」では「赤十字及び国際人道法教育活動に関する企画並びに実施を図ることにより、本学の建学の精神を実現することを目的に置く」としており、赤十字思想と国際人道法の普及を目指して活動を行ってゆくこととされている(資料 8-6)。この活動センターは、平成 20 年度に文部科学省教育 G P 事業に採択された日本赤十字秋田短期大学の「国際人道法の理念を行動化するための教育」の教育 G P 活動の実施機関として設立された「国際人道法教育センター」が 3 年間の取り組みを終了することに伴い、平成 23 年度からこれまでの活動を継承し、さらに発展させるために設立された。この教育 G P 事業では、模擬救護訓練、「ボランティアの日」の活動(資料 8-8)、環境活動、学生エコ活動が取り込まれ、大きな成果を上げてきた。また「赤十字人道法教育フォーラム」を開催し、学生、職員、市民を対象にその時々ホットなテーマを設定して啓蒙活動を行ってきており、既に 4 回を数えている(資料 8-9)。また 24 年度から県内赤十字施設と共同でキッズタウンを開催し、子ども達中心に赤十字の紹介に勤め、24 年度日本赤十字社主催のクロス大賞で「広報特

使・オフィシャルメッセンジャー活用部門」の「優秀賞」を受賞している（資料 8-10）。

〈地域交流センター〉

本年度当初の活動方針を決める際に出された目標として「何のために活動を行うのか、活動目的を明らかにする」があった。この目標に向けて、センターの運営について定例会議を 11 回開催し、審議を行った。主な審議内容と結論を以下に示す（資料 8-11）。

1. 外部からの学生ボランティア要請への対応

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字・国際人道法教育活動センター規程、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字・国際人道法教育センター規程には、(4) ボランティア活動の推進に関する事項と明記されていることから、学生のボランティアに関する事項は基本的に学生課と赤十字人道法センターが担当するのが妥当だという結論に至った。今後、地域交流センターは、地域の諸団体からのボランティア要請に対しての対応のみを扱うものとし、活動を全学行事として行っていくための情報発信を行う。

2. 活動目的の明確化とそれに伴う業務内容の見直し

地域交流センター設置の目的および業務内容の見直しを含んだ規程の改正案を作成し、2 月の経営会議に提出したが、本学の組織改変が予定されているとのことで、作成案の取り扱いは保留とされた。

前年度まで地域交流センター主催で開催していた特別講演は、今年は対外向け講演会の整理をする中で公開講座委員会開催の講演で置き換えることとした。

〈卒後教育開発センター〉

平成 25 年度より、卒後教育開発センターを設置し、認定看護師教育課程「認知症看護認定看護師コース」を開設した。社会との連携・協力に関する姿勢について、本看護学部の教育目標、及び認定看護師教育の位置づけに則り、以下のように明確にしている。

イ. 本看護学部は、教育目標の一つに「他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる資質を養う。」を掲げ、諸機関と協働し、組織的に地域活動を展開するための基礎知識を養うことに力を注いでいる（資料 8-12）。

ロ. 本認定看護師教育課程は、主体的な運営が可能である事と位置づけられている。本学のように設置主体が大学の場合は、学部内の組織ではなく、学部と同等の位置づけであることが望ましいとされている。したがって、本学の認定看護師教育課程 認知症看護認定看護師コースは、卒後教育開発センターとし専門性の高い教育部門として位置づけている。実習においては、地域との連携を深め、実習施設等の協力を得て主体的に活動できる素地を整えている（資料 8-13）。

また、認定看護師教育課程の運営は、地域の有識者及び認知症認定看護師等により行われ、地域の方の参画、協力を得ての活動である（資料 8-14）。

○産・官等、地域社会・国際社会との連携・協力

イ. 認定看護師教育課程 認知症看護認定看護師コースは、秋田県の支援、即ち地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター病院長、さらに広益社団法人秋田県看護協会会長の設立要望書等による具体的な協力を得ての

開設である（資料 8-15）。

ロ．認知症患者を日本一多く抱える秋田県は、専門分野の看護の充実が急務である。その意味に於いても開設年度の県内からの入学者が 80%（18 名）を占めておりその意義は大きい。なお、県外からの 4 名の入学者を合わせ合計 22 名の学生に対する教育を開始した（資料 8-16）。さらに、秋田県内の入学生の 1/2 は各病院施設の協力により修学補助（派遣扱い及び研修費用貸与）を得ている（資料 8-17）。

以上により、開設年度における教育は、多くの団体・組織の協力により実施することができた。

（2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

〈情報・広報委員会〉

「大学案内パンフレット」は前年度から取り組んでいたが、入試・学生募集要項の決定を待ったため大幅に遅れ、平成 26 年度年度版は 6 月に入っての発行となった。このため各種説明会では前年度版で対応せざるを得ず大きな反省点となった。このため平成 27 年度版は教員の確定、新入生の決意などの部分以外は年度内に作成を済ませ、平成 26 年 4 月末までに発行することとして取り組んだ（発行部数 1 万部）。入試情報は決定次第差し込みで対応することとした。

「オープンキャンパス」は夏、秋の 2 回、7 月 20 日（土）、9 月 28 日（土）に開催した。いずれも午前 10 時から午後 3 時までで、夏には 198 名、秋には 177 名の受験生が来場し、保護者を含めると 550 名にのぼり、これは前年度比 182%となる。教職員が協働して、様々なシーンで広報活動に努めたことの表れと考える。昨年秋から秋田赤十字病院の協力を得て実施しているドクターヘリの見学ツアーも好評で、183 名が参加、オープンキャンパスの本学ならではのコンテンツとなっている。ただ秋のオープンキャンパスが学校祭「カリオン祭」と重なったため、混乱があったことは反省点であり、次年度は分離しての開催が望まれる。在学生が受験生の相談にのるコーナーは例年好評であったが、今回事前に社会人入学者の話を知りたいという要望があり対応した。新たに入学後のアパートなどの住宅情報もコーナーを設けた。以上などから参加者のアンケートでは「大変良かった」『良かった』が 80%以上を占め、好評であった。

「大学公式サイト（ホームページ）」オープンキャンパスの参加者のアンケートでも、サイトを見てきたが 38%にのぼっており、ホームページの充実は重要な課題である。大学の情報をタイムリーに出していくためサイトを分かりやすく再構築した。

「学報カリオン」の発行は遅れていた第 3 号（平成 24 年度）を 7 月に発行した（12 ページ 2000 部）。ただ年 1 回の発行では速報性に乏しく、記録的な意味はあるが学内で情報を共有して行く媒体としてはより頻繁な発行が必要ではないか、等の意見があり、当面年 2 回の発行とし、2014 年 10 月に第 4 号発行とした。

〈国際交流センター〉

本年度に実施した教育研究の成果を社会に還元する活動としては、（1）台北医学大学短期研修生受け入れプログラム、（2）モナッシュ大学語学研修プログラム、（3）日本・ブータン国際交流シンポジウム、が挙げられる。

(1) 台北医学大学短期研修生受け入れプログラム

台北医学大学との連携強化策の一環として、国際交流センターの企画により平成 24 年度から台北医学大学の短期研修生受け入れプログラムを開始した。本年度はその第 2 回目として、平成 25 年 8 月 5 日から 8 月 9 日までの 5 日間、同大看護学部生 5 名の研修を本学及び日本赤十字秋田短期大学合同の取り組みと位置付けて実施した。(資料 8-18) これに際して、研修活動をサポートする学生ボランティアを募集し、本学及び短大の学生 6 名の参加を得て、病院・施設等の視察や市内見学の企画を実施した。また、最終日の 8 月 9 日に行った研修生を囲んでの懇談会には他の本学学生や教職員も参加し、本学学生が日本赤十字の活動や東日本大震災後に行った災害ボランティア活動に関するプレゼンテーションを、研修生が秋田での研修内容についてのプレゼンテーションを行い、その後、会食をしながら相互に交流を深める機会を得た。

(2) モナッシュ大学語学研修プログラム

本学では、提携協定先であるモナッシュ大学の企画・運営による英語集中学習プログラム(3 週間)への参加を、2009 年度より看護学部のカリキュラムとして策定した「英語 海外研修」(選択科目 1 単位)の履修として位置づけている。参加学生の募集から渡航手続きや旅行エージェントとの交渉等、このプログラムに関わる一切の業務を、国際交流センター、及び、国際交流センター長でありかつ看護学部で英語科目を担当する准教授が合同で担当し推進している。本年度は看護学部 1 年次生 7 名、同 2 年次生 3 名の計 10 名が参加し、平成 25 年 8 月 3 日から 8 月 23 日までの 3 週間実施した(資料 8-19)。

(3) 日本・ブータン国際交流シンポジウム

国際交流センター初の試みとして、平成 26 年 2 月 21 日に「日本・ブータン国際交流シンポジウム」を開催した。今回の試みは、秋田大学に研修に訪れたブータン王立大学健康科学学院看護学部の Manikala Moktan 学部長と同助産学科の Renuka Mothey 講師の 2 名を迎え、看護と助産をめぐる日本とブータンの現状について意見交換を行う目的で開催され、秋田大学からの要請を受け、国際交流センターが窓口となって、本学及び日本赤十字秋田短期大学と秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻との共催という形態で実施した。本学看護学部講師が「日本赤十字社の活動」について、本学看護学部教授が「パプアニューギニア農村の暮らしと母子保健」についての発表を行い、さらに、秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻の浅沼義博教授が、「日本人看護師にとっての職務満足度と QOL におけるワーク・ライフ・バランスの不均衡の影響」及び「看護師の職務満足度に影響を及ぼす要因」に関する報告を行った。一方、ブータンについては、Moktan 氏と Mothey 氏がそれぞれ「ブータン王立大学健康科学学院とブータン社会」と題して、現状や国民総幸福量に関する発表を行った。発表後には活発な質疑応答が行われ、また、聴衆として参加した本学教職員や学生との交流も行われた(資料 8-20)。

〈公開講座委員会〉

公開講座委員会の企画により、平成 26 年 3 月 15 日(土)に公開講座を開催した。その内容は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 3 年が経過し、危機管理・防災教育

研究の見地から、講演会「3・11を忘れない。－東日本大震災時の石巻赤十字病院の対応を教訓に。」を実施した（会場カレッジプラザ [明德館ビル2階]、午前10時～12時）。この催しは、地元紙「魁新報」により一般市民にも報道され、社会還元の結果をもたらした。

〈赤十字・国際人道法教育活動センター〉

本年は国際赤十字社がジュネーブで1863年設立されてから150周年にあたる。赤十字の人道、博愛の思想を啓発普及を図る好機と捉えて、教育研究の成果を社会に還元すべくセンターが中心となって行ったのは次の活動である。

- ①秋田県内の5赤十字施設と共同して“赤十字キッズタウン”を開催
- ②2日間に亘って災害救護訓練を行った
- ③第5回赤十字人道法教育フォーラムの開催
- ④「学生のしおり」の改訂
- ⑤「防災のしおり」の作成・配布

①赤十字キッズタウン2013inは5月19日（日）に秋田駅に直結する市拠点センターアルヴェで開催され、教職員14名、学生15名が参加した。このイベントは、子どもたちが赤十字職員となり、皆で働き、学び、遊ぶことを通じて親子一緒に赤十字を知ってもらう内容となっている。参加した子どもたちは、秋田県内にある赤十字施設の業務を体験できる6つのブースで、それぞれ救護服、白衣、看護衣やエプロンに着替えて、災害救護体験や、医師・看護師・薬剤師、献血業務、保育士などの仕事を体験した。本学は看護学部が血圧測定と包帯の巻き方の勉強、介護福祉学科がベッドの調整、ベッド上の水飲み、車いすなどの体験を行った。

②災害救護訓練は9月26, 27日に支部・病院や救護団体の協力を得ながら全各生協職員が参加し、2日間に亘って災害時の集結訓練、テント設営、炊き出し、傷病者の搬送、START法によるトリアージ、応急処置、避難所支援、通信伝達、ロープ法など広範な訓練を行った。特に避難所支援は東日本大震災の経験から、看護介護一体となった避難所生活の支援が必要な事がクローズアップされたことから24年度から取り入れているものである。

③第5回赤十字人道法教育フォーラムは12月3日に市内のキャッスルホテルで開催。国際赤十字の創立150年にあたり、本学講師による「赤十字は何故150年継続されてきたか」をテーマにした講演と、認定NPO法人スペシャルオリンピックス日本名誉会長の細川佳代子様から「インクルージョン社会を生きる」をテーマに講演と「天心の譜（しらべ）」の映画上映を行い、人道と赤十字について参加した300名の学生や市民に深い感動を与えた。

④「学生のしおり」を赤十字概論担当の教員が見直しを行い、600部作成配布とした。

⑤「防災のしおり」は胸ポケットに入るサイズとして発行することとなった。

〈地域交流センター〉

地域・自治体のニーズと学生の学外における学びの機会を得る教育的事業として、相互のねらいのマッチングによる社会連携事業が主体的に取り組みされた。

平成25年度に地域交流センターの活動として行ったのは以下の8事業である。

- (1) こどもサマーキャンプ in 秋田

- (2) 上北手地区体育レクリエーション大会・上北手小学校大運動会
- (3) 上北手地区敬老会式典出演
- (4) あきた聞き書き隊養成講座
- (5) 秋田県医療療育センタークリスマス会参加
- (6) 雪かき（雪よせ）ボランティア
- (7) 3・1・2弁当箱法
- (8) につせきでかだろ

活動に関しては、参加募集や実施報告など全学への周知を徹底し、大学全体での活動となるようにした。

実施した8事業の詳細報告を（資料8-21）に示す。

〈卒後教育開発センター〉

前項に述べた社会との連携・協力のもとに開設した教育の結果は具体的な形として還元している。特に認定看護師教育課程 認知症看護認定看護師コースの第1回修了生13名を地域に送ることができたことは大きな成果である。

これらの取り組みについては以下の項にて述べる。

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動、学外組織との連携協力による教育研究の推進、地域交流・国際交流事業への参加など

教育研究については、1年を経て明らかになった課題による今後の取り組みとなる。この項では教育の具体的な取り組みを通しての社会への還元について述べる。

イ. 平成25年8月1日（木）に県内外の有識者の臨席の下に認定看護師教育課程 認知症看護認定看護師コースの入学式を挙行了。認知症についての啓蒙活動としては、入学式及び卒業式の機会そして、中間の計3回の講演会を企画実施した。

入学式特別講演会：青森県立保健大学名誉教授大和田猛氏による、テーマ「認知症高齢者を見守り、高齢者虐待のない地域づくりを考える」ーあたたかな地域支援ネットワークづくりをめざしてーである（資料8-22）。

中間講演会：3講師によるリレー講演会である。一人は、本学教授藤井博英氏による「認知症なのか、単なる物忘れなのか、その判別は・・・」、次いで、秋田県厚生農業協同組合連合会雄勝中央病院の看護師長・認知症認定看護師の木村陽子氏による「認知症相談窓口での相談の実態とそのアプローチ」である。最後は、「アンチエイジングと認知症の予防」社団法人全国社会保険協会連合会社会保険介護老人保健施設サンビューー秋田の認知症認定看護師の伊藤由紀子氏により行われた（資料8-23）。

卒業式特別講演会：「認知症と秋田県～今、我々はどこにいるのか～」講師、地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター病院長の小畑信彦氏により行われた（資料8-24）。

参加者は、入学式特別講演会（150名）、中間講演会（170名）、卒業式特別講演会（80名）であった。

ロ. メディアによる広報

第1回 2013年9月12日 NHK 秋田放送「認知症看護のスペシャリスト認定看護師」

第2回 2013年10月4日 NHK 全国放送「認知症看護のスペシャリスト認定看護師」

学生の受講の様子及び実習中のありのままの姿を放映、学習課程と実習中の学生の変化に寄り添う映像であった。視聴者からは、認知症認定看護師の存在及び看護の必要性についてNHKに多くの意見が寄せられた。秋田から発信された試みが、これ以後現代社会の課題として取り上げられる先駆けとなったと言える。

ハ. 修了生の活躍

入学生22名中修了生は13名であった(資料7)。終了後の現場からの声は、修了生に対して思考の柔軟性及び的確なアセスメントができることへの評価があった。

また、実習の要再履修者5名及び修了試験の要再受験者2名に関しては、派遣された全施設から全員の再実習、再受験の希望が表明されている。これは各人の復職後の勤務状況に変化がみられたことが大きな要因となっている。即ち、研修による人間性の成長であり、認知症の患者に向き合う看護の変化によるものと伺える。この結果から、最後まで研修に取り組みたいとの要望となったと考える。

秋田県における、認定看護師教育課程 認知症看護認定看護師コースへの期待を担っての開設である。しかし、現在の全ての医療の現場・地域住民の期待に沿っているかについては、これからの活動によるところが大である。

イ. 本項では、秋田県における認知症認定看護師数の増加を図ることにより、社会との連携・協力の基礎を固める必要性について論じる。認知症の疾患についての啓蒙活動は、「内向き」の秋田県の県民性からは非常に難しいものがあると考えられる。鍵を肯定する精神医療の現場においてもしかりである。

しかし、認知症看護認定看護師の具体的活動を通じて変革することは可能と考える。そのためには、多くの優秀な認知症看護認定看護師の存在が必要であり、彼らの組織的な活動が待たれる。教育機関としては、彼らの活動を支え、また、次世代の認知症看護認定看護師の教育を続け、秋田県の津々浦々で彼らが活動できるように支え続ける組織作りを目指す必要がある。

試みに1回生を中心とした情報交換会及び研修会・勉強会をスタートさせることを企画している。認知症看護認定看護師の認定試験終了を待って設立する予定である。

ロ. 秋田県の認知症に関連する病院・施設からの認知症看護認定看護師の希望者を募ることが重要である。イで述べた構想の実現のためには、現状を変革させる力となる認知症看護認定看護師が必要である。また、学習希望者が研修しやすいように各組織の支援と協力を必要とする。これまで以上に、上記目的の元に秋田県からの協力は勿論のこと各病院・施設の応援を得るように一層の働きかけをする。

即ち、認知症という疾患に対する偏見がある限りは、現状を見えにくくさせる。根強く地域住民への啓蒙活動が必要である。

イ. 認知症に関する研究活動については、1回生を中心に「シナプス」(仮称)の会を立ち上げ、根拠に基づく看護ケアへと発展させる予定である。本会は、認知症看護認定看護師によるケーススタディー及び医師、コアメディカルスタッフ参加による研究会等により、「忘れるという脳」に寄り添うケアのあり方、何よりも偏見からの脱却に向けての研究的な取り組みを意図する。

ロ. 研究資本は、秋田県からの助成及び認知症の研究企業等から積極的に助成を受ける。

初年度は、認知症があっても「その人らしく生きられる」をテーマにして、「人間如何に生きるか」を問うキッカケとする。

遠い将来の問題としてではなく、認知症になっても幸せであることを県民（国民）一人ひとりが思えるように、認知症と向き合える原動力をこの日赤秋田看護大学の認定看護師教育課程の認知症看護認定看護師から発信できるように整える。

- ハ. 以上の結果から、高齢社会の秋田県は、高齢者にとって住みよい社会であり、共に生きる若者が高齢者と共にある事から他にない豊かさを培うことができるという、これからの社会のありように一石を投じるように発展させること本学流の社会への還元と考える。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

〈情報・広報委員会〉

「学生募集に係わる広報活動」については、前述のオープンキャンパスの他に、県内の各種説明会に加え、県外での説明に事務職員があたり、平成 26 年度入学試験では県外からの受験者は増加を見ている。しかし入学者選抜委員会と情報・広報委員会との連携が十分でなく、出来得れば入試センター的な部門を設けて、情報を共有した上で情報発信・情報提供を行っていく事が望ましいと事務局内で検討したが、実現を見ていない。

〈国際交流センター〉

- 1) 国際交流センターが企画する「台北医学大学短期研修生受け入れプログラム」を通して、高齢化率の高い秋田の介護・看護に関する知識と実践を台湾の学生が実地に学ぶことが可能となった。特に本年度は、昨年実施した第 1 回目の実績を踏まえて、時間配分や視察先の選定・折衝、学内における教職員との協力態勢作りにも工夫を加え、よりスムーズにプログラムを実施することができた。同時に、本学の学生や教職員が彼らと交流することにより、異文化に接し相互に理解しあう絶好の機会を提供する場ともなった。
- 2) 国際交流センターが看護学部で英語科目を担当する准教授と合同で担当し推進している「モナッシュ大学語学研修プログラム」は、開学よりこれまでの間、平成 21 年度 3 名、22 年度 12 名、23 年度 4 名、24 年度 4 名、本年度 10 名と、参加人数の増減はありながらも、毎年継続して実施できた点は特筆に値する。また、単に参加学生の英語力向上の目的にとどまらず、ホームステイ先や他国の学生との交流を通じた異文化理解、及び、同時期に同じプログラムに参加している日本赤十字看護大学（東京）の学生らとの交流の機会ともなっており、プログラム終了後も継続する友情の絆が生まれている。
- 3) 国際交流センター初の試みとして実施した「日本・ブータン国際交流シンポジウム」には、発表者の他に教職員 12 名と本学学生 6 名が参加した。本学では、同じアジア圏の他国における看護や助産の現状を知るチャンスは少なく、教職員にとっても学生にとっても知見を得るよい機会となった。また、今回は秋田大学大学院と共同企画で開催するという意味でも初の試みであった。今後、様々な機会をとらえて、このような共同企画に取り組んでいきたいと考える。

〈公開講座委員会〉

本年度の公開講座は、平成 26 年 3 月 14 日、秋田市カレッジプラザを会場に開催された。市民・医療関係者・学生・高校生など参加者は約 140 名を得た。また、講演内容は当時の救援・救護活動の実態、体験報告から今後への教訓を学び取ろうとする狙いであった。講師は当時同病院で看護部長として救護活動を指揮した金愛子氏（石巻赤十字病院副院長兼看護部長）及び本学教員で当時救援活動に赴いた新沼剛氏、柏木ゆきえ氏、永易裕子氏により講演、体験報告をパワーポイント動画を交えて行い、参加者との意見交流の場もあり好評であった。単に外部から著名な講師を招聘しての単独講演会にとどまらず、本学教員の活動も踏まえた公開講座となったところに、建学の理念でもある赤十字の理念「人道」に基づく教育研究と実践活動が結びついていることを示す機会になったことは評価してよい。

年度当初の会議において委員会活動の一環として、学内諸委員会・センター等が個別に実施してきた講座、講演会、シンポジウム等の見直し、検討作業を行う方針を立てた。関係する委員会・センターの責任者による会議を 2013 年 7 月 18 日、11 月 8 日にもち、「大学全体で公開講座を統括する組織及び生涯学習のプログラム・計画」を構築すべきとする合意の結論を得た。各委員会・センターが対外的な講座・講演会等のあり方に関する問題認識を共有しえたこと、そして公開講座委員会がそのためのリーダーシップをとれたことは委員会活動としての一定の役割を果たせた。

〈赤十字・国際人道法教育活動センター〉

本センターは平成 19 年からの文科省 GP の修了を受けて、その事業を継続すべく平成 23 年よりスタートしたものである。赤十字の最も重要な使命である災害時の救護活動の訓練は、年々新たなものを加えながら発展させてきており、また関係団体との訓練を通じた連携は、実際の災害時にも力を発揮するであろう。また赤十字キッズタウンや赤十字人道法教育フォーラムの開催は地域住民に対して、赤十字思想の啓発に大きな役割を果たしていると考えられる。これらの企画に参加した学生は、外の大学では得られない赤十字思想に直に触れ、人道とは何かを深く考えるきっかけになった事は、アンケートからも伺える。

〈卒後教育開発センター〉

認定看護師教育課程の認知症看護認定看護師教育の継続は決定している。研究的要素に関する取り組みは、5 月に実施された認定看護師の認定試験結果（発表 7 月中頃）を待つて具体的に動き始められるように準備を進めている。

なお、研修生の声から、本認定看護師教育課程が大学教育の場に設置され、学部の学生と共に施設設備を活用できたことに対するメリットが述べられていたことを追記する。

（2）改善すべき事項

〈情報・広報委員会〉

情報ネットワークシステムの構築管理については、この部門が近年益々重要となっているにもかかわらず学内に担当部課が存在しないことから、「学内の ICT 関係を管理統括する部門」の創設を事務局内で検討したが、実現を見ていない。IT に詳しい特定の職員

によるものでなく、実務的組織として明確に位置づける必要があり、引き続き部門創設に向けての努力が必要である。

〈公開講座委員会〉

公開講座実施にいたる委員会活動を点検すると、計7回の委員会会議がもたれたが、授業時間割、実習指導等の関係で委員全員が揃うのはむずかしかった。会議内容は議事録メールで委員に配信はされたが、実質的な委員会審議は数名のメンバーに委ねられることも多く、会議活動のあり方は今後の課題となる。

〈国際交流センター〉

- 1) 国際交流センターは、本学の国際交流事業を活性化させるべく、企画立案と実施の業務を担っている。しかしながら、このような国際交流事業を、本学が大学としてどのように位置づけ、どのような本学のポリシーをどう反映させたものとするべきなのか、社会連携・社会貢献とどう関連させるのか、赤十字の国際活動とどう関係づけるのか、等々についての検討や調整はまだ不十分であり、また、グローバル人材育成との関係も検討を急ぐべき課題である。国際交流センターの規程を基に、国際交流事業の相互の関連・調整を進めながら、事業の実施を検討していく必要がある。
- 2) 看護学部カリキュラムの改定に伴い、平成27年度より実施される「海外看護演習」のカリキュラム内容に対応した研修先の開拓・選定に関して、国際交流センターが全面的に協力するよう指示を受けている。しかしながら、カリキュラムの詳細が開示されない状況が続き、本年度は作業に着手することができなかった。次年度以降、カリキュラムの詳細や看護学部における担当責任者が確定され次第、具体的な作業計画の策定に入る。
- 3) 「モナッシュ大学語学研修プログラム」において学生が負担する参加費用について、昨今の円安傾向や燃料費の高騰等により、近年その金額は増大の一途をたどっている。すでに本学での授業料を納めた学生に、現地での授業料を含めた経費の全額を負担させる現在の方法には異論があり、また、高額な費用が学生の積極的な参加意欲を削ぐ一因となっている点も否めない。本学が国際的な舞台で活躍できるグローバルな視点を持つ人材の育成をめざすのであれば、その活性化策として、今後、奨学金等の名目で成績優秀者には参加費用の一部を補助するといった具体的な方策についても早急に検討すべき時期に来ていると考える。

〈赤十字・国際人道法教育活動センター〉

従来の活動の域を出ず、新たな展開がなされなかったことは反省点である。赤十字の大学であることを示すシンボリックなものが本センターであるが、現在の活動やフォーラムを実のあるものにするためには、訓練の状況やアンケート結果などを冊子として記録に残し、またフォーラムは講演や質疑応答などをまとめたものを発行して、参加しなかった人にもその成果が伝わるような取り組みが必要であろう。これらにより、本センターの研究活動へとつながってゆくものと考えている。さらに赤十字の活動に取り組む他団体、特に最も身近な本学の赤十字学生奉仕団との共同作業は次年度には是非取り組みたいと考えている。

〈地域交流センター〉

地域交流センターの活動に関しては、参加した地域や施設の方々からは非常に高い評価をいただいております、学生や教職員の地域交流の大変良い機会となっている。しかし活動の企画や運営に関しては、大学全体として「社会的活動」をどう行っていくのかの方針が示されていないまま、センター構成員個人の熱意と一部の学生のボランティアに支えられてきており、構成員以外の教職員の社会貢献活動への参加も限られているのが現状である。地域との連携行事は土日祝日に行われることが多いが、休日出勤に対しての教員の代休制度が規程として明文化されていないため教員の参加はボランティアとせざるを得ないということも、全学的な体制で取り組みがしにくいということにつながっている。

〈卒後教育開発センター〉

これまで述べた現状と方向性に則り鋭意進めることと同時に、具体的な教育運営・講義等に関する1回生の認知症看護認定看護師教育への評価を基に、今後の教育の有り様を検討し改善する（資料8-25）。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈情報・広報委員会〉

18歳人口がどんどん減少をみている現在、「選ばれる大学」であるためには、広報活動はきわめて重要であり、大学の将来を決すると言っても過言ではない。タイムリーな学内広報、ホームページだけでなく、各種SNSを活用した情報発信が必要となる。そのためには学生募集広報と入学者選抜との統合部門の設立、IT部門の創設が残された課題である。これらにより、本学からの情報発信だけでなく、地域からの様々な情報を取り入れ、常に成長してゆく組織作りに繋がると考える。

〈国際交流センター〉

ア. 「台北医学大学短期研修生受け入れプログラム」と「モナッシュ大学語学研修プログラム」では、各プログラムが有する本来の目的達成に加えて、参加した学生や教職員にとっては、それらの国際交流の場を通じて相互理解を深め、グローバルな視野で親善の輪を広げて知見を深めることに非常に効果的である。年度毎に実施の内容を精査しながら、今後も継続していくべき活動と考える。

〈卒後教育開発センター〉

研究的要素に関する取り組みは、5月に実施された認定看護師の認定試験結果（発表7月中頃）を待って具体的に動き始められるように準備を進めている。

イ. 1回生による認知症看護認定看護師の同窓会を開催する。

ロ. 1回生から日本老年看護学会の「認知症看護認定看護師全国会」（仮称）の東北代表の評議員を送る（具体的には、本会の会長である東京女子医科大学看護学部水野敏子教授より要請を受けている）。

ハ. 1回生を中心に、日本赤十字秋田看護大学認定看護師教育課程 認知症看護認定看護

師センター主催「シナプスの会」を発足する。

(2) 改善すべき事項

〈国際交流センター〉

国際交流センターは、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程」に基づき活動を行っているが、具体的な活動の評価を可能にする明確な基準は未整備である。今後、本学における国際交流事業の位置づけに関して、1) 本学の理念やポリシーに照らして、提携協定先大学等での教員の長期または短期の協同研究、および、教育事業における学生の相互交流をどのように位置づけるのか、2) 提携協定先大学と本学教職員による協同事業の促進をどう扱うのか、3) どのような理念と目的をもって、本学主催のスタディーツアーや海外での看護演習を企画・展開するのか、といった観点を中心に、全学的な議論によるコンセンサスの醸成を促し、将来像の構築と国際交流事業の実現に努めつつ、具体的な活動の評価を可能にする必要がある。

その手始めとして、本学としての「社会との連携・協力に関する方針」と国際交流事業のあり方の整合性に関して、全学的なレベルでの検討を促し、その結果を踏まえて「国際交流センター規定」の見直しに着手する。

〈公開講座委員会〉

公開講座等のあり方の見直しを踏まえて、次年度以降は大学・短大としての講座、講演会、シンポジウム等の計画的実施、つまり一元的な企画運営機関の設置とプログラム、講座内容等の調整及び計画の集約を図ることが、より一層の発展に向けた将来的な課題となった。そのためには学内組織機構の整備改善と人員の手当て、また公開講座等に関わる生涯学習の知識理解、大学の社会貢献事業としてその社会的かつ有効な望ましい運営の在り方等について、年次的な計画性を持ち、さらに専門性を高める推進方策がとられる必要がある。

委員会活動としては、上記の改善方向に沿った組織・メンバーの改編、人員の確保、運営方式等が当面の改善課題となる。

〈赤十字・国際人道法教育活動センター〉

現在の各活動は学内にも地域にも根付いたものであり、継続してゆく方向である。ただ本センターも発足して3年となり、学内の他のセンター、すなわち地域交流センター、国際交流センター、公開講座委員会などの企画と重なり合う部分も少なくない。次年度はこの辺の調整、さらには新たな組織造りの検討が必要とされる。

〈卒後教育開発センター〉

以下の点について、具体的な意見を参考に改善する（資料 8-25）。

- イ. 入学生の入学前の課題・準備に関すること
 - ロ. 講師陣の人選及び講義に関する課題に関すること
 - ハ. 講義の展開・演習の導入及び展開に関すること
- 二. 実習指導に関すること

4. 根拠資料

- 8-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程
- 8-2 台北医学大学パンフレット契約書
- 8-3 モナッシュ大学契約書
- 8-4 国際交流センター運営委員会平成 25 年度議事録
- 8-5 日本赤十字秋田看護大学公開講座委員会規程
- 8-6 「3.11 東日本大震災」パンフレット
- 8-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字国際人道法教育活動センター規程
- 8-8 ボランティアの日
- 8-9 赤十字人道法教育フォーラム
- 8-10 キッズタウン資料
- 8-11 地域交流センター運営委員会平成 25 年度議事録
- 2-12 認定看護師課程教育目標
- 8-13 日本赤十字秋田看護大学 認定看護師教育課程組織図
- 8-14 認定教育看護師教育課程 非常勤講師・教員会名簿
- 8-15 認知症看護認定看護師教育機関開設に関わる要望書（地方独立行政法人秋田県立病院機構）／認知症看護認定看護師教育機関開設に関わる要望書（広益社団法人秋田県看護協会）
- 8-16 日本赤十字秋田看護大学 認定看護師教育課程 入学者分布
- 8-17 認定看護師教育課程 入学者名簿
- 8-18 台北医学大学研修生受け入れプログラム（日程表、企画資料、記録ファイル）
- 8-19 モナッシュプログラム
- 8-20 ブータン資料
- 8-21 8 事業詳細
- 8-22 入学式特別講演会
- 8-23 第 2 回特別講演会
- 8-24 修了式特別講演会
- 8-25 認定看護師教育課程 平成 25 年 アンケート結果

【基準 9】 管理運営・財務

・管理運営

1. 現状の説明

本学は、学校法人日本赤十字学園の傘下であり、本学園の理事会、常務理事会及び評議員会と連携協力関係を維持している。

本学園の理事会は、本学園寄附行為（資料 9(1)-1）第 7 条により理事の選出と人数を定め、収支予算、事業計画等重要の審議機関としている。また、常務理事会は、本学園寄附行為第 20 条によりその設置が定められ、本学園理事会業務委任規程（資料 9(1)-2）第 3

条により常務理事会への委任項目を定めている。

評議員会は、本学園寄附行為第 21 条によりその設置と評議委員定数を定め、また、第 23 条により理事会の諮問機関として定められている。なお、現在の評議員数は 26 名であり、私立学校法第 41 条に規定する現在の理事数 12 名の 2 倍以上の人数を維持している。

また、本学園の業務を監査するため本学園寄附行為第 6 条により監事 2 名を置いている。監事は本学園の理事会、評議員会に出席し、私立学校法及び寄附行為の規程に基づいて法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、公認会計士と連携して監査報告書を作成のうえ理事会、評議員会に提出し、本学園の監査機能の役割を果たしている。

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の管理、運営に関する諸規程を整備し、それらに基づいて置かれている組織は以下の通りである。短期大学としての、管理運営のための細則は定めていないが、それぞれの分掌、役割分担にもとづき、方針、意思決定が行われ、適切な運営が図られている。

①経営会議

大学の管理運営方針を決めるものとしては経営会議があり、学長ほか管理職によって構成され、次の事項を審議し学長の職務決定を補佐している。毎月 1 回開催し原則全員出席としている。

②教授会

大学の教学組織とし教授会がある。構成員は学長、副学長（この職を置く場合に限る）、看護学部長及び教授となっており、毎月 1 回招集され、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、人事案件を除き、出席構成員の過半数をもって議決する。

また、教授会規程には専門委員会を置くことが定められており、専門委員会は教務委員会、学生委員会、教員選考委員会、入学者選抜委員会、図書委員会、情報・広報委員会、紀要委員会及び公開講座委員会の 8 委員会がある。

以上の 2 つの会議により法人組織と教学組織の権限と責任は明確化されている。

③学長、学科長の権限と選任手続

ア. 学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任手続きは、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程に基づき行われている。学長の任期が満了するとき、又は辞任の申し出があったとき等に理事長が学長候補者推薦委員会を設置のうえ学長候補者の選考を行う。学長候補者推薦委員会は、教授会において選出された専任教授 3 人、理事会において選出された理事 3 人により構成する。学長候補者推薦委員会において候補者 1 人を選出し、理事長は理事会の同意を得て学長を任用する。

以上のように、学長の選任手続きについては、理事会、教授会の意向が反映できる仕組みとなっており、日本赤十字学園傘下の大学の学長選出の手続きとして妥当と言える。

また、学部長は、日本赤十字秋田看護大学看護学部長選考規程に基づき、学長が本学教授のうちから推薦（経営会議において無記名投票）し、理事長が任用す

ることとなっている。

イ. 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の権限については、学校教育法により校務をつかさどり、所属職員を統督すると定められており、本学の管理運営の全てについて権限と責任を有する大学の代表者であり教育研究の最高責任者である。

管理運営及び教育研究上の重要事項については、学内外の意見を聞き、経営会議及び教授会での審議のうえ、学長が執行する体制となっている。

しかし、緊急の場合は、学長の責任において執行している。以上のことから学長権限の内容とその行使は、概ね、適切であると考ええる。

ウ. 中・長期的な管理運営方針の策定

日本赤十字学園の方針により、第一次中期計画（平成 21 年度から平成 25 年度の 5 カ年）を策定のうえ取り進めている。主な事項は経営意識の醸成、経営基盤の確立、教育研究向上のための財源確保を柱としており、具体的には、学生定員確保、経費の節減、競争的外部資金の獲得等を目標としている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

①関係法令に基づいた管理運営に関する学内諸規程の整備状況

大学の管理運営については、関係法令等及び学内規程を遵守している。関係法令等の改正の通知があれば、直ちに関係部署に通知し、遺漏のないように対応している。

また、学園の諸規程、学内の諸規程に基づいて大学運営にあたっており、新規採用の教職員には、ガイダンスで規程集を配付、重要な条項は説明している。

更に、規程が改正された際は、電子メールにより通知し学内規程の周知に努めている。

②大学の意思決定プロセスの運用とその適切性

大学の意思決定プロセスは、大学経営に関する事項を審議する経営会議と教育研究に関する事項を審議する教授会の 2 つにより行われている。

本学の予算、決算、学則改正等の重要事項は経営会議の審議後、理事会の承認を得る。また、教育研究に関することでは、教授会の傘下の専門委員会で検討した事項を教授会で審議する。これら 2 つの会議で審議された内容に基づき学長が最終決定を行う。このように本学の意思決定プロセスは確立されており、その運用は適切であると考ええる。

(3) 大学業務を円滑に行う事務組織が設置され、十分に機能させているか。

①事務組織の構成及び人員配置の適切性

本学は、事務職員は専任 19 名であるが、同校舎で短期大学も運営していることから短期大学専任職員も兼務発令して対応している。

人員配置については、事務局長の下、総務課 12 名、学務課 5 名、図書館 1 名とそれ

ぞれ配置させており、教員及び学生との信頼関係の下に業務を遂行している。

各委員会等にも事務職員を配置し、その状況についてほかの職員に周知させており、事務職員全員が学内の動きを把握できる体制をとっているほか、2週間に一度、係長以上の打ち合わせ会議を行い、スケジュール、懸案事項、報告事項等を共有している。

以上の体制から、事務組織は機能しているものとする。

②多様化する業務内容への対応策や事務組織の機能を高めるための方策とその有効性

機能強化の対策として、管理職を除く事務職員が毎年他団体の実施する各種研修会に10名程度が参加しているほか、毎月の本学FD/SD研修にも原則として全員が参加している。また、大学における職員の役割の熟知と業務意欲の向上を図る目的で、定期的な人事異動を実施している。

③職員の任免・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

任免・昇格等については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱により定められており、任免、昇格のほか、給与支給に関する全てを当該規程に沿って執行している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善への取り組み状況

毎年、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づいて、職員の自己評価、上司による勤務評価を行っている。自己評価と勤務評価を基に、上司からの面談が実施され、勤務評価の結果の伝達と今後の業務執行へのアドバイスが行われる。

②短期大学の事務職員として求められる能力を高めるためのSDの実施状況とその有効性

原則として事務職員全員が、毎月1回行われる本学FD/SD研修に出席している。

事務職員も研修結果の報告や、所掌事務の評価や課題等について、随時、報告を行っている。発表の機会を設けることで、職務遂行だけでなく、大学職員としての意識付けの効果も上がっている。

2. 点検・評価

本学の管理・運営については、運営管理方針、意思決定、学内外へのコンプライアンス、大学教職員としての意識付けが、適切かつ効果的になされているかどうかという視点から、点検・評価を行う必要があると考える。

管理運営方針については、学内諸規程や、それを受けて設置されている組織や部門毎には明示されているが、教育研究も含む大学運営には、部門間にまたがった横断的な運営が求められることも多い。大学全体の運営方針の明確化とともに、そうした課題毎の運営方針を、より明確にしていくことが求められる。

意思決定については、規程や個々の運方針の周知の徹底がなされており、学長のリーダーシップが強く発揮されている反面、学内での、教授会その他への、教職員の意見集約が十分でないという課題がある。職員のモラルの向上のためにも、改善が欠かせな

い課題である。

コンプライアンスの面では、規程等がきちんと整備されている反面、規程相互に重複やズレがみられ、職務遂行上のルールや役割分担が明確でない部分がみられるので、諸規程の見直しから改善を図っていく必要がある。

また、大学の教職員としての意識付けは、FD/SD 研修や、各種委員会（職員もメンバーとして参加することが多い）における討議、年度毎の各部門の事業評価等において、一定程度なされてきているが、学生主体の教育、業務運営や、大学教育の社会的役割を踏まえた、職務意識や実践態度の涵養という点では、不十分な点がみられる。

①効果が上がっている事項

- (1) 意思決定のプロセスを明確にするために、それに関わる全ての会議等の規程を整備し、適切に運用している。
- (2) 教員と事務局職員との、SD活動を通じた、教育改善法、学生支援課題の検討が行われている。

②改善すべき事項

- (1) 一層の課題の周知と共有化を進める中で、教職員の「参加」意識の向上を図る。
- (2) 教職員の意欲向上を図るために、意見の集約化の方法を再検討する。
- (3) 学園本部との運営方針の調整を図る。
規程の整合化
業務推進上の連携の改善

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1) 運営管理に関する会議等の規程を制定し、それを適切に運用しているが、有効な管理運営システムを構築するために、各規程の見直しと改善を実施している。
- (2) 目標を定めた、SD活動のさらなる推進を図る。
- (3) 事務組織の機能を向上させるための教員と事務職員との業務上の連携システムのあり方を検討する。

②改善すべき事項

学園本部、本学の中期計画を踏まえた、年度毎の運営方針を定め、教職員に周知を図る。

4. 根拠資料

9(1)-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9(1)-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程

9(1)-3 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程

9(1)-4 学校法人日本赤十字学園 理事 寄附行為による選任区分及び監事

・財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

①中・長期的な財政計画の立案

本学の収支状況については、収入において総額のうち、学生生徒納付金が約 70%、国・県補助金が約 25%、その他約 5%となっている。また、支出においては、総額の内人件費が約 54%、教育研究費が約 23%、管理経費が約 4%となっている。

本学は併設短期大学とともに、前身である短期大学看護学科から引き続き、毎年秋田県から、施策である高齢者の増加に伴う看護師、介護福祉士の養成事業を受けた形で、高額補助金を受けている。

これは、将来的にも継続される見通しであり、当面、財政面では安定財政が見込まれる。

②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

平成 25 年度においては、表 7-3 の通りであり、受け取った間接経費総額は 1,518 千円であった。

③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率について過去 5 年間の推移を次表に示す。

(平成 25 年度における主な消費収支計算書関係比率)

・補助金比率

全国平均を上回っている。これは秋田県より多額の補助金を受けているため、本学にとって安定的な重要な財源となっている。

・人件費比率

全国平均を下回っており、良好である。

・教育研究経費比率

全国平均を 15 ポイント程度下回っている。消費収支の均衡を失しない範疇と考えられるが、教育研究経費への資金配分方針と方法について検討したい。

・管理経費比率

全国平均より下回っており、良好である。

消費収支計算書

※評(▼低いほうがよい、△高いほうがよい、～どちらともいえない)

比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	全国	東北
人件費比率	人件費/帰属収入	▼	37.9	56.4	47.7	45.0	49.1	50.0	53.7
人件費比依存率	人件費/学生生徒納付金	▼	130.9	89.8	94.8	71.9	70.1	93.2	98.1
教育研究(管理)経費比率	教育研究(管理)経費/帰属収入	～	14.9	25.4	18.6	19.9	21.4	36.0	35.5
管理経費比率	管理経費/帰属収入	～	4.7	3.3	2.7	2.7	3.7	8.1	6.8
借入金等利息比率	借入金等利息/帰属収入	▼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3
帰属収支差額比率	(帰属収入-消費支出)/帰属収入	△	29.5	9.0	15.1	27.3	8.3	3.7	2.7
消費収支比率	消費支出/消費収入	▼	81.4	96.2	115.8	75.4	93.0	107.9	110.9
学生生徒等納付金比率	学生生徒納付金/帰属収入	～	29.0	62.8	50.3	62.6	70.0	53.6	54.7
寄付金比率	寄付金/帰属収入	△	1.3	0.0	0.3	0.1	0.3	2.2	2.6
補助金比率	補助金/帰属収入	△	17.2	28.5	19.9	23.6	25.0	10.8	12.9
基本金組入率	基本金組入額/帰属収入	△	13.4	5.3	26.6	3.6	1.4	10.7	12.3
減価償却費比率	減価償却額/消費支出	～	10.6	11.8	7.0	8.0	7.6	9.7	11.0

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より「平成23年度」【大学法人】の数値を使用しています。

(平成 25 年度における主な貸借対照表関係比率)

- ・自己資金構成比率
全国平均を上回っており、良好である。
- ・消費収支差額構成比率
全国平均がマイナスであるなか、本学はプラスとなっており、良好である。
- ・固定資産構成比率
全国平均を下回っており、良好である。
- ・流動資産構成比率
全国平均を上回っており、良好である。
- ・退職給与引当預金率
本学は 100% であり、良好である。
- ・固定負債構成比率・流動負債構成比率
固定負債構成比率については、全国平均をわずかに上回っているが、
流動負債構成比率については、全国平均を下回っており、良好である。

比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	全国	東北
固定資産構成比率	固定資産/総資産	▼	70.9	69.3	77.0	69.6	68.4	86.1	81.4
有形固定資産構成比率	有形固定資産/総資産	▼	61.9	55.7	49.3	41.3	37.4	59.9	60.0
その他の固定資産構成比率	その他固定資産/総資産	△	9.0	13.6	27.8	28.3	31.0	26.2	21.5
流動資産構成比率	流動資産/総資産	△	29.1	30.7	23.0	30.4	31.6	13.9	18.6
固定負債構成比率	固定負債/総資金	▼	6.5	7.7	11.0	10.3	10.8	9.0	7.1
流動負債構成比率	流動負債/総資金	▼	3.5	4.0	6.5	3.6	2.8	6.0	5.7
内部留保資産比率	(運用資産-総負債)/総資産	△	28.1	32.6	6.5	44.9	49.0	25.1	27.3
運用資産余裕比率	(運用資産-外部負債)/消費支出	△	1.3	1.5	44.4	1.6	1.6	1.4	1.4
自己資金構成比率	自己資金/総資金	△	90.0	88.4	82.5	86.2	86.4	85.0	87.3
消費収支差額構成比率	消費収支差額/総資金	△	25.5	25.4	16.5	24.9	26.9	△ 12.7	△ 11.1
固定比率	固定資産/自己資金	▼	78.8	78.5	99.7	80.7	79.2	101.4	93.3
固定長期適合率	固定資産/(自己資金+固定負債)	▼	73.4	72.2	87.9	72.1	70.4	91.7	86.3
流動比率	流動資産/流動負債	△	834.6	773.1	376.9	852.4	1146.2	229.5	326.4
総負債比率	総負債/総資産	▼	10.0	11.6	16.4	13.8	13.6	15.0	12.7
負債比率	総負債/自己資金	▼	11.2	13.2	21.2	16.1	15.7	17.7	14.6
前受金保有率	現金預金/前受金	△	1280.2	1174.4	718.7	1622.8	1774.3	325.4	462.4
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産)/退職給与引当金	△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	61.8	74.9
基本金比率	基本金/基本金要組入額	△	100.0	100.0	99.4	100.0	100.0	96.6	97.0

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より「平成23年度」【大学法人】の数値を使用しています。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

① 予算編成の適切性及び執行ルール of 明確性と内部監査の適切性

予算編成については、本学事業運営方針に基づいて学部、各委員会、各センター機構が要望書を提出し、予算担当がヒアリングを行い、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を検討し、予算編成を行っている。予算案の調整は、事務局長、学長、経営会議において精査、査定、審議したうえ、理事会に付議される。

全ての予算執行は、担当である総務課経理係による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行を精査するとともに、予算執行状況を管理できる体制となっている。

監査は、学校法人日本赤十字学園内部監査規程に基づき学園本部が監査法人に委託し、私学振興助成法に基づき、年2回(期中・期末監査)を実施している。

期中監査では、全般事項(本学全体の概要把握、内部統制の理解、システムの概要

把握)、取引処理の全般的理解(質問による取引全般の概要把握)、人件費関係(内部統制の理解等)について実施される。また、期末監査では期末残高に基づく決算書類の監査が行われている。

内部監査については、学園本部職員が定期的に来校し、契約、伝票、証憑、文書のチェック等が実施される。

②予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

当該年度の予算執行状況は、総務課経理係において学科、各委員会、各センター機構、教員個別の研究費等常に把握できる体制にあり、決算額との乖離を極力少なくするよう予算管理を行っている。

次年度予算編成を行う際は、前年度の決算状況を基に、執行されなかった事業はスクラップ事業と判断し、突発的な事業については、その必要性を考慮している。

2. 点検・評価

財政の基盤として重要な外部資金の獲得に関して、平成 25 年度には新たな獲得ができなかったことから、教員の教育研究の条件改善を考慮するとともに、事務局においても外部資金獲得のための情報の提供とより専門的な事務的サポートを行うシステムを検討し、財政基盤の強化を図る。

①効果が上がっている事項

収入面においては、学生の定員確保による学生生徒納付金、補助金の収納等予定の財源が確実に確保されており、また、支出面においても予算額を大幅に超過することがなく、健全な経営がなされている。

②改善すべき事項

本学における経営分析の結果を、本学 FD/SD 研修会の際に教職員に提示・説明しているが、経営意識の醸成という点で不十分さがある。また、外部資金の獲得のためには、教員が研究に関する能力の向上を図ることはもとより、資金獲得の情報、手段、方法等に関しての専門的に具体的な事務サポートシステムが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

予算編成上の手続きや執行上のシステムは構築されているが、中・長期財務計画を策定し、それに沿った経営状況の維持、改善が図れるよう、随時見直しを行っていく。

②改善すべき事項

大学の経営状態を職員一人ひとりが理解し、そのための効率化、経費節約等を意識した教育研究活動等を進めていくよう意識改革を図る。

学校会計に関する基礎的な事項の研修会の開催及び経営分析の継続的な実施を行い、その内容を教職員へ説明、周知することによりさらなる健全経営に繋げていく。

また、科学研究費等外部資金の獲得を図るため、外部資金獲得の必要性を再度周知し、継続課題のある教員を除く、全教員の申請、採択率の向上を目指す。さらに科学研究費以外の研究資金助成の情報を積極的に周知し、さらなる外部資金の獲得を目指す。

さらに、大学の質の向上・活性化を図るため、中・長期的な計画のもとに、教育研究や事業プロジェクトの予算措置を強化していく必要がある。

4. 根拠資料

9(2)-1 財務計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）

9(2)-2 監査報告書（平成 21 年度～平成 25 年度）

9(2)-3 事業報告書（平成 25 年度）

9(2)-4 財産目録（平成 26 年 3 月 31 日現在）

【基準 10】 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程」（資料 10-1）にしたがい、大学の諸活動を点検・評価している。その結果は、大学のホームページで公表することになっている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

大学の諸活動を自己点検・自己評価するために、「評価センター」を設置し、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程」を設けている。規程では、「評価センター」が点検・評価する事項は、「教育理念、教育方針の点検・評価」、「(管理)組織体制の点検・評価」、「教員組織、事務組織の点検・評価」、「教育研究体制の点検・評価」、「教育内容、教育課程、カリキュラムの点検・評価」、「教育研究環境・教育研究設備・教材整備体制の点検・評価」、「入学選抜の点検・評価」、「課外活動等の点検・評価」、「学習者の生活支援体制の点検・評価」、「学習者評価体制に関する事項」、「教員・指導者評価体制に関する事項」、「卒業者のキャリアアップ支援体制の点検・評価」、「広報活動の点検・評価」、「経営、財務状況の点検・評価」、「施設整備・運用状況の点検・評価」、「規程類整備の点検・評価」、「点検・評価体制の点検・評価」、「相互評価に関する事項」、「ALO委員に関する事項」と決められている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

毎月 1 回定例の会議を開催するとともに、必要に応じて臨時会議を開催している。また、「評価センター」の教員には、第三者評価機関等で評価を行った経験のある教員や他大学に在籍中に管理職として第三者評価を受けた経験のある教員も配置している。

さらに平成 26 年度には、第三者評価の受審を予定としており、その準備のために平成 25 年度中に「評価センター」の教職員を研修会に派遣したり、直近の第三者評価を受審し

た系列大学から情報収集を行った。

2. 点検・評価

- ① 点検・評価の項目が多岐にわたるため、項目ごとに関連する委員会やセンターに点検・評価を依頼しているが、点検・評価に時間がかかり、文章化する量も多いため、なかなか予定の期間通りに点検・評価が行えない傾向にあることは、反省点である。
- ② 本学の「評価センター」のメンバーは、日本赤十字秋田看護大学と日本赤十字秋田短期大学（介護福祉学科）の教職員から成り、また、規程も両大学にまたがったものであることから、点検・評価項目によっては、各委員会やセンターが看護大学と短大を別々に評価しなければならないこともあり、混乱が生じたり二度手間の労をとることになり、混乱・負担を減らす工夫が必要である。規程に見るように本センターは実際には点検・評価（PD）を実施するために整備されており、さらに調整・改善（CA）を行うための組織ではない。つまり、PDCAサイクルを回転させるためには、CAを担当する組織が必要である。
- ③ 自己点検・評価の意義や目的、方法論などが全学的に共通認識されていない面もあり、「評価センター」が中心となり、啓発活動を推進していく必要がある。
- ④ 本学の卒業生による本学の教育内容、教育方法、大学の教育設備や学生生活の充実度などに関して質問紙を郵送して評価してもらう方法を今年度はじめて導入したが、回収率が極めて悪く、今後も計画するとすれば評価時期や方法を検討する必要がある（資料10-2）。
- ⑤ また、本学の卒業生を採用した病院や施設に対して本学の学生の評価や大学の教育についての評価を問う質問紙法の回収率は73%であり、今後もこのような評価方法を続けていく意味は大きいと思われるが、評価者の職種や職位が施設によってまちまちであるので、評価者を特定するかなどの検討が必要と思われる（資料10-2）。
- ⑥ 点検・評価について「評価センター」の教職員を研修会派遣し、そこで得た情報を「評価センター」の会議で共有したことは、自己点検・評価や第三者評価についての理解を深めることができ、有益であった。

3. 将来に向けた発展方策

- ① 毎年、第三者評価に対応できるほどの詳細な点検・評価を行っているが、これは負担が大きく、予定通りに点検・評価が終わらない傾向にあるため、評価項目や評価方法の簡略化とともに公表の形式もよりわかりやすくする。
- ② 「評価センター」の権限や仕事内容をより明確にするために規程の見直しをする。また、学部や研究科、各委員会やセンターなどがより主体的に点検・評価に取り組めるように、また、PDCAサイクルのCAが機能するようにそれぞれの部署の中心人物を「評価センター」の構成メンバーに入れるなど人材の充実をはかる。
- ③ 点検・評価の意義や方法について全学的コンセンサスを得るためにFD/SD等を活用し、教職員の啓発をはかる。
- ④ 卒業生への調査を継続するかどうかを検討する。もし、継続するとなった場合には、回収率が上がる実施時期を検討する。

- ⑤ 卒業生を採用した病院・施設からの本学の評価については、その施設の評価者の職業・職位等を明確にして依頼する。
- ⑥ 自己点検評価や第三者評価についての研修会等へ教職員を派遣し、情報を集めるとともに収集した情報の共有をする。

4. 根拠資料

- 10-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程（既出 1-15）
- 10-2 卒業生向けアンケート、卒業生就職先向けアンケート結果（既出 4(3)-5）

終 章

今年度の自己点検・評価は、本学にとっては完成年次後のスタートの年であることから、開学時にめざしてきた教育や管理・運営について点検・評価し、より効果的に、そしてさらなる向上を図るという視点からの内容が濃いものとなっている。また、併設の日本赤十字秋田短期大学介護福祉学科の第三者評価の受審申請の年であったことから、大学組織のセンター機構や委員会組織が合同で運営されていたこともあり、教職員が一丸となって自己点検・評価に取り組んできたように思われる。

教職員の多くが開学から完成年次まで、開学時の目標に向かってそれぞれの役割を遂行してきた努力をお互いが認めるものの、その成果が形として表現できない現実直面し、教務委員会やFD/SD委員会等による研修や検討が行われてきた経緯がみられる。そして、本報告書の多くの箇所に記述されているように、PDCAサイクルに沿って計画から評価までが可視化できるような対応策が上がってきているように思う。これにより、到達目標が具体的にどのように実施され、どの時点でどのような評価・修正が行われ、いつ、どのように目標が達成されるかが明確にされることとなるであろう。これまでの体験から、看護教育や看護業務に携わる者は、高い理想を求め、問題解決志向で業務に懸命に取り組み、バーンアウトに陥りやすい傾向にあることから、毎年度の自己点検・評価が、教職員の本学への帰属意識やモチベーションを高める機会となることに期待したい。

一方、前年度から継続課題としてあげていた「大学院博士課程開設」については、本学単独での開設に関し、継続性の問題等が内在していることから、学園本部から文部科学省への申請許可を得ることができず、学園組織内において現在開設準備中の共同大学院への参画を検討するよう提示された。また「講堂設置計画」については、建設費の高騰や建物の維持費の問題から継続審議となった。

このように平成 25 年度は、次年度以降の教育・運営活動に向けての大きな見直しの年であったように思われる。

日本赤十字秋田看護大学
学長 安藤 広子

